

令和元年度
包括外部監査の結果報告書

令和2年3月

宮崎県包括外部監査人

公認会計士 大塚 孝一

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を**指摘事項**と**意見**に分けて記載する。**指摘事項**は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。また、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと監査人が判断される場合には**指摘事項**としている。

一方、**意見**は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査実施者	2
6. 利害関係	2
第2 基本的な視点等	3
1. 監査の視点	3
2. 主な監査手続き	4
第3 外部監査の対象	10
1. 委託契約の概要	10
2. 委託契約方式の分類	14
第4 宮崎県の委託契約	17
1. 委託契約の抽出方法及び抽出結果	17
2. 監査の対象となる委託契約	17
第5 総括	28
第6 総論	49
1. 少額随意契約について	49
2. 企画コンペ方式について	52
3. 一者応札(応募)について	53
4. 予定価格調書について	54
5. 随意契約の妥当性について	56
6. 契約に関する取りまとめ部署	56

第7 各論	57
1. 総合政策部.....	57
2. 総務部.....	66
3. 福祉保健部.....	78
4. 環境森林部.....	88
5. 商工観光労働部.....	93
6. 農政水産部.....	105
7. 県土整備部.....	110
8. 企業局.....	129
9. 病院局.....	131
10. 県議会事務局.....	159
11. 警察本部.....	163
12. 教育委員会.....	170

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

委託契約に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

ただし、必要に応じて平成31年度及び平成29年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

委託料は、自治体と民間企業等との間で委託契約を締結することにより、自治体の事務、事業等を外部の者に行わせ、その反対給付として支給する経費のことである。

この委託契約は、宮崎県のほぼ全ての部局で行われている。委託先については民間企業や外郭団体等への委託などがあるが、その内容は各種事務、事業や調査さらには施設管理など多岐に亘っている。自治体が外部委託を行う理由は、外部者が有するノウハウを活用することにより住民サービスの向上を図り、さらに自治体のコストの縮減に繋げることなどが考えられる。一方で、外部委託による効果を十分に発揮するためには、1)外部委託によって支障が生じていないか、2)外部者を選定する際に競争性は確保されているか、3)自治体によるモニタリングが十分に行われているか、4)サービス水準と委託料のバランスは保たれているか、などに対して常に注意を払う必要がある。

これらの点を踏まえて、宮崎県が行う委託契約に関する財務事務に関して、宮崎県のルールに沿っているか、委託契約の公正性、透明性、有効性、経済性、効率性は保たれているかなどの観点に基づき検証することは、宮崎県民にとっても有用であると考え、本事件(テーマ)を選定した。

4. 外部監査の実施期間

令和元年6月4日から令和2年3月17日まで

5. 監査実施者

包括外部監査人	大塚 孝一	公認会計士
補助者	青山 伸一	公認会計士
同	金丸 由宇	弁護士
同	坂元 隆一郎	公認会計士
同	塩塚 正康	公認会計士

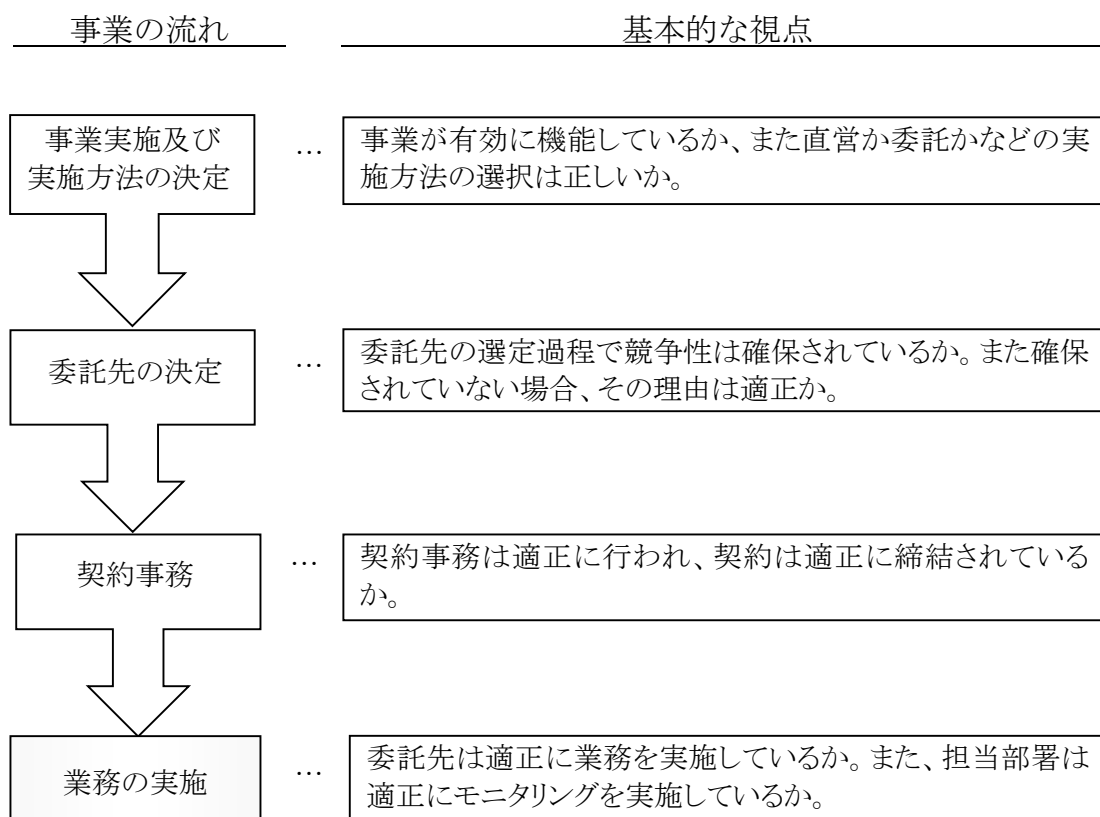
6. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 基本的な視点等

1. 監査の視点

事業を推進するにあたっては、いくつか判断が要求される場面がある。その判断が誤っていれば、事業が有効でなかったり、経済的、効率的に実施できていなかったりする。ここで、委託事業の場合に判断が要求される場面は、1)「事業実施の決定」及び「実施方法の決定」を判断する場面、2)「委託先の決定」の場面、3)「契約」を締結する場面、そして4)「業務の実施」の場面である。事業を実施する部署にとって判断が必要とされる場面は、言い換えると監査上の「基本的な視点」となる。



(1) 事業の有効性

第1の基本的な視点は事業が有効に機能しているかである。また、事業の実施方法(直営、委託)の選択が適正かどうかも重要となる。具体的には、まず事業を実施する必要があるかについて検討する。特に既存事業については、継続して実施する必要があるかについては重要な検討事項である。また、事業として有効であっても、そもそも自治体が実施する必要があるかは重要な検討事項である。自治体を実施しなくても民間主導で実施できる事業は、自治体を実施することの有効性は低いと判断される。さらに、自治体を実施する必要があると判断された場合においても、自治体が直接実施する必要があるかについての検討が

必要になる。自治体が直接実施しない方法としては、たとえば、民間等への委託の他に、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用なども考えられる。これらが、適正に決定されているかどうかは、重要な監査の視点となる。

(2)競争性の確保

委託によって事業を行うことが決定された場合、委託先の選定過程で競争性が確保されているかは、重要な監査の視点となる。一般的に、競争性は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順番に下がっていく。随意契約の場合にも、コンペ方式を導入している場合には、競争性は確保されていると考えられる。今回の監査においては、契約方法の決定理由の合理性を確認する。

(3)契約手続きの適正性

委託先が決定された後は契約が締結されることとなるが、この契約が適正に締結されているかは、重要な監査の視点となる。契約の適正性に関しては、主に契約事務が、規則等に準拠して適正に行われているかについての監査が中心となるが、その他にも契約金額(委託料)が適正に決定されているかについても重要な視点と考える。

(4)業務実施の適正性

最後に、委託先が適正に業務を実施しているかは重要な監査の視点となる。また、県が適切にモニタリングを実施しているかも重要な監査の視点に含まれる。特に、モニタリングは、委託料の正当性を事後的に確認する手段ともなる。つまり、委託料の正当性についてモニタリングで確認されていれば、次年度の委託料の算定において有用な情報として活用できることになる。

2. 主な監査手続き

「経済性、効率性、有効性」及び「合規性」の主な監査手続きは以下のとおりである。

(1)事業の有効性

- 事業の内容は、事業そのものの目的に合致しているか。
- 委託事業が長期固定化していないか。
 - (注1)委託事業が長期固定化している場合、委託事業の内容が事業の目的に合致しない又は事業の目的そのものが陳腐化している可能性がある。
 - (注2)事業名が変わっても実質的には従前の事業と変わらない場合については留意が必要となる。

- サービス水準は低下していないか。
(注 1) 委託先が長期固定化している場合、モチベーションの低下によるサービス水準の低下の可能性が考えられる。
- 経費縮減によって受託者の労働条件は悪化していないか。
- 以下の事項等を考慮して直営、外部委託等を選択しているか。
 - ・外部委託により県民サービスの維持又は向上が見込まれる。
 - ・外部委託により経費の縮減が見込まれる。
 - ・外部委託により外部の高度かつ専門的な知識や技術が活用できる。
 - ・外部委託により県民との協働により住民自治が図られる。
- 委託事業として実施するのではなく、公の施設として指定管理者を導入すべきものはないか。

(2) 競争性の確保

- (随意契約の場合) 随意契約によらざるを得ない理由は適正か。
- (随意契約の場合) 競争性のある契約(入札、プロポーザル方式)への移行予定はあるか。
- (随意契約の場合) 県と関連団体との随意契約は適切に行われているか。
(注 1) 宮崎県では、「新宮崎県公社等改革指針」で、県と公社等との間の随意契約状況を公表している。
- (入札の場合) 一般競争入札、指名競争入札等の選択は正しいか。
- (コンペ方式の場合) 一定のルールに従って採用されているか。
- (コンペ方式の場合) 審査基準に客観性はあるか。
- (コンペ方式の場合) 事業候補者選考委員会は適切に運営されているか。(構成員数、委員構成)
- (指名競争入札の場合) 指名業者の選定に客観性、公平性はあるか。
- (入札の場合) 県が提示する仕様書は過度に排他的ではないか。
(注 1) 事業目的との関連で要求されるサービス内容と直接関係のない条件や過度の条件が仕様書に加わっていないかについて留意が必要となる。
(注 2) 前回が一者応募の場合、競争性を確保するためその原因を追究しその解消に向けた努力がなされているか。具体的には、応募辞退者へのアンケートなどを実施し、その結果を受け仕様書の見直しを検討しているかを確認する。
- (入札、コンペ方式等の場合) 十分な公示期間を確保しているか。
- (入札、コンペ方式等の場合) 業務実施期間、業務準備期間が十分に確保されているか。
- (入札、コンペ方式の場合) 説明会の開催等の事前説明の機会の提供が十分になされているか。

(3) 契約手続きの妥当性

- 予定価格は妥当か。(予定価格の算出方法及びその採用理由)
- 契約までの一連の資料は整理され、保管されているか。
- 個人情報の流出の危険性を十分考慮しているか。
- 一括調達に向けた努力がなされているか。

(4) 事業実施の適正性

- 事業の実施過程において、県は十分にモニタリングを行っているか。
- PDCA の中で、モニタリング結果を次年度の業務に生かしているか。
- 再委託が行われている場合、その妥当性を検討しているか。

(5) 委託事業の法規準拠性

法規準拠性に関し以下の事項を監査要点として監査を実施した。

(注)

自治法: 地方自治法

自治令: 地方自治法施行令

財務規則: 宮崎県財務規則

(1) 契約方式の選択		
①	一般競争入札が原則となっているか	—
②	指名競争入札は一定の場合に限り認められているか	自治法 § 234・II 自治令 § 167
③	随意契約は一定の場合に限り認められているか	自治法 § 234・II 自治令 § 167 の 2 財務規則 § 136 の 2
(2) 参加資格(入札の場合)		
①	入札の場合、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させていないか	自治令 § 167 の 4・I 自治令 § 167 の 11・I
②	入札の場合、知事はあらかじめ契約の種類及び金額に応じ、経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた上、入札に参加する者の申請を待って、当該資格を有するかどうかを審査しているか	自治令 § 167 の 5・I 自治令 § 167 の 11・II 財務規則 § 119

(3) 公告 (一般競争入札の場合)		
①	一般競争入札においては、入札期日の前日から起算して 10 日前までに公告しているか (急を要する場合は、3 日前)	自治令 § 167 の 6 財務規則 § 120
②	公告には、必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしているか	自治令 § 167 の 6・II
③	公告には、次の事項が記載されているか <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札に付する事項 ・競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 ・契約条項を示す場所及び期間 ・入札執行の場所及び日時 ・入札保証金に関する事項 ・その契約が議会の同意を要するものであるときは、その旨 ・令第 167 の 6 第 2 項に規定する事項 ・電子入札を行おうとするときは、その旨 ・その他必要な事項 	財務規則 § 121
(4) 入札者の指名・通知 (指名競争入札の場合)		
①	指名競争入札の場合、原則 3 名以上の入札者を指名しているか。	財務規則 § 134
②	入札者を指名しようとするときは、財務規則第 121 条に関する事項を、入札期日の前日から起算して少なくとも 7 日前に入札者に通知しているか。	財務規則 § 135
(5) 入札の方法		
①	入札の場合、契約担当者は入札をしようとする者から所定の日時までに入札書を入手しているか。	財務規則 § 123
②	電子入札の場合、入札者は契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに必要な事項を記載しているか。	財務規則 § 123 の 2
③	代理人による入札の場合、委任状を入手しているか。	財務規則 § 123
(6) 予定価格		
①	入札、随意契約のいずれの場合においても、予定価格を作成しているか。	財務規則 § 122 財務規則 § 137

②	予定価格は、入札時又は見積書入手時以前に作成されているか。	財務規則 § 122 財務規則 § 137
③	予定価格調書の省略は、一定の場合に限られているか。 (注) 予定価格調書の省略であり、予定価格作成の省略ではないことに留意が必要である。	財務規則 § 137 但書き
(7) 落札(入札の場合)		
①	予定価格以下の最低価格の入札者を落札者としているか。但し、最低制限価格を設けたときは、その価格以上のものとしているか。	財務規則 § 126
(8) 入札保証金(入札の場合)		
①	契約担当者は入札に参加しようとする者に対して、100分の5以上の入札保証金を納めさせているか。	財務規則 § 100
②	入札保証金の免除は財務規則第100条第2項の(1)から(3)の場合に限っているか。	財務規則 § 100 II
(9) 見積書の徴取(随意契約の場合)		
①	随意契約の場合、原則2人以上から見積書を徴しているか。	財務規則 § 138 I
②	1件の金額が10万円未満の契約をするとき、又は特別の事情により2人以上から見積書をとることができないときは、1人から見積書を徴しているか。	財務規則 § 138 I 但書き
(10) 契約		
①	契約書は以下の場合以外作成されているか。 (契約書の省略、請書の提出) ・ 契約代金の額が100万円未満 ・ 随意契約で契約担当者が特に契約書を作成する必要がないと認めたとき (契約書、請書の省略) ・ 1件の金額が50万円未満の契約 ・ 物件の一時的な使用又は一時的な借上げの場合	財務規則 § 105 財務規則 § 106
②	契約書(県が保存するもの)には、印紙が貼り付けられているか。(但し、指定管理者制度における協定書が契約書に該当しない可能性があるので留意が必要。)	印紙税法 § 4、5

(11) 契約保証金		
①	契約担当者は、契約の相手方に対して 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせているか。	自治令 § 167 の 16 財務規則 § 101
②	契約保証金の免除は、財務規則第 101 条第 2 項の場合に限っているか。	財務規則 § 101 II
(12) 長期継続契約		
①	長期継続契約は以下に限っているか。 1) 事務用機器その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの 2) 庁舎等の管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、年間を通じて役務の提供を受ける必要があるもの	自治法 § 234 の 3 自治令 § 167 の 17
(13) 監督、検査		
①	あらかじめ監督員を指定して、監督をさせているか	自治法 § 234 の 2・I 財務規則 § 111
②	あらかじめ検査員を任命して、検査をさせているか	自治法 § 234 の 2・I 財務規則 § 112
③	監督員と検査員は兼ねていないか(兼業禁止)	財務規則 § 114
(14) 部分払い		
①	部分払いは、既済部分又は既納部分の 10 分の 9 以内となっているか。	財務規則 § 116 II
(15) その他		
①	その他合規性に反することはないか	—

第3 外部監査の対象

1. 委託契約の概要

(1) 委託について

委託とは、法律行為又は事実行為（事務）の実施を他人に依頼することをいう。他人に依頼する際、契約を締結すればそれが委託契約となる。また、委託契約に基づく地方公共団体の支出が委託料となる。

ここで、事務、事業を外部に委託しているという面で、委託料と類似する概念として交付金がある。但し、委託料が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の行為であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点が違いとなる。

また、交付金と同様に委託料に類似した概念に補助金がある。但し、委託料の場合、本来の事務、事業の実施主体は地方公共団体にあるのに対して、補助金の場合、事務、事業の実施主体は交付先にある点が相違となる。つまり、委託料の場合、本来事務事業の実施主体は地方公共団体になるが、何らかの事情で事務事業を委託している場合に支出するものであり、一方、補助金は、事務、事業の実施主体はあくまで外部となるが、その事務、事業に対して、地方公共団体が、公益上必要があると認めた場合に対価なくして自発的に支出するものとなる。

委託料、補助金、交付金に負担金加えた内容は以下のとおりである。

委託料	自治体の事務、事業等を他の機関又は特定の者に行わせる場合に、その反対給付として支給する経費（対価的性格を有する経費）
補助金	特定の事業、研究等公益上必要がある場合これを育成又は助成するために補助する経費。支出そのものには義務はない。
負担金	国または他の地方公共団体等に対して負担する経費及び各種団体に加盟し、その団体の必要経費に充てるためその団体が取り決めた費用を負担する経費。
交付金	特定の目的をもって交付する金銭を広く指す。本来地方公共団体が行うべき事務、事業を団体等が行った場合に、支払う経費。

(注) 表の内容は、監査人が認識している内容であり、正式な定義ではない。

(2) 委託の対象となる業務

一般に、公共サービスには、外部委託が法令上可能な業務と、行政自らが執行することとなっている業務がある。また、法令上は外部委託が可能であっても、業務の性質上、外部委託に適さない業務もある。各地方公共団体は、外部委託が法令上可能な業務の内、民間が効率的、効果的に業務を実施できると判断される場合に外部委託を選択することになる。

外部委託を行うかどうかの判断の材料としては具体的には次のようなものが考えられる。

- 外部委託により県民サービスの維持又は向上が見込まれる。
- 外部委託により経費の縮減が見込まれる。
- 外部委託により外部の高度な専門的な知識や技術が活用できる。
- 外部委託により県民との協働により住民自治が図られる。

なお、外部委託を行うかどうかの判断基準は、包括外部監査を実施するに当たって外部委託の効果を判断する際の監査要点ともなる。

(3) 委託の契約方法

地方自治法では、契約の締結方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの4つの方法によるものとした上で、原則、一般競争入札によるものとし、政令で定められた場合に限り指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができるとしている。委託についても契約による行政事務執行上の行為となるので、これらの締結方法のどれかを選択することになる。

自治法 § 234 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

このとおり、自治法では一般競争入札が原則的な方法とした上で、一定の場合に限り他の方法が認められている。まず、指名競争入札は次の場合に限り行うことができるとなっている。

自治令 § 167 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

次に、随意契約は次の場合に限り行うことができるとなっている。

自治令 § 167 の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方

公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

2. 委託契約方式の分類

(1) 一般競争入札

一般競争入札とは、契約締結に必要な条件を一般に公告し、不特定多数の者を誘引して、入札によって申込みをさせる方法により競争させ、そのうちで地方公共団体にとりもつとも有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方法である。

一般競争入札は、広く誰でも入札に参加する機会が与えられるという点で最も公平な方法であり、また不特定多数の者に競争させ、地方公共団体に有利な条件を提示した者と契約を締結するという点で最も経済性を発揮することができる。

その反面、入札手続は他の方法と比べ複雑となり、かつ公告等の経費を必要とし、また価格だけで競争させるため信用のない無資力者が参加するおそれがあり、契約の確実な履行を確保できないなどの欠点を有することになる。

(2) 指名競争入札

指名競争入札とは、資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、その者に一般競争入札の手続きに準じて競争を行わせ、その中から最も有利な条件を提示する者と契約を締結する方法である。

指名競争入札は、発注者が適切と認める複数の相手方を選択し入札者を特定するので、一般競争入札の場合のように履行能力、信用等において不十分な者の入札参加により損害をこうむる危険性は少なくなる。その反面、入札者の範囲が限定されるので競争の効果は減退し、業者間の談合により競争の実を失うおそれもある。このため、この方法によるときは、その弊害の除去、防止のため、指名の公正化、適正な予定価格の設定等について十分な配慮が必要とされる。

(3) 例外的落札方式(低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価一般競争入札)

一般競争入札及び指名競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとなっている(自治法 § 234・Ⅲ)。但し、例外的に、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることが認められている(自治法 § 234・Ⅲ但書き)。

第1に、競争入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結した場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる(自治令 § 167 の 10・I、自治令

§ 167 の 13)。これを「低入札価格調査制度」という。

第2に、競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる(自治令 § 167 の 10・II、自治令 § 167 の 13)。これを「最低制限価格制度」という。

最後に、普通地方公共団体の長は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる(自治令 § 167 の 10 の 2・I、II、自治令 § 167 の 13)。つまり、この方式は、価格と価格以外の要素(企業の技術力、社会性及び地域性等)を総合的に評価した上で、総合的に優れた者と契約を行うものとなる。これにより、入札に参加する者の技術面での競争を促すことや、ダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保される可能性が高くなると考えられる。この方式を「総合評価一般競争入札」という。

(4) 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、発注者が適当と認める相手方を選んでその者と契約を締結する方法であって、いわば特定者との協議による契約というべきものである。

随意契約は、当該契約の目的に最も適した信用、経歴のある業者を契約の相手方に選定できる点において、予定価格の設定が適正に行われていれば履行の確実性という点からみて有利な契約方法といえるが、一方、契約担当者に相手方の選択権があるため、不正が行われやすい欠点がある。随意契約が可能となる要件は前述の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のとおりとなる。

なお、宮崎県においては、2 者以上から見積もりを徴取することを原則として、ある程度の競争性の確保に努めている(宮崎県財務規則第 138 条第 1 項)。

(5) プロポーザル方式(企画コンペ方式)

プロポーザル方式とは、契約の発注にあたり、複数の候補者に対象業務に対する構想(発想)、実施方法、取組体制等について提案を求め、必要に応じてヒアリングを行い、審査のうえ当該対象業務に最適な事業者を選定する方式をいう。

一般に、高度な技術等が重視される工事の設計、同じく高度な知識や経験が必要とされたり事業者の提案に事業の成果が依存したりする業務、さらには情報システムの開発のような業務などについてプロポーザル方式を採用するとしている。宮崎県では、通称企画コンペ方式とも呼ばれている。

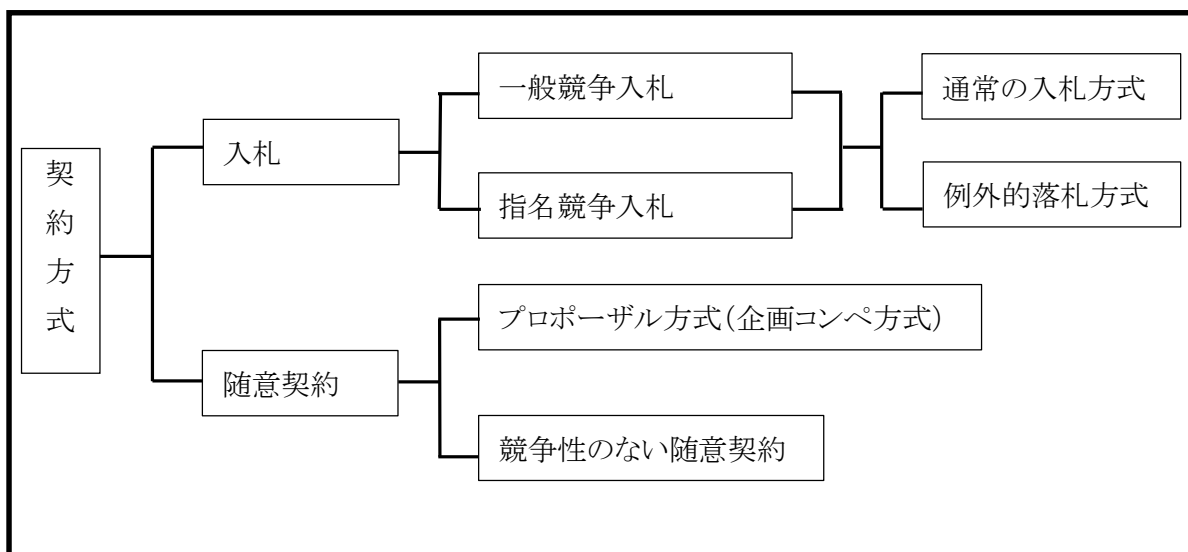
プロポーザル方式では、一定の審査によって選定された事業者と随意契約を締結することになるので、会計法又は自治法上は特命随契(特定の事業者を指定して契約を締結する

方式)に分類される。但し、プロポーザル方式においては一定レベルの競争性は確保されるので、プロポーザル方式を「競争性のある随意契約」、その他の随意契約を「競争性のない随意契約」として区別する場合もある。

(6)まとめ

委託契約方式をまとめると次のとおりとなる。

図 1 委託契約方式の分類



第4 宮崎県の委託契約

1. 委託契約の抽出方法及び抽出結果

宮崎県においては、委託契約の状況を集計していない。そこで、今回の監査においては、宮崎県の全ての部局に対して、以下の要件にあった委託契約を照会した。

【調査の対象とする委託契約】

平成 30 年度に行った委託契約(複数年度契約の場合、平成 30 年度に契約したもの。)のうち、次の抽出方法1, 2に該当するものを対象とする。

【抽出方法】

- ① 予算執行伺額(当初)が 100 万円を超える委託契約。但し、工事関連委託(測量、補償コンサル、建設コンサル、地質調査、建築設計)を除く。
- ② 宮崎県財務規則第 136 条の 2 第 6 号による契約(少額随意契約)(注)の内、予算執行伺額(当初)が 80 万円を超え 100 万円以下のもの。但し、工事関連委託(測量、補償コンサル、建設コンサル、地質調査、建築設計)を除く。

(注)宮崎県財務規則

(随意契約によることができる場合)

第 136 条の 2 令 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)から(5)(省略)

(6)前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

2. 監査の対象となる委託契約

以上の結果、部局ごとに集計された委託契約数は表 1 のとおりである。

表 1 今回の監査において抽出された部局ごとの委託契約数

部局	契約数		監査対象候補 (1,000 万円以上) (注 3)
	100 万円以上 (注 1)	少額 (注 2)	
総合政策部	81	19	14
総務部	193	23	31
福祉保健部	192	49	38
環境森林部	118	19	12
商工観光労働部	155	16	24
農政水産部	193	42	20
県土整備部	551	43	88
会計管理局	10	0	1
企業局	60	18	2
病院局	169	28	41
県議会事務局	6	1	0
警察本部	78	23	15
人事委員会事務局	1	0	0
監査事務局	1	0	1
教育委員会	106	49	18
	1,914	330	305

(注 1) 抽出方法「①」で抽出された委託契約数

(注 2) 抽出方法「②」で抽出された委託契約数

(注 3) 抽出方法「①」で抽出された委託契約の内、契約額が 1,000 万円以上の契約数。100 万円以上の契約の内、約 16%を占めている。今回の監査では 1,000 万円以上の委託契約を監査対象候補とはしているが、結果として 1,000 万円未満の委託契約についても監査の対象としている。

「1.」において、各部局に照会して抽出した委託契約(100万円以上の委託契約)の内、監査の対象とした委託契約の状況は以下のとおりである。全体としては、100万円以上の委託契約1,914件の内、108件(5.64%)の委託契約を監査対象契約として個別に確認した。

表 2 監査対象案件抽出数、抽出率

	100万円以上 契約数 A	監査対象案件 抽出数 B	抽出率 B/A
総合政策部	81	5	6.17%
総務部	193	10	5.18%
福祉保健部	192	20	10.42%
環境森林部	118	7	5.93%
商工観光労働部	155	13	8.39%
農政水産部	193	5	2.59%
県土整備部	551	15	2.72%
会計管理局	10	0	—
企業局	60	2	3.33%
病院局	169	15	8.88%
県議会事務局	6	1	16.67%
警察本部	78	10	12.82%
人事委員会事務局	1	0	—
監査事務局	1	0	—
教育委員会	106	5	4.72%
	1,914	108	5.64%

抽出した委託契約は以下のとおりである。

(1) 総合政策部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
1	公用車運行管理業務（特別職専用車両運行管理業務）委託	10,209,114 単価契約	H30.4.1	～	H31.3.31	一般競争 入札
2	平成30年度県政番組（テレビ及びラジオ）の放送委託料（UMK・エフエム宮崎）	37,984,896	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
3	みやざき成長産業人材育成事業（みやざきビジネスアカデミー部門）	27,955,800	H30.6.1	～	H31.3.31	2号随契
4	平成30年度みやざきNPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務	8,174,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
5	パソコン等ヘルプデスク業務委託	11,080,800 長期継続契約	H30.7.1	～	R1.6.30	一般競争 入札

(2) 総務部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
6	平成30年度宮崎県人事給与システム保守業務委託	23,321,377	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
7	宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託	9,994,823 単価契約	H30.4.1	～	R3.3.31	2号随契
8	税務電算トータルシステム改修業務委託（地方税共通納税）	78,570,000	H30.8.30	～	H31.3.29	2号随契
9	税務電算トータルシステム改修業務委託（改元Ⅱ期）	31,698,000	H30.7.2	～	H31.3.28	2号随契
10	税務電算トータルシステム改修業務（eLTAXデータ連携対応分）	19,958,400	H31.1.7	～	H31.3.29	2号随契
11	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視業務	7,347,611	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
12	平成30年宮崎県知事選挙に係る臨時啓発業務委託	8,000,000	H30.10.26	～	H30.12.23	2号随契 (企画コンペ)
13	減災行動集中啓発事業等業務委託	7,315,000	H31.2.5	～	H31.3.31	2号随契 (企画コンペ)
14	宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託	246,240,000 長期継続契約	H30.4.1	～	R3.3.31	一般競争 入札
15	防災救急ヘリコプター5年点検業務委託	61,830,000	H30.6.4	～	H30.8.31	2号随契

(3) 福祉保健部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
16	生活保護システム更新導入	21,492,000	H30.5.15	～	H31.3.31	2号随契
17	「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業	5,472,000	H30.8.1	～	H31.3.31	2号随契
18	地域生活定着促進事業	20,000,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
19	訪問看護推進事業	10,904,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
20	小児救急医療電話相談事業	11,226,600	H30.4.1	～	R1.10.1	2号随契
21	地域包括ケアシステム構築・権利擁護支援事業	32,607,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
22	介護職員処遇改善特別支援事業	16,399,800	H30.8.22	～	H31.3.31	2号随契
23	喀痰吸引等研修事業（第一号・第二号研修）に関する業務委託	19,133,000	H30.6.1	～	H31.3.31	2号随契
24	「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託	17,412,000	H30.7.27	～	H31.3.15	2号随契
25	宮崎県障がい者スポーツ振興業務	35,203,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
26	精神科救急医療システム整備事業	19,517,700 単価契約	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
27	Super「歩一步の店」事業	4,446,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
28	食品衛生事務事業	14,551,389	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
29	犬の捕獲抑留業務等補助業務委託	95,898,329	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
30	水道ビジョン策定業務	15,984,000	H30.10.2	～	R2.3.31	一般競争 入札
31	先天性代謝異常等検査事業の委託契約	29,454,980 単価契約	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
32	平成30年度宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務に係る委託契約	58,252,946	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
33	平成30年度子育て支援員研修事業実施業務委託	4,102,920	H30.5.11	～	H31.3.31	2号随契 (企画コンペ)

テーマ 委託契約に関する財務事務の執行について

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
34	平成30年度みやざき結婚サポート事業業務委託	24,190,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契 (企画コンペ)
35	給食調理業務委託	19,271,619 単価契約	H30.10.1	～	H31.3.31	2号随契

(4)環境森林部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
36	平成30年度県民1人1本みんなで植樹推進事業(苗木提供)	17,604,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
37	大気汚染常時監視測定機器等の保守管理業務	17,928,000	H30.4.1	～	H31.3.31	一般競争 入札
38	環境中ダイオキシン類常時監視及び特定施設に係るダイオキシン類検査業務	4,644,000	H30.4.25	～	H31.3.31	一般競争 入札
39	公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託	8,100,000	H30.4.1	～	H31.3.31	一般競争 入札
40	長江川・川内川水域等における水質測定調査業務の委託	10,152,612 単価契約	H30.7.13	～	H31.3.31	一般競争 入札
41	平成30年度ポリ塩化ビフェニル安定器掘り起こし調査業務	13,046,400	H30.7.12	～	H31.2.28	条件付一般 競争入札
42	平成30年度松くい虫薬剤防除事業(特別防除に係る地上作業)の委託契約	11,016,000	H30.4.3	～	H30.6.30	2号随契

(5)商工観光労働部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
43	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託	20,310,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
44	ヤングJOBサポートみやざき運営業務委託	24,830,827	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契 (企画コンペ)
45	成長産業4分野及び地域産業2分野関連企業マッチング業務	8,976,960	H30.10.1	～	H31.3.31	2号随契 (企画コンペ)
46	「ひなたカード」入会利用促進プロモーション業務	2,457,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
47	ゴルフツーリズムプロモーション業務	10,000,000	H30.6.8	～	H31.3.31	2号随契
48	「観る」スポーツツーリズム推進業務	8,465,850	H30.9.14	～	H31.3.15	2号随契
49	香港輸出促進コーディネーターに係る業務委託	11,000,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
50	シンガポール輸出促進コーディネーターに係る業務委託	12,300,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
51	ふるさと宮崎応援寄附金振興事業	30,696,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
52	シンボルキャラクター活用による魅力発信業務(6-3月)	20,578,000	H30.6.1	～	H31.3.31	2号随契
53	「多文化共生地域づくり推進事業」の業務委託	27,600,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
54	食堂運営業務委託	10,256,544 長期継続契約	H30.4.1	～	R3.3.31	1号指名 競争入札
55	職業訓練等業務委託 (介護福祉士養成科1年)	25,153,052	H30.4.2	～	R2.3.14	2号随契

(6)農政水産部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
56	6次産業化地域サポート事業	15,000,000	H30.4.2	～	H31.3.29	2号随契
57	就農マッチング支援事業に関する業務委託	8,949,999	H30.8.29	～	H31.3.31	2号随契
58	みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト事業	4,005,000	H30.6.25		H31.3.20	2号随契
59	平成30年度保安林改良事業(交) 森林整備(複層林造成)業務 大鹿倉地区	10,854,000	H31.3.25	～	R1.6.30	1号指名 競争入札
60	平成30年度漁海況調査事業に係る委託調査業務(海洋観測)に要する経費	29,160,000	H30.5.1	～	H31.1.31	一般競争 入札

(7) 県土整備部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
		備考				
61	建設産業若年入職者確保・定着支援事業委託	12,000,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
62	平成30年度沿道修景第07-02-11号 県道勢田木崎線沿道修景委託業務(年間委託)	18,522,000	H31.3.4	～	R2.1.31	1号指名競争入札
63	平成30年度県単公園第1-A号 平和台公園 樹木伐採業務	9,396,000	H30.8.3	～	H30.9.28	5号随契
64	平成30年度災害委託第3-A号 国道448号 藤工区 積算技術業務	8,559,000	H30.4.27	～	H30.9.30	2号随契
65	平成30年度河川調査第840-02-C号 塩田川 浸水痕跡調査業務	2,484,000	H30.10.1	～	H31.3.14	5号随契
66	平成30年度土木積算システム支援業務委託	12,437,280	H30.4.11	～	H31.3.25	2号随契
67	平成30年度建設資材価格特別調査業務	25,704,000	H30.8.29	～	H31.3.25	2号指名競争入札
68	平成30年度河川修繕第50-01-01号 宮崎県総合河川砂防情報システム保守点検業務(年間委託)	19,494,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
69	宮崎県土砂災害危険度情報システム等改修業務	11,880,000	H30.12.7	～	H31.3.20	2号随契
70	宮崎港廃船処理業務委託	6,364,548	H30.9.30	～	H30.10.31	2号随契
71	平成30年度空港植栽第81-1-A号 宮崎空港 植栽管理年間委託	15,984,000	H30.4.27	～	H31.3.25	1号指名競争入札
72	平成30年度県単調査第41-1-L号 宮崎港一ツ葉地区 津波避難高台 積算技術業務委託	3,537,000	H31.1.29	～	H31.4.26	2号随契
73	平成30年度細島港引船運航及び保守点検業務委託(基本委託料)	48,298,452	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
74	平成30年度県単維持第21-1-15号 延岡港ほか流木等処分委託	13,284,000	H31.3.29	～	R1.6.30	1号指名競争入札
75	宮崎県都市計画基礎調査実施業務(その1)	32,950,748	H30.8.24	～	H31.2.19	1号指名競争入札

(8) 企業局

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
76	総合監視制御システムソフト修繕業務委託	21,060,000	H30.11.15	～	H31.3.22	地公法令 6号随契
77	企業局庁舎エレベータ保守業務委託	1,490,400	H30.4.1	～	H31.3.31	一般競争 入札

(9) 病院局

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
78	医薬品に係る調達改善支援業務	11,236,143 成功報酬制	H30.11.14	～	H31.2.19	2号随契
79	宮崎県立3病院部門システム更新・保守業務(放射線・治療RIS、内視鏡検査、循環器等)	99,360,000 長期継続契約	H30.11.2	～	H31.3.31	2号随契
80	宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託	530,091,695 長期継続契約	H30.9.5	～	H31.3.31	2号随契
81	県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務委託	8,631,360	H30.7.1	～	H31.3.31	2号随契
82	新県立宮崎病院開院支援業務委託	16,897,600 長期継続契約	H30.6.8	～	H31.3.31	2号随契
83	宮崎県立病院経営改善支援業務委託	52,184,200	H30.4.2	～	H31.3.29	2号随契
84	清掃業務(本館等)	36,936,000 長期継続契約	H30.10.1	～	H31.3.31	一般競争 入札
85	病児等保育施設運営業務	58,835,160 公募型プロポーザル方式	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
86	臨床検査業務(臨床検査)	80,739,397 11,072,605 単価契約 増額変更 当初予算執行何額 79,200,000円	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
87	洗濯業務委託	27,958,072 単価契約	H30.5.1	～	H31.3.31	一般競争 入札
88	吸収式冷暖房機保守点検業務委託	2,268,000	H30.4.1	～	H30.9.30	2号指名 競争入札
89	臨床検査業務委託	20,910,695 単価契約	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契

テーマ 委託契約に関する財務事務の執行について

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
				～		
90	遠隔画像読影業務委託	41,259,024 単価契約	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
91	臨床検査業務委託	16,708,608 単価契約	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
92	給食業務委託(食材費)	28,590,939 長期継続契約	H30.10.1	～	R3.9.30	一般競争入 札→随契

(10) 県議会事務局

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
				～		
93	議員寮管理業務委託	3,641,760	H30.4.1	～	H31.3.31	1号指名 競争入札 →2号随契

(11) 教育委員会

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
				～		
94	ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運営業務委託	25,029,000	H30.4.1	～	H31.3.31	2号随契
95	スポーツ習慣化促進モデル事業	1,394,000	H30.7.1	～	H31.3.31	2号随契
96	宮崎県立図書館清掃業務委託	16,297,200	H30.4.1	～	H31.3.31	条件付一般 競争入札
97	中央監視管理業務委託	27,972,000	H30.4.1	～	H31.3.31	1号指名 競争入札
98	通学バス運行业務委託	17,604,000	H30.4.1	～	H31.3.31	8号随契

(12) 警察本部

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間			入札・随契 の種別
				～		
99	宮崎県警察通信指令システム新元号改修業務委託	10,800,000	H30.11.30	～	H31.3.31	2号随契
100	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務委託	5,108,400	H30.6.1	～	H31.1.31	一般競争 入札
101	液体クロマトグラフタンデム質量分析装置保守点検業務委託	5,130,000	H30.4.1	～	H31.3.31	一般競争 入札
102	交通安全教育隊業務委託	6,339,600	H30.4.26	～	H31.3.31	一般競争 入札

No.	契約名称	契約額(円) (当初、税込)	委託期間	入札・随契 の種別
103	放置車両確認事務の委託	58,320,000 長期継続契約	H30.9.1 ~ R3.8.31	総合評価 一般競争 入札
104	自動車保管場所の現地調査に関する業務の委託	145,858,320 単価契約 長期継続契約	H30.10.1 ~ R3.9.30	一般競争 入札
105	自動車保管場所のデータ入力等業務委託	81,356,400 単価契約 長期継続契約	H30.10.1 ~ R3.9.30	一般競争 入札
106	仮免許事務委託	21,253,946 単価契約	H30.4.1 ~ H31.3.31	2号随契
107	高齢者講習及び検査委託	195,583,260 単価契約	H30.4.1 ~ H31.3.31	2号随契
108	運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託	440,930,304 一部単価契約 長期継続契約	H30.10.1 ~ R3.9.30	一般競争 入札

次に、抽出方法「2. 宮崎県財務規則第136条の2第6号による契約の内、予算執行伺額(当初)が80万円を超え100万円以下のもの。但し、工事関連委託(測量、補償コンサル、建設コンサル、地質調査、建築設計)を除く。」において抽出された案件については、個別の委託契約を抽出して、内容を確認することはせず、抽出された委託契約全体をレビューし状況を確認した。

第5 総括

今回の監査における結果及び意見の概要は以下のとおりである。全体では、指摘事項が44件、監査の意見が51件となっている。

総論

監査の意見0-① 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

企画コンペ方式は、一般的に入札と比べて審査員の採点によって順位付けを行うことから入札よりも恣意性が介在する余地があることから、予算執行時には、なぜ入札ではなくて企画コンペ方式を採用したかについての記載が必要であると思われる。

さらに、今後、①コンペ方式を採用するための客観的な条件、②客観的・公平的な審査基準の考え方、③事業候補者選考委員会の構成(構成員の人数、構成)等について、県全体の統一的な指針を構築することも必要と考える。

監査の意見0-② 予定価格調書の日付の記入について

現状、宮崎県で使われている「予定価格調書」のひな形は、件名、予定価格、作成者部署氏名は記載することになっているが、作成日の記載がない。

前述のとおり、予定価格は「予定価格調書」の作成をもって確定するのであるから、「予定価格調書」が、入札における開札及び随意契約における見積書入手よりも先に作成されたことを事後的に確認できるようにしておくためにも「予定価格調書」には作成日の記載が必要と考える。

各論

1. 総合政策部

①公用車運行管理業務(特別職専用車両運行管理業務)委託(秘書広報課)

監査の意見1-① 予定価格調書の日付の記入について

予定価格調書に作成日が記載されていないが、予定価格は、県が第3者と契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格であり、少額の物品購入などといった予定価格の作成が現実的ではない場合を除いて、入札の場合は開札時まで、随意契約の場合は見積書を徴取するまでに作成すべきものとなる。予定価格調書は、開札又は見積書徴取前までに予定価格を作成したことを証明する調書となるので、予定価格調書には、開札日との時系列を明らかにするため、作成日の記入が求められる。

※なお、予定価格調書の日付の記入の問題は、「第7 各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、宮崎県の全ての委託契約に当てはまる事項と

なるので、「第6 総論」において、監査の意見として記載している。

監査の意見 1-② 一者応札の解消について

本委託業務は、一般競争入札を実施している。過去3年においては、平成28年度が入札参加者数2者、平成29年度以降は入札参加者が1者のみとなっている。担当課によると、今後も一般競争入札を継続する予定であるので、今後、一者応札の解消に向けた努力が必要である。

②平成30年度県政番組（テレビ及びラジオ）の放送委託料（UMK・エフエム宮崎） （秘書広報課 広報戦略室）

監査の意見 1-③ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見1-①と同様。

監査の意見 1-④ 価格の硬直性解消に向けた方策の検討

担当課としては、今後も粘り強く価格交渉を継続する必要がある。この点、他の放送局との価格差が生じているのも事実であり、サービス内容に差が生じているとしても、価格差が生じている点は、価格交渉の材料に使えるものと思われる。

監査の意見 1-⑤ 県政放送の在り方について

県としては、視聴習慣にかかわらず県政放送を見ることができると重視しているが、費用対効果の面を考慮して、1度に契約する放送局を絞るなど、今後県政放送の在り方に対する検討は継続していく必要がある。

③みやざき成長産業人材育成事業（みやざきビジネスアカデミー部門）（産業政策課）

監査の意見 1-⑥ 一者応募の解消について

競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業者向け説明会に参加したが応募しなかった者に対して、参加しなかった理由を確認したり、業務仕様が事業の内容に比べて過度に現在の業者に有利ではないかを確認したりするなどである。

監査の意見 1-⑦ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

今後県全体としての競争入札を行うか企画コンペを行うかの判断や、一般的な企画コンペ方式の進め方についての、より詳細なマニュアルを作成することも検討が必要である。

※なお、企画コンペ方式の詳細なマニュアルの作成については、「第7 各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、全庁的に統一した考え方を構築することが望まれるので、「6. 総論」で意見として記載している。

④平成 30 年度みやざき NPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務（生活・協働・男女参画課）

監査の意見 1-⑧ 一者応募の解消について

競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務仕様が事業の内容に比べて過度に現在の業者に有利ではないかなどを確認したりするなどである。

監査の意見 1-⑨ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

監査の意見1-⑦ と同様。

⑤パソコン等ヘルプデスク業務委託（情報政策課）

監査の意見 1-⑩ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見1-① と同様。

監査の意見 1-⑪ 入札の回数、公示の回数について

本委託業務は、入札によって契約先を決定しているが、1 度目公示は 2 回入札を行ったが不落となり、2 度目の公示では 2 回目の入札で契約先が決定した。入札の回数については、「宮崎県会計事務の手引き」の 121 ページに、「入札の回数は通常 1 件につき 2 回を限度とし、入札の公告や指名の通知の中で表示すべきである。」との記載があるが、公示の中で入札回数については触れておらず、本来は入札者が辞退しない限り何度でも入札を行う必要があったと思われる。今後は、入札回数について、公示に明示することが必要である。

2. 総務部

①平成 30 年度宮崎県人事給与システム保守業務委託（人事課行政改革推進室）

監査の意見 2-① 予定価格調書の日付の記入について

予定価格調書に作成日が記載されていない。予定価格は、県が第 3 者と契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格であり、随意契約の場合は本来見積書を徴取するまでに作成すべきものとなる。予定価格調書は、見積書徴取前までに予定価格を作成したことを証明する調書となるので、予定価格調書には作成日の記入が求められる。

※なお、予定価格調書の日付の記入の問題は、「第 7 各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、宮崎県の全ての委託契約に当てはまる事項となるので、「第 6 総論」において、監査の意見として記載している。

②宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託（税務課）**監査の意見 2-② 予定価格調書の日付の記入について**

監査の意見2-①と同様。

監査の意見 2-③ 長期継続契約の期間について

長期継続契約における契約期間は3年としているが、これは九州各県の内3県で契約期間を3年としていることからとしているが、今後契約を継続する場合には、3年にこだわらず、契約の安定性、価格の妥当性等を考慮して契約期間を設定することが望まれる。この点、県条例では、知事が特に必要と認めた場合以外は、契約期間は5年を超えることができない。但し、契約の性質上（契約が途切れることはできるだけ避ける必要がある）、知事が特に認めた場合として契約期間を5年以上とすることも検討の余地があるものと思われる。

③平成30年宮崎県知事選挙に係る臨時啓発業務委託（市町村課）**監査の意見 2-④ 予定価格調書の日付の記入について**

監査の意見2-①と同様。

監査の意見 2-⑤ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

今後県全体としての競争入札を行うか企画コンペを行うかの判断や、一般的な企画コンペ方式の進め方についての、より詳細なマニュアルを作成することの検討が必要である。

※なお、企画コンペ方式の詳細なマニュアルの作成については、「第7 各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、全庁的に統一した考え方を構築することが望まれるので、「6. 総論」で意見として記載している。

④減災行動集中啓発事業等業務委託（危機管理課）**監査の意見 2-⑥ 予定価格調書の日付の記入について**

監査の意見2-①と同様。

監査の意見 2-⑦ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

監査の意見2-⑤と同様。

⑤宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託（消防保安課）

監査の意見 2-⑧ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見2-①と同様。

監査の意見 2-⑨ 一者応札の解消について

本委託業務は、条件付き一般競争入札を実施している。入札は過去においては3年ごとに平成24年度、平成27年度に実施しているが、いずれも入札参加者数は1者のみ(今回の入札参加者)となっているので、今後一者応札の解消に向けた努力が必要である。この点、現在パイロット不足ではあるが、全国的には複数参加可能な者がいることが推定され、競争性の確保のために努力をする必要がある。

3. 福祉保健部

①「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業（福祉保健課）

監査の意見 3-① 企画コンペの審査方法について

平成30年度は2者の応募があり、審査結果表を見ると審査に参加した6名の合計得点の高い会社に委託先が決定されている。しかし、審査結果の個人ごとの得点を見ると6名中4名が選定されなかった会社の得点を高く採点していた。合計得点の高い者を選定することは一つの合理的な選定基準であるが、今般のように採点者の過半数が高い得点をつけた先が選定されないというケースに備え、現状以上に採点の客観性・公平性を確保する点から選定理由につき説明できるようにしておく必要があると考える。

②宮崎県障がい者スポーツ振興業務（障がい福祉課）

監査の意見 3-② 実績報告について

検査調書に添付されている事業実績報告の委託事業収支決算書は円単位であるにもかかわらず千円単位で丸めての記載となっている。委託先団体での決算の監査・承認は適正になされているとのことであるが、検査時においても実績数値の確認は重要となるため、円単位での正確な数値に基づく収支決算書を添付すべきものとする。

③Super「歩一步の店」事業（障がい福祉課）

監査の意見 3-③ 長期にわたる随意契約について

本事業は、平成20年から長期間にわたり随意契約を継続している。本事業は、事業所における取引の拡大と障がい者の工賃向上を図ることが求められ、単純に価格競争に付することは適当でないと思われるが、企画コンペ方式等により提案内容と受託団体等の選択可能性を考慮しつつ委託先を決定することが望まれる。

④犬の捕獲抑留業務等補助業務委託（衛生管理課）

監査の意見 3-④ 委託業務費に含まれる人件費の内容について

業務委託費には職員等人件費及び旅費等の活動運営費が含まれているが、職員等人件費には管理業務を行っている人員の人件費も含まれている。しかし、本委託事業は「犬の捕獲抑留業務等補助業務」の委託契約であり、人件費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものとする。管理業務を行う人員の人件費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約に即した内容の見直しや積算項目を整理するなど、今後検討が必要ではないか。

⑤平成30年度宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務に係る委託契約（健康増進課）

監査の意見 3-⑤ 委託料算定時の時間外手当について

委託料を積算する際に時間外手当を算入している。時間外手当は委託先の運営努力や個人の能力に応じて支給される性質のものであって原則として委託料積算に含めることはなじまない。時間外手当の積算算入は委託業務遂行上の必要性を十分に考慮して行うことが望まれる。

⑥給食調理業務委託（県立こども療育センター）

指摘事項 3-① 見積書の押印について

委託先からの見積書に押印がなかった。見積書の正確性・信頼性、責任の所在を明らかにするために押印のある見積書の適時な入手が求められる。

監査の意見 3-⑥ プロポーザルの応募について

委託契約に当たって従前より公募型プロポーザルを実施している。しかし、平成30年度の公募型プロポーザルでは応募者がいない状況になった。その後、随意契約により契約は継続された。今後は委託先の選択可能性を確保したプロポーザルの実施と何より障がい児童への安心安全な食の提供が滞ることなく継続されるプロポーザルの日程や体制整備が求められる。

4. 環境森林部

①県民1人1本みんなで植樹推進事業（苗木提供）（環境森林課）

指摘事項 4-① 見積書提出期限について

本業務における2者への見積書提出期限は、見積書提出の案内から中1日となっている。これが違法ということはできないものの、可能であればもう少し期間的余裕を持たせることが望ましいと考える。

指摘事項 4-② 参考見積書について

予定価格を決めるにあたり、参考見積書の作成を依頼しているところ、参考見積書の作成日付が空欄となっているので、日付を明記するように徹底するべきである。

指摘事項 4-③ 実績確認について

実績書によれば、技術指導に関し回答内容等が記載されているが、これがすべて本事業の予定している「技術指導」と呼べるものなのか疑問があるので、写真等の添付を求めることや、これが難しければ今後は技術指導の状況についてより具体的な報告を求めるべきである。

②公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託（環境管理課）

監査の意見 4-① 予定価格について

本件については、2者の入札による一般競争入札が行われているものの、過去3年間にわたり一般競争入札では落札されず、その結果いわゆる不落随契により契約者が決定されている。予定価格の設計につき、低額に過ぎる可能性もあることから、この点について再検討するとよいように思われる。なお、ヒアリングの結果、平成31年度には予定価格の設計について見直しを行い、その結果一般競争入札での落札となった。

③松くい虫薬剤防除事業（自然環境課）

指摘事項 4-④ 随意契約について

本業務については、複数名の松保護士が在籍するのは宮崎県森林組合連合会のみであるとして、同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っているが、松保護士在籍の有無について参照した資料は最新のものではなく、平成30年度においては複数の松保護士が在籍する団体はほかにも存在する可能性がある。仮に1者での随意契約が相当であるとして他者を排除するのであれば、疑義が生じないよう最新の資料に基づいて判断を行うべきである。また、そもそも複数の松保護士を要しないと本件委託業務を行えないのかという疑問もあることから、落札率がここ3年間は99%となっていることにも鑑みれば、他の団体も候補に入れたうえで一般競争入札に付することなどを検討してもよいように思われる。

5. 商工観光労働部

①プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託（商工政策課 経営金融支援室）

指摘事項 5-① 随意契約について

本業務については、委託先以外に地元企業に精通し経営アドバイス等を行える者がいないことを理由として1者随意契約を締結したものであるが、委託先と本業務の実務を行うマネージャー、サブマネージャー、コーディネーターとの契約関係は、業務委託である。そうだとすれば、他の団体や企業等がこれらマネージャー等候補者と本件と同じような業務委託契約を締結し拠点運営を行うことも十分に可能と思われることから、上記の理由をもって1者随意契約とするべき合理的理由はないといえる。よって、1者随意契約としたことは相当でない。

指摘事項 5-② 契約保証金の免除について

本件では、県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号に基づいて契約保証金が免除された。しかしながら、委託先が前年度までに県と契約していたのはいわゆるコンサルティング業務に限られ、拠点運営を含む本業務とは、その規模が大きく異なることから、本件が県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号に該当するとはいえず、契約保証金を免除したのは相当でない。

②「ひなたカード」入会利用促進プロモーション業務（観光推進課）**指摘事項 5-③ 随意契約について**

本業務については、リクルート社が前年度にひなたカードの店舗開拓等を行ったことにより同社が同カードについて熟知していることを理由として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいて随意契約を行っているが、他者でもひなたカードについての知識を入手しさえすれば業務の遂行は可能である。本件についてリクルート社と契約を締結しなければ目的を達成することができないとはいえず、この理由に基づいて 2 号により随意契約とするのは相当でない。

指摘事項 5-④ 予定価格について

本件では、リクルート社の参考見積をふまえて予定価格が決定されている。しかしながら、参考見積によればどの程度の量のグッズ等を製作するのもも判然とせず、その金額の適正性が不明である。本件のような業務を同社以外が実施することは可能と思われるところ、できることなら数者の参考見積をとったうえで契約締結を進めるほうが好ましかったというべきである。

③ゴルフツーリズムプロモーション業務（観光推進課）**指摘事項 5-⑤ 暴力団排除について**

本業務については、契約書上に暴力団排除条項は設けられておらず、暴力団等に属しないことを誓約する旨の文書等も提出されていない。契約書や具体的な誓約書を用いて暴力団排除に関する措置をとることが望ましいものとする。

指摘事項 5-⑥ 再委託契約について

本件では、受託先から再委託契約の要望があったため、県においてその相当性を検討し、最終的に再委託を承認している。しかしながら、再委託契約書をみると、暴力団排除条項は設けられておらず、再委託先が反社会的勢力であることを想定した場合の措置が不十分といえる。

また、再委託契約書には第 8 条で再委託等に関する条項があるところ、この条項が存在することを前提に県が再委託を承認した以上、再委託先からの再々委託は当然に可能と解釈されても仕方がないといえる。県として再々委託を自由に認める意思はないと思われることから、再委託契約書 8 条は削除を求めるべきであったといえる。

監査の意見 5-① 業者選定方法について

本事業では、審査委員の点数の合計額が最も高い者を選定することが原則とされている。しかしながら、このような選定方法による場合、他の審査委員の点数が比較的高くても、1名の審査委員の点数が極端に低いような場合に当該業者がコンペに負けることが生じうるので、例えば各業者の最高点と最低点を除外したうえでその余の点数の合計額が最も高い業者を選定するなどの工夫をしてもよいように思われる。あるいは、審査要領3(1)②の但し書き以下に、そのような事態を想定した文言を具体的に入れておくことも考えられる。

④香港輸出促進コーディネーターに係る業務委託（オールみやざき営業課）

指摘事項 5-⑦ 随意契約について

本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で1者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する疎明資料はない。そもそも、実施要領4に記載された随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明は一切されておらず、理由になっていない。県において本件につき2号随契を行うのであれば、委託先以外が本業務を行えないことについて疎明資料等添付の上検討するべきである。また、仮にこれが難しいということであれば2号随契を行うための要件を充足しているとはいえない。

監査の意見 5-② 通信費等の料金について

本件では、携帯電話料金やインターネット関連費用として相当額が計上され、これを県が委託先へ支払っている。ヒアリングをしたところでは、携帯電話の端末については従前から委託先が保有していた物ということである。委託先が計上したこれらの支出について、真に宮崎県の本事業のために支出されたもののみであるのか、委託先の報告書等からは判然としなかった。委託先に対して補充資料等を提出させて内容について確認を取ったうえで支出をするほうが望ましかったのではないかと考える。

⑤シンガポール輸出促進コーディネーターに係る業務委託（オールみやざき営業課）

指摘事項 5-⑧ 随意契約について

本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で1者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する疎明資料はない。そもそも、実施要領4に記載された随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明は一切されておらず、理由になっていない。よって、県において本件につき2号随契を行うのであれば、委託先以外が本業務を行えないことについて疎明資料等添付の上検討するべきである。また、仮にこれが難しいということであれば2号随契を行うための要件を充足しているとはいえない。

指摘事項 5-⑨ ランチミーティング食糧費について

本件では、委託先が宮崎県職員と昼間に蕎麦店で、海外での商慣習に則りランチミーティングとして食事をした際の料金が、食糧費として計上され県はこれにつき委託先へ支払いを行っている。一方で、ランチミーティングに出席した宮崎県職員に対しては、時間外手当の付与や代替休憩の付与等がされていない。今後、このようなランチミーティングの取り扱いをどのように行うのかについて整理したうえで、労働基準法違反と指摘されるような事態を避けるよう、適切な運用について検討するべきである。

指摘事項 5-⑩ 謝金の支払等について

本件では、委託先への謝金として720万円が支払われている。しかしながら、予算執行伺書に記載された内訳には、謝金として600万円と記載されている。この点についてヒアリングしたところ、当該内訳の記載が誤りであり、実際に積算した結果の謝金は720万円であったため同金額を支払ったとのことであった。そうすると、本予算執行伺書の内容について最終的な決定権を有する者までいずれも添付資料である内訳書の誤りに気付かないまま謝金としては600万円を支払うものとして決裁をしていたということになる。これらの決裁はいずれも不適切なものであり、今後は関係資料との照合を丁寧に行うなどより慎重な決裁に努めるべきである。

⑥ふるさと宮崎応援寄附金振興事業（オールみやざき営業課）**指摘事項 5-⑪ 随意契約について**

本業務については、セット商品作成のための公平性、発注が多くなった場合の対応を懸念材料として挙げ、1者随意契約により業者が選定されているが、必ずしも本件受託先のみしか本業務を履行できないとまではいえず、競争に付したほうが望ましいといえる。

むしろ、民間業者も入れたコンペ方式等を用いて業者を選定することが積極的な意味でも望ましいと思われる。

⑦シンボルキャラクター活用による魅力発信業務（オールみやざき営業課）**指摘事項 5-⑫ 予算執行伺について**

予算執行伺にて「このことについて、次のとおり予算執行してよろしいか。」と印字されているところ、これに加えて手書きで「決裁の上は、別案のとおり仕様書・要領を定めてよろしいか。」記入し内容を補充している。これを許せばすべての決裁印を得た後に事後的に誰かが書き加えることも理論上可能となるのであって、相当でない運用というべきである。基本的には手書きでの内容補充は認めるべきでなく、仮に認めるとすれば当該箇所にも担当者と決裁者が決裁印を押すなど、上記懸念が顕在化しないような工夫をするべきである。

監査の意見 5-③ 実施要領について

実施要領4（5）の「更生手続開始」が「更正手続開始」と記載されており、誤記である。

他の事業における実施要領、業務委託契約書等にも、同様に「会社更正」「更正手続」などと記載されたものが散見されたため、この点は網羅的にチェックしたうえですべて修正しておくべきである。

6. 農政水産部

①6次産業化地域サポート事業（農業連携推進課）

指摘事項6-① 収支実績内訳書について

検査調書内の収支実績内訳書と委託先が後日県に提出している実績報告書内の収支実績内訳書の費目明細が異なっている。検査自体は委託先の最終数値に基づき適切に行われているが、確定した最終数値を検査したことを示すために最終数値の記載された収支実績内訳書を検査調書内の資料とすることが必要である。

②みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト事業（畜産振興課）

指摘事項6-② 再委託契約内容について

本業務は業務の一部を別のコンサルティング会社に再委託を行っている。再委託自体は問題ないが、委託契約書において更なる第三者への再委託が可能な旨の記載がある。再委託の再委託は業務の品質や管理上問題になる可能性があるため、再委託が不可である旨の契約を締結すべきであったと考える。

監査の意見6-① 選定日程について

本業務は企画コンペ方式での選定方法が採用されている。質問書・参加表明書・企画提案書受付期限が平成30年6月7日午後5時までであり、その後翌日の6月8日には審査会において委託業者が決定されている。応募締切りから選定までに一定の時間を確保し応募書類の確認作業・選定作業を行い、選定プロセスの透明性確保に努めることが必要である。

監査の意見6-② 審査選定について

企画コンペ方式の選定方法について企画提案（プロポーザル）実施要領によると「選考委員会は、提案書について、別紙の評価項目について企画提案書等を評価し、合計点が最も高い企画提案を選定する。なお、最高点の企画提案が複数あるときは、選考委員会で協議の上選定する。」としている。審査の結果を見ると審査員が採点后、最終的には審査員の協議により委託先選定を行っている。結果的に問題はなかったとは思われるが、1者のみの場合の選定基準を実施要領に明確に定めておくべきであったと考える。また、最終決定時の協議の内容及び選定理由が不明であるので、協議内容、選定理由を文書化して明確に残しておくべきである。

③平成30年度漁海況調査事業に係る委託調査業務（海洋観測）（水産試験場）

監査の意見6-③ 競争性の確保について

本業務は、一般競争入札であるが数年間にわたって 1 者のみの参加となっている。一般競争入札が形骸化しつつある状況を脱し競争性が確保される状況にしていくことが望まれる。また、1 者のみにしか委託できない状況は海洋観測という重要な業務の継続性が確保されなくなるリスクがあるものと思われる。

監査の意見 6-④ 支払時期について

契約書によれば、本来、四半期ごとの検査合格の通知に基づき受託者が請求書を発行し、支払いを実施することとなっていた。しかし、相手先請求書が未提出であってすべての業務完了後の一括支払いとなっていた。今後は契約に基づく適時な支払いが望まれる。

7. 県土整備部

①平成 30 年度県単公園第 1-A 号 平和台公園 樹木伐採業務（宮崎土木事務所）

指摘事項 7-① 災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領の運用の厳格化について

県は、災害復旧等に関する緊急施行業務委託を行う際は、要領の運用を厳格化すべきである。具体的には、客観的に事実を把握する限り、本業務については要領第 6 条に規定されたとおり、原則どおり 2 者以上の見積書を徴取すべきであったと考える。ただし、被害拡大、民生の不安の増大等を踏まえ、見積書を徴取する時間的余裕がないと判断された場合には、要領第 9 条第 3 項で求められる「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に「大規模緊急施行業務委託」施行伺に記載する必要がある。なお、「大規模緊急施行業務委託」施行伺は要領第 9 条第 1 項に記載のとおり、速やかな処理を行う必要があり、本業務のように相当の期間を要した場合は、その理由及び内容を同施行伺に明確に記載することが望ましい。

②平成 30 年度災害委託第 3-A 号国道 448 号藤工区積算技術業務（串間土木事務所）

監査の意見 7-① 委託理由の明確化及び起案文書への明示について

本業務は、県が行う公共工事の発注を支援する積算技術業務であるが、当該業務は、本来的には県職員で実施可能な業務である。よって、県は、委託の理由を明確化し、その内容を起案文書に適切に明示することが望ましい。

③平成 30 年度河川調査第 840-02-C 号 塩田川浸水痕跡調査業務（高鍋土木事務所）

指摘事項 7-② 災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領の運用の厳格化について

県は、災害復旧等に関する緊急施行業務委託を行う際は、要領の運用を厳格化すべきである。具体的には、被害拡大、民生の不安の増大等を踏まえ、見積書を徴取する時間的余裕がな

いと判断された場合には、要領第 12 条第 3 項で求められる「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に「小規模緊急施行業務委託」施行伺に記載する必要がある。

④平成 30 年度建設資材価格特別調査業務（技術企画課）

指摘事項 7-③ 変更契約書に係る適切な書類の添付等について

契約の変更に当たって、県は受託者と「業務委託契約の一部を変更する契約書」を取り交わしており、当該契約書には、調査対象や調査方法等が記載された「平成 30 年度建設資材価格特別調査実施要領（第 1 回変更）」が袋綴じされている。この実施要領には次の記載のとおり「様式-1」との記載があるが、「様式-1」は当該変更契約書及び実施要領に添付及び袋綴じされていない。県は、契約内容を明確にするため、変更契約書には調査内容が具体的に記載された「様式-1」も添付及び袋綴じを行う必要がある。

⑤平成 30 年度河川修繕第 5 0 - 0 1 - 0 1 号宮崎県総合河川砂防情報システム保守点検業務（年間委託）（河川課）

指摘事項 7-④ 契約書に係る適切な書類の添付等について

県は受託者と「河川砂防情報システム保守点検業務委託契約書」を取り交わしており、当該契約書には、業務概要、点検場所及び点検機器・点検項目内容等が記載された「総合河川砂防情報システム保守委託業務見積仕様書」が袋綴じされている。この仕様書には「保守点検項目等一覧表」との記載があるが、「保守点検項目等一覧表」は当該契約書及び仕様書に添付及び袋綴じされていない。県は、契約内容を明確にするため、契約書には点検内容が具体的に記載された「保守点検項目等一覧表」も添付及び袋綴じを行う必要がある。

⑥宮崎港廃船処理業務委託（中部港湾事務所）

指摘事項 7-⑤ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、積算内訳書が作成されている。しかし、積算内訳書における数量、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

⑦平成 30 年度県単調査第 41-1-L 号宮崎港一ツ葉地区 津波避難高台 積算技術業務委託（中部港湾事務所）

監査の意見 7-② 委託理由の明確化及び起案文書への明示について

起案文書には、委託を行う理由が明確に記載されていない。本業務は、県職員で実施可能な業務を外部へ委託しているとも捉えられかねないことから、業務に係る効率性、経済性等の観点から、なぜ委託を行うのか、委託を行う理由の明確化は重要であると考え。県は、委託の理由を明確化し、その内容を起案文書に適切に明示することが望ましい。

⑨平成 30 年度細島港引船運航及び保守点検業務委託（基本委託料）（北部港湾事務所）

指摘事項 7-⑥ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

監査の意見 7-③ 業務内容に関する仕様書への具体的な記載及び予定価格積算方法の見直しについて

本業務の仕様書によれば具体的な内容は次のとおりであるが、誘導作業、曳舟作業、点検業務及び保守業務に関して、想定される実施回数や稼働日数等の明示は一切されていない。

県は、本業務については次の事項を考慮することが望ましい。まず、本業務の主業務である誘導作業及び曳舟作業については、仕様書において想定される実施回数や稼働日数等の明示を行うとともに、実際の実施回数や稼働日数等が想定と大きく異なる場合は、契約額の変更等を検討する。また、予定価格における委託料の積算根拠について、「指摘事項 7-⑥ 予定価格の積算根拠の明示について」に記載したとおり、事業者からの参考見積書を前提に検討するとしても、具体的な業務内容との整合性等を踏まえて、積算方法の見直しを検討する。なお、積算方法の見直しの検討結果は積算根拠として起案文書等に明示する必要がある。

8. 企業局

①企業局庁舎エレベータ保守業務委託（施設管理課）

監査の意見 8-① 一者応札への対応について

本委託事業は一般競争入札を実施しているが、過去 3 年においてはいずれも一者応札となっている。契約者はエレベータの製造元であり他業者の参入は難しいのは認めるが、一般競争入札を継続する以上、一者応札の解消に向けた努力が必要である。

監査の意見 8-② 業者による提出書類に対する日付の記入について

契約者からは、成果に関する報告書、請求書など各種資料の提出を受けているが、中には、提出日の記入がないものが見受けられた。今後、提出日も記載するよう指導する必要がある。

9. 病院局

①医薬品に係る調達改善支援業務（経営管理課）

指摘事項 9-① 業務委託に係る公正な業者の選定について

本業務は、契約相手先を当初から特定した上で、随意契約理由の決定、参考見積書に基づく予定価格の算定、契約締結前の具体的な業務内容の打ち合わせ等が行われているとの外観を有していると考えられるので、県は、契約に係る業者の選定過程について、公正性の観点から、業務内容を踏まえ、適切に業者を選定する必要がある。本業務については、業務実施可能な業者が他にいないか調査する必要があり、調査したのであれば、その内容を起案文書等に記載する必要がある。業務内容から公募型プロポーザルによる業者の選定の余地もあると考える。

②宮崎県立3病院部門システム更新・保守業務（放射線・治療RIS、内視鏡検査、循環器等）（経営管理課）

指摘事項 9-② 予定価格の積算根拠の明示について

本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は100%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

③宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託（経営管理課）

指摘事項 9-③ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は100%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

④県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務（経営管理課）

指摘事項 9-④ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は100%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行

い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

⑤宮崎県立病院経営改善支援業務（経営管理課）

指摘事項 9-⑤ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 99%超である。すなわち、業者から入手した参考見積書を前提として予定価格を算定し、当該価格に極めて近似した価格で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

指摘事項 9-⑥ 随意契約に係る適切な運用について

随意契約の理由に定められた上記の要件について、「これらの条件を全て満たす委託先が他にないこと」を示す根拠資料の閲覧を県へ依頼したところ、県が平成 28 年度に複数の医療経営コンサルタントについて調査した結果の提出を受けたが、その後は実施していないとのことである。本業務は、あくまで単年度契約であり、要件を満たす業者の有無の調査が必要であるが、県は平成 29 年度、平成 30 年度は調査していない。よって、県は、本業務について、毎年度、調査を実施すべきであったと考える。

また、本契約の条件である「(1)③診療内容に踏み込んだ提案を行うため、高い見識を備えた医療職スタッフ(医師、看護師、薬剤師、助産師、診療情報管理士等)がいること。」について、本条件の必要性は理解できるものの、医療スタッフに係る知識・経験・職種等について具体的な記載がない。このため、当該項目を入れる場合には、可能な限り医療スタッフに係る知識・経験・職種等を具体化することが望ましい。

⑥臨床検査業務（臨床検査）委託（県立宮崎病院）

指摘事項 9-⑦ 随意契約理由の明確化について

県立宮崎病院で作成された決裁伺書によれば、契約方法は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 項に基づく随意契約である旨が記載されているが、同法の規定に該当する根拠は記載されていない。県は、原則として競争入札等の競争に付することを念頭に、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 項の要件に該当する場合は、その根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

監査の意見 9-① 県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について

各県立病院で契約された検査項目について、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行わ

れておらず、県立宮崎病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。

⑦洗濯業務委託（県立延岡病院）

指摘事項 9-⑧ 契約業務の実施に係る組織内統制行為の有効性について

1 度目の一般競争入札では、入札業者からの入札金額は入札書比較価格を下回ることができず不落となっているが、仮に、当初から洗濯業務費について「消費税込み」の金額で予定価格を計算していた場合、業者の見積額と比較すると、1 度目の一般競争入札で問題なく落札されていたこととなる。よって、本業務に関しては、予定価格の積算のうち消費税の取り扱いに関する単純な事務の誤りにより、1 か月の随意契約の手続き及び 2 度目の一般競争入札の手続きが生じ、非効率な事務が発生している。このような事務の誤りが生じたのは、担当者の誤りに加え、上席者が当該誤りを発見できなかったことによるものであり、組織内の統制行為が有効に機能していなかったためと考えられる。従って、県は、一般競争入札等委託契約業務の実施に当たっては、組織内の統制行為が有効に機能するように、特に上席者は、予定価格の積算等重要事項の確認に留意する必要がある。

⑧臨床検査業務委託（県立延岡病院）

指摘事項 9-⑨ 予定価格調書省略に係る根拠の明確化について

本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規則第 120 条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

監査の意見 9-② 県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について

各県立病院で契約された検査項目について、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立延岡病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。

⑨遠隔画像読影業務委託（県立延岡病院）

指摘事項 9-⑩ 予定価格調書省略に係る根拠の明確化について

本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に

記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規程第 120 条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

⑩臨床検査委託業務（県立日南病院）

指摘事項 9-⑪ 随意契約理由の再検討について

本業務は、病院における臨床検査を委託するもので、県立日南病院では地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 項の規定に基づいて随意契約を行っている。しかしながら、同じ臨床検査業務であるが各病院が見積書を徴取した業者は異なっている。このため、県立日南病院が記載した「宮崎県内に営業所がある業者で、当院が外部委託を必要とする検査項目に対応できる業者が上記の 3 業者しかない」という記述は誤っており、これを根拠とした随意契約は不適切である。県は、県立日南病院における臨床検査業務委託について、原則として競争入札等の競争に付することを念頭に、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の要件に該当するか再検討を行う必要がある。

指摘事項 9-⑫ 予定価格調書省略に係る根拠の明確化について

本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規程第 120 条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

監査の意見 9-③ 県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について

各県立病院で契約された検査項目について、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立日南病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。

⑪県立日南病院給食（献立作成及び食材調達等）業務（県立日南病院）

監査の意見 9-④ 業務の委託化に係る効果の検証について

本業務は、県立日南病院における患者へ提供する給食について、病院による直営から外部業者へ委託されたものである。県は、本業務の検討に当たり、6 か月当たり約 70 万円の経費節減効果があるとしているが、県は実際にどの程度の効果があったのか、経費節減効果額の検証は行っていない。県は、本業務について、経費節減効果額の検証を行うことが望ましい。なお、明らかに経費節減効果がなく、むしろ経費が増大したような場合は、委託の妥当性を改めて検討

する必要があると考えられる。

10. 県議会事務局

①議員寮管理業務委託（総務課）

指摘事項10-① 入札条件について

随意契約理由に記載のとおり、本委託業務は、指名競争入札を行うことを予定し、平成30年3月9日に2者に対し「指名競争入札通知書」を送付したが、その後、1者が辞退したため、急遽指名競争入札を中止し、契約者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものである。一方、翌年度においては、過去5年間ではなく過去10年間の間に本業務と同種の業務を履行した実績のある者に条件を緩和することにより、3者による指名競争入札が可能となっている。以上より、本来であれば、本契約においても信頼のおける業者を選定するために、どこまで入札条件を緩和できるかを検討し、その上で競争入札を実施すべきであった。

指摘事項10-② 入札取りやめの妥当性について

本委託契約は、急遽指名競争入札を中止し、契約者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものであるが、本来であれば、入札条件に合致する業者が1者となった場合には入札を取りやめることは、事前に指名競争入札通知書（一般競争入札であれば公告）及び入札説明書において明確にしておくべきであった。今後このような事例が生じる可能性があるなら、指名競争入札通知書（一般競争入札であれば公告）及び入札説明書に、入札を中止する条件を明確に記載する必要がある。

監査の意見10-① 事業の効率性の低下への対応について

本業務は過去数年間においてサービス面では向上しているとしても、事業の効率性（利用者1人当たりのコスト）の面では、確実に低下している。県としては、事業として本業務を実施していく以上、契約額の圧縮や利用方法の検討等による事業の効率性の向上に向けた検討を続けることが必要である。

監査の意見10-② 議員寮の在り方について

議員寮の利用者は過去数年において着実に減少している。利用者数減少の理由は、宮崎市における宿泊施設の多様化（ビジネスホテル等）による相対的な利用便益の減少（議員寮には部屋にバス、トイレがない）、施設の老朽化などが考えられるが、事業の効率性の向上の面から鑑みると、今後何らかの対策を検討しなければならない。

11. 警察本部

①放置車両確認事務委託（交通指導課）

指摘事項 11-① 業者選定のための採点について

最近1年間のトラブル対応・苦情受理状況と題する報告書が提出されており、直近1年間にはトラブルが生じていると判断できる。それにもかかわらず、採点においては「最近1年間、トラブル・苦情が発生していない場合は加点1」に該当するとして1点の加点がされている。これは明らかな誤りである。採点に誤りが生じると、業者選定の妥当性に関して疑義を持たれかねないといえるから、この点については今後より慎重かつ正確に行うべきである。

監査の意見 11-① 入札公告について

「会社更正」との記載があり、「会社更生」の誤記である。同種の誤記は他の事業の契約書、仕様書等においても散見されることから、網羅的にチェックをしたうえで是正するべきである。商法381条1項との記載があるが、これは現在存在しない条文である。法律改正に対応したうえでしるべき修正を行うべきである。

②仮免許事務委託（運転免許課）

指摘事項 11-② 見積書について

本業務を実施するに際して各業者から見積書の提出を求めているが、その際、県は見積書の日付について「空欄」とするよう明示的に指示を行っているが、このような運用は相当でない。

指摘事項 11-③ 廃業後の処理について

委託先のうち1者が契約期間中に廃業し、委託業務の実施ができないこととなった。この点に関し、当該委託先から、他の委託先が引き継いで本業務を行うので影響は生じない旨の文書が提出され、県はそれを受けて当該委託先から違約金等の請求は行わないことと決定した。このような場合においては、本来、廃業する委託先ではなく、事業を引き継ぐ委託先から、責任をもって本業務を実施するといった内容の文書を受領し、そのことをもって違約金等の請求は行わないという判断を行うべきだったといえる。以上のことから、本件における処理は相当でない。

③高齢者講習及び検査委託（運転免許課）

指摘事項 11-④ 見積書について

本業務を実施するに際して各業者から見積書の提出を求めているが、その際、県は見積書の日付について「空欄」とするよう明示的に指示を行っているが、このような運用は相当でない。

指摘事項 11-⑤ 廃業後の処理について

委託先のうち1者が契約期間中に廃業し、委託業務の実施ができないこととなった。この点に関し、当該委託先から、他の委託先が引き継いで本業務を行うので影響は生じない旨の文書が提出され、県はそれを受けて当該委託先から違約金等の請求は行わないことと決定した。このよ

うな場合においては、本来、廃業する委託先ではなく、事業を引き継ぐ委託先から、責任をもって本業務を実施するといった内容の文書を受領し、そのことをもって違約金等の請求は行わないという判断を行うべきだったといえる。以上のことから、本件における処理は相当でない。

④運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務（運転免許課）

監査の意見 11-② 委託先の選定について

いわゆる1者入札が続いており、競争性を確保するという点が課題として挙げられる。今後もこの課題について認識しながら、さらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。

12. 教育委員会

①通学バス運行業務委託（日南くろしお支援学校）

監査の意見 12-① 随意理由、入札日程について

本業務は指名競争入札を予定していた。入札説明会が3月22日であり、入札日が3月28日、その間に4者の内3者が辞退する状況となり、次年度当初から業務を開始するには随意契約しかなかったとのことである。前年まで2者による競争が確保されていたため想定外、緊急の事態が生じたことは理解できるが、今後は日程を早める等の措置を講じ想定外の事態にも対処できるようにすることが望まれる。

監査の意見 12-② 指名入札時の辞退理由について

指名入札時の4事業者のうち3者が入札を辞退している。指名入札の実効性と競争性を確保する観点から辞退理由の確認を行うことは意義あることと考える。

第6 総論

1. 少額随意契約について

今回の監査では、監査対象となる委託契約として、予算執行何額(当初)が 100 万円を超える委託契約に加え、宮崎県財務規則第 136 条の 2 第 6 号による契約のうち、予算執行何額(当初)が 80 万円を超え 100 万円以下のものも抽出した。

抽出の委託契約を、予算執行何額(当初)で分類した結果は下表のとおりである。県全体で、330 件の契約が抽出された。

表 3 少額随意契約(80 万円超 100 万円以下)の分布

(単位:委託契約数)

部局	(注)	予算執行何額(当初)																			計		
		80 超	81 以上	82 以上	83 以上	84 以上	85 以上	86 以上	87 以上	88 以上	89 以上	90 以上	91 以上	92 以上	93 以上	94 以上	95 以上	96 以上	97 以上	98 以上		99 以上	100
1	総合政策部	4	0	0	0	0	2	1	1	1	0	2	0	1	1	0	0	0	2	0	4	0	19
2	総務部	1	2	0	0	2	1	0	0	1	0	1	2	0	1	3	2	0	2	2	3	0	23
3	福祉保健部	2	2	1	2	1	2	1	1	0	0	11	3	1	1	3	1	1	5	4	5	2	49
4	環境森林部	1	0	0	1	0	2	2	0	0	2	0	0	2	1	0	0	1	3	1	1	2	19
5	商工観光労働部	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	0	1	3	3	0	16
6	農政水産部	3	3	0	0	1	0	1	2	0	2	3	1	1	1	1	4	3	8	2	6	0	42
7	県土整備部	1	0	4	1	0	1	1	0	1	0	3	3	2	4	2	4	3	2	6	5	0	43
8	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	企業局	1	1	1	0	2	1	1	0	0	1	0	1	0	3	0	2	1	0	2	1	0	18
10	病院局	1	0	3	2	1	0	2	0	1	0	2	0	0	0	1	3	1	4	3	4	0	28
11	県議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
12	教育委員会	0	2	2	2	0	2	4	1	1	3	4	2	1	2	3	3	1	3	3	10	0	49
13	警察本部	0	0	1	4	1	1	0	0	1	3	1	0	0	3	0	3	0	1	1	3	0	23
集計		15	11	12	12	8	12	13	5	7	11	28	12	10	18	14	23	11	31	28	45	4	330

(出所) 今回の監査において抽出した委託契約のリストをもとに監査人が作成。

(注) 表題の数値の単位は万円となる。たとえば、「80 超」は 80 万円超 81 万円未満、「81 以上」は 81 万円以上 82 万円未満の委託契約となる。

これらの委託契約は、いわゆる少額随意契約として、契約の内容にかかわらず随意契約とすることができるものである。

次に示す地方自治法、地方自治法施行令、宮崎県財務規則参照。

地方自治法

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

宮崎県財務規則

(随意契約によることができる場合)

第 136 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(5)省略

(6)前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

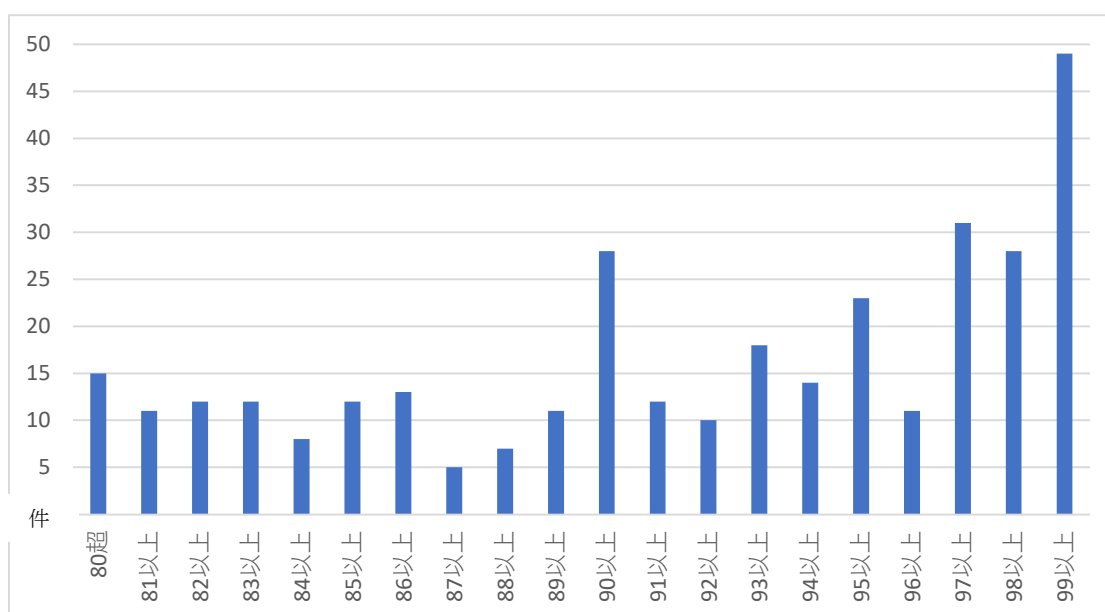
今回の監査においては、これらの委託契約について、特に、1) 同じ部局において同じ契約先と多く契約していないか、2) 同じ部局において同時期に多くの契約をしていないか、さらに、3) 100 万円に近い予算執行何額(当初)で多くの契約がなされていないかといった監査要点で確認を行った。

なお、予算執行何額(当初)と地方自治法施行令における予定価格は、厳密には同義ではないが、宮崎県においては、少額随意契約かどうかの判断は実質的に予算執行何額(当初)でなされることから、今回の監査においても予算執行何額(当初)を予定価格として監査を実施した。

少額随意契約で問題となるのは、物理的な手続き期間や多くの人件費コストを要する入札を避ける目的で、本来であれば予算執行何額(当初)が 100 万円以上となる契約を、分割するなどにより無理に 100 万円以下とする場合である。結論から述べると、今回監査を実施した範囲においては、いわゆる「不正な随意契約」は見受けられなかった。

なお、下のグラフで示されるとおり、予算執行何額(当初)が、100 万円に近づくほど契約数は増えており、特に予算執行何額(当初)が 99 万円以上 100 万円以下の契約が 49 件と最も多くなっている。今回の監査では、99 万円以上 100 万円以下の契約の概要も確認したが、その結果、清掃業務((例)宮崎県日向保健所庁舎の清掃業務委託、宮崎県串間総合庁舎清掃業務、貯水槽清掃業務委託(病院局)など)や伐採・剪定・除草業務((例)支障木伐採に係る業務委託(農政水産部)、学校東側法面除草作業業務委託(県立学校)、射撃場東側斜面等伐採・剪定・除草業務委託(警察本部))が多いといった傾向はあるが、監査上個別の委託業務について指摘すべき事項はなかった。

図 2 少額随意契約(80 万円超 100 万円以下)の分布



(注)99 万円以上の契約数 49 には、予算執行何額(当初)が 100 万円ちょうどのものも含まれている。

但し、99 万円以上の契約数が多いということからも、県としては今後も全庁的に少額随意契約に関する契約の監視を行うことは必要と考える。具体的には、同時期に同じ相手先と契約しているなど分割発注の兆候はないか、当初予算執行何額が 100 万円以下であったがその後予算執行何額変更によって 100 万円以上となった場合に、その変更合理的な理由があるかなどを確認するなどである。

2. 企画コンペ方式について

監査の意見0-① 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

宮崎県では、多くの委託契約において企画コンペ方式によって契約先を決定している。企画コンペ方式はプロポーザル方式とも呼ばれるものであり、契約の発注にあたり、複数の候補者に対象業務に対する構想(発想)、実施方法、取組体制等について提案を求め、必要に応じてヒアリングを行い、審査のうえ当該対象業務に最適な事業者を選定する方式をいう。

一般に、高度な技術等が重視される工事の設計、同じく高度な知識や経験が必要とされたり事業者の提案に事業の成果が依存したりする業務、さらには情報システムの開発のような業務などについてこの方式が採用される傾向にある。企画コンペ方式では、一定の審査によって選定された事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結することになる。

宮崎県では、現在企画コンペ方式に関して規定した文書としては、「宮崎県会計事務の手引き」(平成27年10月(最終改訂平成30年4月) 会計管理局会計課)の111ページに記載の「コンペ方式の契約の流れ」及び毎年度開催する財務会計基礎研修資料「委託料事務解説集」(会計管理局会計課)の3ページに記載の「(2)随意契約のうちコンペ方式の流れ」がある。

「宮崎県会計事務の手引き」より抜粋

〈企画コンペ方式の契約の流れ〉

予算執行伺→企画コンペ決裁伺→随意契約見積り→支出負担行為(契約)

「委託料事務 解説集」より抜粋

(2) 随意契約のうちコンペ方式の流れ

随意契約のうち、企画提案競技(コンペ)は、コンペ参加者が提出した企画提案書等を審査し、評価が最も高い参加者を契約の相手方とします。

企画提案競技(コンペ)の代表的な流れは、予算執行伺、公募伺→公募→予定価格の作成→公募事項の説明→公募審査会→相手方決定(企画提案書等の審査(見積書提出含む))→支出負担行為となります。

(以下略)

また、「委託料事務 解説集」には、予算執行伺には、通常の内容に追加して、①コンペ方式による随意契約であること、②参加者の選定方法、③企画書の審査決定基準、審査員、④事業の(目的、内容)、⑤募集要領(応募要領、公募要領)、⑥応募資格、⑦応募期間及びその方法、⑧応募書類などを記載する必要があるとしている。

企画コンペ方式は、一般的に入札と比べて審査員の採点によって順位付けを行うことから入札よりも恣意性が介在する余地がある。このことを踏まえると、予算執行伺には、上記①から⑧に加え、なぜ入札ではなくて企画コンペ方式を採用したかについての記載が必要であると思われる。

さらに、今後、①コンペ方式を採用するための客観的な条件、②客観的・公平的な審査基準の考え方、③事業候補者選考委員会の構成(構成員の人数、構成)等について、県全体の統一的な指針を構築することも必要と考える。

なお、この問題は、「第7 各論」のいくつかの委託契約において、意見として述べているが、宮崎県において、企画コンペ方式を採用している全ての場合における意見となる。

3. 一者応札(応募)について

今回の監査では、一定の抽出方法によって抽出した委託契約のうち、108件の委託契約について、個別に監査を実施した。この108件の委託契約のうち、入札、随意契約別の件数は以下のとおりである。

表 4 個別に監査を実施した委託契約の状況

	入札	随意契約	
		内 企画コンペ方式	
個別に監査を実施した委託契約数	30 件	78 件	20 件
(上記の内、一者応札(応募)の件数)	13 件	—	12 件

上表のとおり、個別に監査の対象とした契約108件のうち、50件(入札30件、企画コンペ方式20件)が競争性のある契約であるが、その50件の内25件(入札13件、企画コンペ方式12件)が、一者応札又は応募となっている。つまり、競争性のある契約の内の50%が一者応札又は応募である。選定した競争性のある契約に対する一者応札又は応募の割合が、県全体の一者応札又は応募の割合というわけではないが、競争性のある契約(入札又は企画コンペ方式)の一定割合は一者応札又は応募となっていることは確かである。これらの案件によっては、外的要因などの諸事情によって、結果として一者応札又は応募となった場合もあると考えられる。入札に要する時間は随意契約よりも多く、またこれに伴う人件費も必要となるにもかかわらず入札を継続しなければならない理由は、委託相手先を決定する際の「公平性・公正性」を確保するとともに、入札によって競争性を確保することにより費用対効果の高い委託業務とすることにある。但し、一者応札又は応募の場合、入札又は企画コンペのメリットは発揮されず、時間コストや人件費コストと言ったデメリットのみが生じる可能性がある。

以上より、今後も一者応札又は応募の解消に向けた努力を継続し、一者応札又は応募率の減少を目指す必要がある。

4. 予定価格調書について

(1) 予定価格調書のひな形について

監査の意見0-② 予定価格調書の日付の記入について

予定価格は、競争入札や随意契約において、県が契約を締結する際にその契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない価格である。ここで、あらかじめとは、入札であれば開札までに、随意契約であれば見積書入手までに作成することが求められる。また、「1. 少額随意契約」でも述べたとおり、予定価格は、少額随意契約とすることができるかの判断の根拠ともなっている(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号参照)。

宮崎県においては、この予定価格は実質的に予算執行伺に記載される金額(予算執行伺額)ということもできるが、最終的には予算執行伺額等をもとに予定価格決定者が金額を決定し、「予定価格調書」を作成することで確定する。ここで、現状、宮崎県で使われている「予定価格調書」のひな形は、件名、予定価格、作成者部署氏名は記載することになっているが、作成日の記載がない。

前述のとおり、予定価格は「予定価格調書」の作成をもって確定するのであるから、「予定価格調書」が、入札における開札及び随意契約における見積書入手よりも先に作成されたことを事後的に確認できるようにしておくためにも「予定価格調書」には作成日の記載が必要と考える。

なお、この問題は、「第7 各論」のいくつかの委託契約において、意見として述べているが、宮崎県において、予定価格調書を作成する全ての場合における意見となる。

(2) 予定価格調書の省略に係る根拠の明確化について

予定価格調書は、原則全ての委託契約において作成しなければならない。但し、一定の条件に該当する場合には、以下のとおり、予定価格調書を省略することができる。

宮崎県財務規則

(予定価格)

第137条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第122条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、その契約が次の各号の一に該当するものであるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるもの
- (2) 予定価格が100万円未満のもので契約担当者が省略しても支障がないと認めるもの

これは、知事部局だけではなく、宮崎県全てに該当する。たとえば、病院局においても以下のとおり規定している。

病院局財務規則

(予定価格)

第 120 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 104 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、その契約が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるもの
- (2) 予定価格が 100 万円未満のもので契約担当者が省略しても支障がないと認めるもの

但し、一部の契約において予定価格調書の作成が省略されているがその根拠が起案文書等に記載されておらず、予定価格調書の省略が適切か判断できないものがあった。予定価格調書は、予定価格を示す重要な文書なので、省略する場合には起案文書等に明確に記載する必要がある。

(3) 予定価格の積算根拠の明確化について

予定価格調書に記載される予定価格は、競争入札であれば応札価格と、随意契約であれば見積書と比べる重要な価格である。また、入札を実施すべきか少額随意契約を実施すべきかの判断根拠ともなっている(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号参照)。

但し、一部の契約において、予定価格根拠が明確となっていないものがあった。また、事前に入手した参考見積書を参考として予定価格を積算した場合において、起案文書等において参考見積書が添付されておらず、参考見積書の内容が検討されていないものもあった。

今後は、起案文書等において、予定価格の積算根拠を明確にすることが必要である。

5. 随意契約の妥当性について

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に具体的に記載されている。特に、第2号は下記に示すとおり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合であるが、この条件とは、法律の制約や業務の特殊性といった技術的な制約等により、客観的に判断してある者しか業務を実施し得ない場合である。しかしながら、一部の契約において、この条文を適用していながら、「その性質又は目的が競争入札に適しない」ことを明確に記載していないものがあった。ここで重要な点は、ある者が優れた技術を持っていることを説明するだけではなく、他者が当該技術を有していないことを説明することである。

地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 (省略) 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 三～(省略)

今後、随意理由を明確に記載するとともに、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しない場合には、入札を実施する必要がある。

6. 契約に関する取りまとめ部署

現在、宮崎県においては、毎年度、会計管理局会計課が「委託料事務」について基礎研修を実施している。また、総務部総務課では、「契約書作成の手引」を作成し県全体への周知を図っている。さらに、今回の監査においては、個別の委託契約を監査する過程で契約を多く締結している県土整備部から県全体に契約の取扱いを周知している事例(指名競争入札において応札者が1者となった場合の取扱いについて)も見受けられた。

このように、現状では複数の部門が委託契約の事務にかかわっているが、委託も含め、契約全体を取りまとめる部署はない。但し、契約事務の重要性を考慮すると、今後契約全体を取りまとめる部署を明確にすることの検討も必要である。また、現在研修資料としてまとめられている「委託料事務」について、今後マニュアルとして整備するなど検討の余地がある。

第7 各論

1. 総合政策部

(1) 抽出した委託契約

総合政策部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	公用車運行管理業務（特別職専用車両運行管理業務）委託（秘書広報課）	10,209		○
2	平成30年度県政番組（テレビ及びラジオ）の放送委託料（UMK・エフエム宮崎） （秘書広報課 広報戦略室）	37,984		○
3	みやざき成長産業人材育成事業（みやざきビジネスアカデミー部門）（産業政策課）	27,955		○
4	平成30年度みやざきNPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務 （生活・協働・男女参画課）	8,174		○
5	パソコン等ヘルプデスク業務委託（情報政策課）	11,080	長期継続契約 (H30/7/1～)	○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2) 個別監査結果

① 公用車運行管理業務（特別職専用車両運行管理業務）委託

1) 事業及び委託業務の概要

当委託業務は、知事と副知事(2名)の登庁・退庁の際の送迎や県内外への出張時における公用車の運転(車両管理者と運転手3名配置)と、車両の管理・整備等を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	秘書広報課
契約名称	公用車運行管理業務（特別職専用車両運行管理業務）委託
契約事業者名	三和交通株式会社
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	—
入札参加者数又は	入札参加者数1者

見積り者数	
契約金額（円；税込）	10,209,114 円

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	（単価） 873	（単価） 712	（単価） 696
契約額（契約金額）	（単価） 612	（単価） 686	（単価） 696
落札率	70.1%	96.4%	100%

（注）管理基本料の単価。

3) 監査の意見

監査の意見 1－① 予定価格調書の日付の記入について

本業務の公示日から契約開始までの日時は以下のとおりである。

項目	期日(期間)
公示期間	平成 30 年 3 月 9 日～22 日(開札日まで 14 日)
提出期限	平成 30 年 3 月 16 日(入札参加資格確認申請書)
入札説明会	平成 30 年 3 月 14 日
予定価格調書作成	日付なし
開札日	平成 30 年 3 月 22 日
(契約期間)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
(落札決定通知書)	平成 30 年 3 月 27 日

上表においては、公示期間等契約期間開始までのスケジュールに問題はないが、一点、予定価格調書に作成日が記載されていない。予定価格は、県が第 3 者と契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格であり、少額の物品購入などといった予定価格の作成が現実的ではない場合を除いて、入札の場合は開札時まで、随意契約の場合は見積書を徴取するまでに作成すべきものとなる。予定価格調書は、開札又は見積書徴取前までに予定価格を作成したことを証明する調書となるので、予定価格調書には、開札日との時系列を明らかにするため、作成日の記入が求められる。

なお、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項には、「入札に付しようとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定の上、その予定価格を記載した書面(予定価格調書)を作成し、封書にして、開札の際に開札場所に置かなければならない。」とあることから、事後的に開札時には開札場所に置かれていたことを、文書上也証明するた

めにも予定価格調書には、作成日を記載する必要がある。

なお、予定価格調書の日付の記入は、宮崎県の全ての委託契約に当てはまる事項となるので、「第6 総論」において監査の意見として記載している。

監査の意見 1-② 一者応札の解消について

本委託業務は、一般競争入札を実施している。過去3年においては、平成28年度が入札参加者数2者、平成29年度以降は入札参加者が1者のみとなっている。担当課によると、今後も一般競争入札を継続する予定であるので、今後、一者応札の解消に向けた努力が必要である。この点、平成30年度においては、結果的に一者応札となったが、入札説明会参加者数は2者あることから、入札説明会に参加したが入札に参加しなかった者に入札に参加しなかった理由を積極的に確認することも必要である。また、県内にはタクシー業務登録業者が約20程度あるので、これら業者にも問い合わせるなども検討の余地がある。

また、現状の業務委託仕様書を確認し、本業務の目的を果たすことに見合った仕様になっているか確認し、運転手の条件など、過度に排他的な仕様になっており、このことが業者の参加の障害になっている部分があれば積極的な仕様の変更が必要である。

②平成30年度県政番組（テレビ及びラジオ）の放送委託料（UMK・エフエム宮崎）

1) 事業及び委託業務の概要

当委託業務は、県政や社会の動き、県民生活を豊かにする情報、各種の地域活動の様子など、県民の知りたい県内の情報をわかりやすく紹介し、県民相互及び県民と県との円滑なコミュニケーションづくりを図ることを目的として、県内の放送局と契約を締結して放送を行うものである。

なお、本委託業務は、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎との2つの契約（随意契約）であるが、同様に株式会社宮崎放送とも契約（随意契約）を行っている。

2) 委託契約の概要

担当所管課	秘書広報課 広報戦略室
契約名称	放送委託契約
契約事業者名	株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数契約ごとに1者

契約金額（円；税込）	37,984,896 円 (株テレビ宮崎 31,545,072 円、(株エフエム宮崎 6,439,824 円)
随意契約理由	視聴習慣にかかわらず、どの局を視聴していても同様の県政情報を得られるようにするため、県内の放送局 3 者と随意契約を締結している。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	37,984	37,984	37,984
契約額(契約金額)	37,984	37,984	37,984
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見 1-③ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見 1-①と同様。

監査の意見 1-④ 価格の硬直性解消に向けた方策の検討

平成 30 年度における株式会社テレビ宮崎と株式会社エフエム宮崎の予算執行何額、予定価格、見積額は以下のとおりである。

表 5 株式会社テレビ宮崎の予算執行何額、予定価格、見積額

項目	予算執行何	予定価格	見積書
日付	H30.3.28	日付なし	受付日 H30.3.29
金額(税抜き)	29,208,400 円	29,208,400 円	29,208,400 円
金額(消費税)	2,336,672 円	2,336,672 円	2,336,672 円
金額(税込み)	31,545,072 円	31,545,072 円	31,545,072 円

表 6 株式会社エフエム宮崎の予算執行何額、予定価格、見積額

項目	予算執行何	予定価格	見積書
日付	H30.3.28	日付なし	受付日 H30.3.29
金額(税抜き)	5,962,800 円	5,962,800 円	5,962,800 円
金額(消費税)	477,024 円	477,024 円	477,024 円
金額(税込み)	6,439,824 円	6,439,824 円	6,439,824 円

上記のとおり、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎ともに、予算執行何額、予定価格、見積額は同額であり、その結果契約額も見積書額の 31,545,072 円及び 6,439,824 円となっている。このように、実質的に放送局が提示した価格での契約を余儀なくされているが、

この点担当課としては、電波料及び制作費は毎年度契約交渉を行っているが、過去においてすでに大幅な割引をおこなっており、字幕制作に係る経費は委託料内で対応していることから、金額の見直しはできないとの相手先の回答によって値下げが実現できていない。

広報にかかるこのような事業は、県民意識調査や視聴率等以外には効果が測り難いのは事実であり、事業に要した経費が妥当かの判断はし難い。しかしながら、担当課としては、今後も粘り強く価格交渉を継続する必要がある。この点、他の放送局との価格差が生じているのも事実であり、サービス内容に差が生じているとしても、価格差が生じている点は、価格交渉の材料に使えるものと思われる。

監査の意見 1-⑤ 県政放送の在り方について

視聴習慣にかかわらず、どの局を視聴していても同様の県政情報を得られるという理由で、県内の3放送局と随意契約をしているが、各放送局の中から企画の優れた者と契約するなどの工夫で、効果は維持したままで費用が削減できるのではないか。県としては、視聴習慣にかかわらず県政放送を見ることができるところを重視しているが、費用対効果の面を考慮して、1度に契約する放送局を絞るなど、今後県政放送の在り方に対する検討は継続していくことが必要である。

③みやざき成長産業人材育成事業（みやざきビジネスアカデミー部門）

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県の強みを活かした基幹産業として、今後の成長が期待できる分野（フードサービス、医療機器、輸送機器、木材・バイオマス）をはじめとする県内の中小企業を対象に、若手から中堅・経営幹部社員等までの切れ目のない人材育成研修プログラムを企画・運営する。

2) 委託契約の概要

担当所管課	産業政策課
契約名称	みやざき成長産業人材育成事業
契約事業者名	富士通株式会社宮崎支店
契約期間	平成30年6月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約（企画コンペ）
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数1者
契約金額（円；税込）	27,955,800円
随意契約理由	企画コンペで選定。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	26,848	26,679	27,957
契約額(契約金額)	26,838	26,676	27,955
落札率	99.9%	99.9%	99.9%

3) 監査の意見

監査の意見1-⑥ 一者応募の解消について

本委託事業は、業者選定に際して企画コンペ方式を採用して業者を選定の上、選定された業者と随意契約を締結している。しかしながら、過去においては継続して一者応募の状態が続いている。平成30年度においては、平成30年5月8日に業者向け説明会を開催したところ、4者の出席があったが、結局応募は1者のみとなった。

以上より、競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業者向け説明会に参加したが応募しなかった者に対して、参加しなかった理由を確認したり、業務仕様が事業の内容に比べて過度に現在の業者に有利ではないかを確認したりするなどである。

項目	期日(期間)
実施公告	平成30年4月25日
事前説明会	平成30年5月8日
企画書等提出期限	平成30年5月23日
プレゼンテーション	平成30年5月28日
選定結果通知	平成30年5月30日
(契約期間)	平成30年6月1日～平成31年3月31日
(契約日)	平成30年6月1日

監査の意見1-⑦ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

宮崎県では、現在企画コンペ方式に関して規定した文書としては、「宮崎県会計事務の手引き」の111ページに記載の「コンペ方式の契約の流れ」(2行のみ)と、毎年度開催する財務会計基礎研修資料「委託料事務 解説集」の3ページに記載の「(2)随意契約のうち企画コンペ方式の流れ」(1ページ)のみとなっている。

本事業については、特に企画コンペ方式による業者選定に問題はなかったが、今後県全体としての競争入札を行うか企画コンペを行うかの判断や、一般的な企画コンペ方式の進め方についての、より詳細なマニュアルを作成することも検討が必要である。

企画コンペ方式は、一般的に入札と比べて審査員の採点によって順位付けを行うことか

ら入札よりも恣意性が介在する余地があるが、このことを踏まえると、マニュアルには、①コンペ方式を採用するための客観的な条件、②客観的・公平的な審査基準の考え方、③事業候補者選考委員会の構成(構成員の人数、構成)等について記載することが求められる。

一般的に、コンペ方式は委託先の選定において、金額以外の技術的な要素が重要な案件について採用されると思われるが、長期に亘って同一業者と契約している場合などは、当該業者が有利となるなど公平性に問題が生じるおそれもある。

なお、企画コンペ方式の詳細なマニュアルの作成については、全庁的に統一した考え方を構築することが望まれるので、「6. 総論」で意見として記載している。

④平成30年度みやざきNPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務

1) 事業及び委託業務の概要

平成24年度に、宮崎駅西口のビルに設置されたみやざきNPO・協働支援センターの管理運営業務である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	生活・協働・男女参画課
契約名称	平成30年度みやざきNPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務
契約事業者名	特定非営利活動法人宮崎文化本舗
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約（企画コンペ）
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数1者
契約金額（円；税込）	8,174,000円
随意契約理由	企画コンペで選定。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	8,174	8,174	8,174
契約額(契約金額)	10,249 (当初) 8,174	8,174	8,174

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
落札率	100%	100%	100%

(注) 平成 28 年度においては、熊本地震による被災地支援に関する業務を追加したため、一部変更契約を締結している。変更後の額は 10,249 千円となっている。

3) 監査の意見

監査の意見 1-⑧ 一者応募の解消について

本委託事業は、業者選定に際して企画コンペ方式を採用して業者を選定の上、選定された業者と随意契約を締結している。しかしながら、過去においては継続して一者応募の状態が続いている。

以上より、競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務仕様が事業の内容に比べて過度に現在の業者に有利ではないかなどを確認したりするなどである。本業務は、センターが開設された平成 24 年度から継続して同じ相手先と委託契約を継続しているが、競争契約(企画コンペ)を継続する以上、競争性の確保のための努力は継続する必要がある。

監査の意見 1-⑨ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

監査の意見 1-⑦と同様の意見。

⑤パソコン等ヘルプデスク業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

県内の事業の一部に関してパソコン等ヘルプデスクを設けて業務委託を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	情報政策課
契約名称	パソコン等ヘルプデスク業務委託
契約事業者名	株式会社アイネットサポート宮崎
契約期間	平成 30 年 7 月 1 日から令和 1 年 6 月 30 日
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	—
入札参加者数又は見積り者数	入札数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	11,080,800 円

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	15,420	15,216	14,808
契約額(契約金額)	13,446	12,258	14,774
落札率	87.2%	80.6%	99.8%

3) 監査の意見

監査の意見1-⑩ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見1-①と同様。

監査の意見1-⑪ 入札の回数、公示の回数について

本委託業務は、入札によって契約先を決定しているが、1度目公示は2回入札を行ったが不落となり、2度目の公示では2回目の入札で契約先が決定した。入札の回数については、「宮崎県会計事務の手引き」の121ページに、「入札の回数は通常1件につき2回を限度とし、入札の公告や指名の通知の中で表示すべきである。」との記載があり、今回はこれに従ったものと思われる。

公示

項目	期日(期間)
公示期間	平成30年5月23日
申請書提出期限	平成30年6月4日(提出5月30日)(審査結果通知6月5日)
予定価格調書作成	日付なし
開札日	平成30年6月15日

再公示

項目	期日(期間)
公示期間	平成30年6月19日
申請書提出期限	平成30年6月28日(提出6月27日)
予定価格調書作成	日付なし
開札日	平成30年6月27日
(契約期間)	平成30年7月1日～平成31年6月30日
(落札決定通知書)	平成30年3月27日

しかしながら、今回は、公示の中で入札回数については触れておらず、本来は入札者が辞退しない限り何度でも入札を行う必要があったと思われる。今後は、入札回数について、公示に明示することが必要である。

2. 総務部

(1)抽出した委託契約

総務部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	平成30年度宮崎県人事給与システム保守業務委託 (人事課行政改革推進室)	23,321		○
2	宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託 (税務課)	9,994	単価契約 増額変更 当初予算 執行何額 9,840,150円	○
3	税務電算トータルシステム改修業務委託(地方税共 通納税)(税務課)	78,570		
4	税務電算トータルシステム改修業務委託(改元Ⅱ期) (税務課)	31,698		
5	税務電算トータルシステム改修業務(eLTAX データ 連係対応分) (税務課)	19,958		
6	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道 府県サーバ集約センターの運用監視業務 (市町村課)	7,347		
7	平成30年宮崎県知事選挙に係る臨時啓発業務委託 (市町村課)	8,000	企画コンペ	○
8	減災行動集中啓発事業等業務委託(危機管理課)	7,315	企画コンペ	○
9	宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託 (消防保安課)	82,080	長期継続契約	○
10	防災救急ヘリコプター5年点検業務委託 (消防保安課)	61,830		

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①平成30年度宮崎県人事給与システム保守業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県の人事給与システムの保守に関する業務である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	人事課行政改革推進室
契約名称	平成30年度宮崎県人事給与システム保守業務委託
契約事業者名	日本電気株式会社宮崎支店
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数1者
契約金額(円;税込)	23,321,377円
随意契約理由	本業務は、現在稼働中の宮崎県人事給与システム及び人事評価システムに必要なソフトウェアのライセンス継続、プログラムやシステムのアップデート、ファームウェア更新、障害対応等を行う必要があるが、契約先は、平成18年度に宮崎県人事給与システム、平成27年度には宮崎県人事評価システムをそれぞれ開発しており、各システムに熟知し、迅速かつ的確に保守業務を行える唯一の契約先となる。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	23,321	23,321	23,321
契約額(契約金額)	23,321	23,321	23,321
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見2-① 予定価格調書の日付の記入について

本業務の契約までの事務の流れは以下のとおりである。

項目	期日(期間)
予定価格調書作成	日付なし
見積書入手日	平成30年4月1日
契約日	平成30年4月1日
(契約期間)	平成30年4月1日～平成31年3月31日

上表において明らかなように、予定価格調書に作成日が記載されていない。予定価格は、県が第3者と契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格であり、随意契約の場合は本来見積書を徴取するまでに作成すべきものとなる。予定価格調書は、見積書徴取前までに予定価格を作成したことを証明する調書となるので、予定価格調書には作成日の記入が求められる。

なお、予定価格調書の日付の記入は、宮崎県の全ての委託契約に当てはまる事項となるので、「第6 総論」において監査の意見として記載している。

②宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託

1) 事業及び委託業務の概要

コンビニエンスストアにおける県税収納を可能とすることで、県民の納税機会を拡大し、納税者の利便性の向上を図るとともに、収納率の向上につなげることを目的として、収納代行会社及びコンビニエンスストア会社等に収納の委託を行い、コンビニエンスストアにおける県税収納を行うものである。

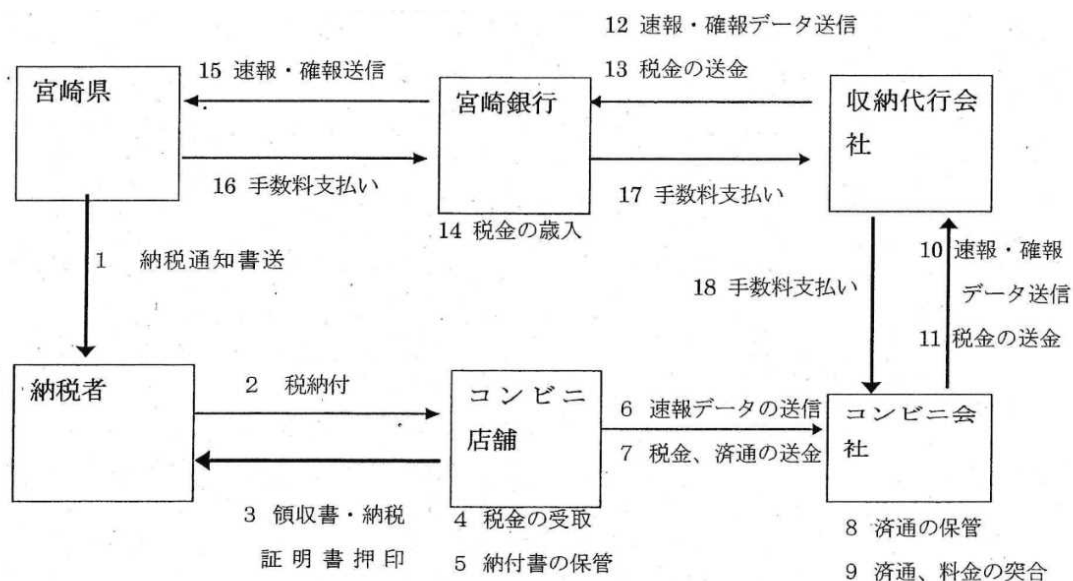
収納事務の内容は、次のとおりである。

まず、収納代行会社(地銀ネットワークサービス㈱)への委託業務は、コンビニエンスストア会社等が収納した県税を銀行へ払い込むとともに、コンビニエンスストア会社等から受け取った収納金の収納情報を銀行へ送付することとなっている。

次に、コンビニエンスストア会社等(11社)への委託業務は、バーコード付き納付書に基づき県税を収納し、収納金を収納代行会社へ払い込み、収納金の収納情報を収納代行会社へ送付することとなっている。

最後に、銀行(宮崎銀行)への委託業務は、収納金の収納情報を県へ送付するとともに、収納代行会社から送金された税金を歳入することとなっている。

以上を図にすると次のとおりとなる。



2) 委託契約の概要

担当所管課	税務課
契約名称	宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託
契約事業者名	㈱宮崎銀行、地銀ネットワークサービス㈱、各コンビニエンスストア運営会社
契約期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数1者
契約金額(円;税込)	9,994,823円
随意契約理由	<p><u>収納代行会社</u></p> <p>出資銀行が宮崎銀行であるが、宮崎銀行が収納データを代行受信し、税務システムで収納消込み可能なOCRデータを提供する仕組みを取っている。このことにより、消込みツールを増やさないと、処理作業が煩雑にならないことに繋がっており、収納金と収納データを適切に管理するという業務の運用面で同社は安全性が高い。また、1件当たり収納手数料及び1か月あたり基本料金が安価で費用面においても優位にある。</p> <p>また、収納代行会社は他にもあるが、収納代行会社を見直す</p>

	<p>場合、収納データ受信方法等の変更を税務システム改修により対応する必要があり、この改修費用に見合うほどの収納手数料や基本料金の単価増減は見込めない。</p> <p><u>コンビニエンスストア会社等</u></p> <p>全国に展開し、他の地方公共団体の税の収納実績があり、かつ、宮崎県財務規則第 47 条の 3（県税の収納の事務を委託できる基準）の各規準も満たしている。</p>
--	---

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	8,234 基本料金 54,000 円 単価：1 件 59.4 円	8,839 基本料金 54,000 円 単価：1 件 59.4 円	9,840 基本料金 54,000 円 単価：1 件 59.4 円
契約額(契約金額)	8,234 基本料金 54,000 円 単価：1 件 59.4 円	8,521 基本料金 54,000 円 単価：1 件 59.4 円	9,995 基本料金 54,000 円 単価：1 件 59.4 円
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見 2-② 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見 2-①と同様。

(参考) スケジュール

項目	期日(期間)
予定価格調書作成	日付なし
見積書入手日	平成 30 年 4 月 1 日
契約日	平成 30 年 4 月 1 日
(契約期間)	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

監査の意見 2-③ 長期継続契約の期間について

本案件においては、今後も継続的に委託業務に係るコストと収納率等の効果との間の費用対効果の関係を計っていくことは必要であり、収納代行会社及びコンビニエンスストア会社等に収納委託を行うこと自体は有効であると思われる。また、平成 30 年度より、令和 3 年 3 月 31 日までの 3 年間の長期継続契約を締結しているが、これについても、平成 30 年度から、収納の対象が自動車税に加え不動産取得税及び個人事業税にも拡大したことから年度当

初から収納事務の発生が予想されるためであり合理的である（「宮崎県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第1項第6号参照）。さらに、契約にあたっては、コンビニエンスストア会社等11社との調印が必要となるため、長期継続契約とすることで、事務の効率化にも繋がるのが期待できる。

宮崎県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

第2条第1項第6号

前各号に掲げるもののほか、物品の借りに関する契約で、商慣習上契約期間が翌年度以降にわたることが一般的と認められるもの又は役務の提供を受ける契約で、年度の初日から年間を通じて役務の提供を受ける必要があるもの

次に、長期継続契約における契約期間は3年としているが、これは九州各県の内3県で契約期間を3年としていることからとしている。長期継続契約は今回が初めてということもあり近隣の県を参考として契約期間を3年としたことは妥当であるが、今後契約を継続する場合には、3年にこだわらず、契約の安定性、価格の妥当性等を考慮して契約期間を設定することが望まれる。この点、県条例では、知事が特に必要と認めた場合以外は、契約期間は5年を超えることができない。但し、契約の性質上（契約が途切れることはできるだけ避ける必要がある）、知事が特に認めた場合として契約期間を5年以上とすることも検討の余地があるものと思われる。

③平成30年宮崎県知事選挙に係る臨時啓発業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県の知事選挙における臨時啓発業務を委託するものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	市町村課
契約名称	平成30年宮崎県知事選挙に係る臨時啓発業務委託
契約事業者名	株式会社MRTアド
契約期間	平成30年10月26日から平成30年12月23日
契約方法	随意契約（企画コンペ）
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数3者 （企画コンペに際して、参加業者3者から見積書を提出させている。但し、審査項目には参考見積書の金額は含まれていない。）

契約金額（円；税込）	8,000,000 円
随意契約理由	企画コンペで選定

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	8,000
契約額（契約金額）	—	—	8,000
落札率	—	—	100%

3) 監査の意見

監査の意見2-④ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見2-①と同様。

なお、企画コンペに際して、審査項目には見積書の金額は含まれていないが、参加業者3者から見積書を提出させている。この場合、以下のスケジュールのいずれかに沿って業務を遂行する必要があるが、残された資料にはその流れが明確になっていない。

（パターン1）

見積書入手（平成30年10月23日）前に予定価格調書作成



平成30年10月23日見積書入手



平成30年10月25日企画コンペ実施



平成30年10月26日契約額確定及び契約

（パターン2）

平成30年10月23日見積書入手（但し、正式な見積書ではなく参考見積書）



企画コンペ実施（平成30年10月25日）前に予定価格調書作成



平成30年10月25日企画コンペ実施



企画コンペ実施後、企画コンペで1位の者から正式の見積書を手



平成30年10月26日契約額確定及び契約

(パターン3)

平成30年10月23日見積書入手（但し、企画コンペ実施まで封印）



企画コンペ実施（平成30年10月25日）前に予定価格調書作成



企画コンペ実施後、企画コンペで1位の者の見積書開封



平成30年10月26日契約額確定及び契約

(参考) スケジュール

項目	期日(期間)
企画コンペ説明会	平成30年10月2日
企画コンペ参加申し込み期限	平成30年10月17日
予定価格調書作成	日付なし
見積書入手日	平成30年10月23日(提出期限平成30年10月23日12時)
企画コンペ実施	平成30年10月25日
契約日	平成30年10月26日
(契約期間)	平成30年10月26日～平成31年12月23日
(県知事選挙告示)	平成30年12月6日
(県知事選挙投票日)	平成30年12月23日

意見2-⑤ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

宮崎県では、現在企画コンペ方式に関して規定した文書としては、「宮崎県会計事務の手引き」の111ページに記載の「コンペ方式の契約の流れ」(2行のみ)と、毎年度開催する財務会計基礎研修資料「委託料事務 解説集」の3ページに記載の「(2)随意契約のうちコンペ方式の流れ」(1ページ)のみとなっている。

今事業については、特に企画コンペ方式による業者選定に問題はなかったが、今後県全体としての競争入札を行うか企画コンペを行うかの判断や、一般的な企画コンペ方式の進め方についての、より詳細なマニュアルを作成することの検討が必要である。

企画コンペ方式は、一般的に入札と比べて審査員の採点によって順位付けを行うことから入札よりも恣意性が介在する余地があるが、このことを踏まえると、マニュアルには、①コンペ方式を採用するための客観的な条件、②客観的・公平的な審査基準の考え方、③事業候補者選考委員会の構成(構成員の人数、構成)等について記載することが求められる。

なお、企画コンペ方式の詳細なマニュアルの作成については、全庁的に統一した考え方を構築することが望まれるので、「6. 総論」で意見として記載している。

④減災行動集中啓発事業等業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県における減災に関して、マスメディアやSNSなど様々な媒体やイベントを効果的に組み合わせた情報発信を行い、県民の防災意識を高めることで、県の減災向上を図るための事業である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	危機管理課
契約名称	平成30年度宮崎県減災行動集中啓発事業等業務委託
契約事業者名	テレビ宮崎株式会社
契約期間	平成31年2月5日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約（企画コンペ）
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数2者 (企画コンペに際して、参加業者2者から見積書を提出させている。但し、審査項目には参考見積書の金額は含まれていない。)
契約金額（円；税込）	7,315,000円
随意契約理由	企画コンペで選定

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	12,000	10,948	7,315
契約額(契約金額)	12,000	10,948	7,315
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見2-⑥ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見2-①と同様。

なお、企画コンペに際して、審査項目には見積書の金額は含まれていないが、参加業者2者から見積書を提出させている。この場合、以下のスケジュールのいずれかに沿って業務を遂行する必要があるが、残された資料にはその流れが明確になっていない。

(パターン1)

見積書入手（平成31年1月25日）前に予定価格調書作成



平成31年1月25日見積書入手



平成31年2月上旬決定通知



平成31年2月5日契約額確定及び契約

(パターン2)

平成31年1月25日見積書入手（但し、正式な見積書ではなく参考見積書）



平成31年2月上旬決定通知



企画コンペで1位の者から正式の見積書入手



平成31年2月5日契約額確定及び契約

(パターン3)

平成31年1月25日見積書入手（但し、決定通知まで封印）



企画コンペ実施（平成30年10月25日）前に予定価格調書作成



決定通知とともに、企画コンペで1位の者の見積書開封



平成31年2月5日契約額確定及び契約

(参考) スケジュール

項目	期日(期間)
企画コンペ説明会	平成30年12月26日

予定価格調書作成	日付なし
企画書等(見積書含む)提出期限	平成 31 年 1 月 25 日
企画コンペ結果通知	平成 31 年 2 月上旬
契約日	平成 31 年 2 月 5 日
(契約期間)	平成 31 年 2 月 5 日～平成 31 年 12 月 23 日

意見 2-⑦ 企画コンペ方式のマニュアルの作成について

監査の意見2-⑤と同様。

⑤宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県が所有するベル式 412EP 型回転翼航空機(以下、「防災救急ヘリコプター」という。)1 機の運航管理業務を行うものである

2) 委託契約の概要

担当所管課	消防保安課
契約名称	宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託
契約事業者名	鹿児島国際航空株式会社
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
契約方法	条件付き一般競争入札
契約方法の根拠	-
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	246, 240, 000 円

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	-	-	260, 658
契約額(契約金額)	-	-	246, 240
落札率	-	-	94. 47%

3) 監査の意見

監査の意見 2-⑧ 予定価格調書の日付の記入について

監査の意見2-①と同様。

監査の意見 2-⑨ 一者応札の解消について

本委託業務は、条件付き一般競争入札を実施している。入札は過去においては3年ごとに平成24年度、平成27年度に実施しているが、いずれも入札参加者数は1者のみ(今回の入札参加者)となっている。今後も一般競争入札を継続する予定であるので、今後、一者応札の解消に向けた努力が必要である。

なお、この点、現在パイロット不足ではあるが、全国的には複数参加可能な者がいることが推定され、また、全国的には複数参加可能な者が他にいないと客観的に判断するのであれば、随意契約理由となり随意契約を締結すべきことになる。少なくとも、契約を担当する課としては、一般競争入札を継続する以上競争性の確保のために努力をする必要がある。

3. 福祉保健部

(1) 抽出した委託契約

福祉保健部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注 2
1	生活保護システム更新導入（福祉保健課）	21,492		
2	「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業（福祉保健課）	5,472		○
3	地域生活定着促進事業（福祉保健課）	20,000		
4	訪問看護推進事業（医療薬務課）	10,904		
5	小児救急医療電話相談事業（医療薬務課）	11,226		
6	地域包括ケアシステム構築・権利擁護支援事業（長寿介護課）	32,607		
7	介護職員処遇改善特別支援事業（長寿介護課）	7,255		
8	喀痰吸引等研修事業（第一号・第二号研修）に関する業務委託（長寿介護課）	19,133		
9	「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託（長寿介護課）	17,412		
10	宮崎県障がい者スポーツ振興業務（障がい福祉課）	35,203		○
11	精神科救急医療システム整備事業（障がい福祉課）	19,517	単価契約	
12	Super「歩一步の店」事業（障がい福祉課）	4,446		○
13	食品衛生事務事業（衛生管理課）	14,551		
14	犬の捕獲抑留業務等補助業務委託（衛生管理課）	95,898		○
15	水道ビジョン策定業務（衛生管理課）	15,984	債務負担行為(H30～R1)	
16	先天性代謝異常等検査事業の委託契約（健康増進課）	29,454	単価契約	
17	平成30年度宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務に係る委託契約（健康増進課）	58,252		○
18	平成30年度子育て支援員研修事業実施業務委託（こども政策課）	4,102		
19	平成30年度みやざき結婚サポート事業業務委託（こども政策課）	24,190		
20	給食調理業務委託（県立こども療育センター）	19,271	単価契約(食材料費)	○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業

1) 事業及び委託業務の概要

自殺予防週間(9月10日～16日)や自殺対策強化月間(3月)を中心に、県民に対して、イベント(街頭キャンペーン等)やテレビ・ラジオ、インターネットなど、様々な媒体を通じて自殺予防や精神疾患に関する正しい知識の啓発や相談窓口の周知等を行うことにより県全体で自殺予防に取り組む気運を醸成し、もって、「自殺のない地域社会づくり」を目指すことを目的とする事業である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	福祉保健課
契約名称	「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業
契約事業者名	テレビ宮崎商事(株)
契約期間	平成30年8月1日～平成31年3月31日
契約方法	随意契約(企画コンペ)
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 2者
契約金額(円;税込)	5,472,000円
随意契約理由	企画の内容に加え、業務体制や昨年度の本事業業務の実績等からも、同社への委託により、本業務の成果が十分に期待できるものと判断されることから選定した。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	9,952	8,822	5,472
契約額(契約金額)	9,952	8,822	5,472
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見3-① 企画コンペの審査方法について

企画コンペの審査については「企画提案競技実施要領」によると「企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。」

となっている。平成 30 年度は 2 者の応募があり、審査結果表を見ると審査に参加した 6 名の合計得点の高い会社に委託先が決定されている。しかし、審査結果の個人ごとの得点を見ると 6 名中 4 名が選定されなかった会社の得点を高く採点していた。合計得点の高い者を選定することは一つの合理的な選定基準であるが、今般のように採点者の過半数が高い得点をつけた先が選定されないというケースに備え、現状以上に採点の客観性・公平性を確保する点から選定理由につき説明できるようにしておく必要があると考える。

②宮崎県障がい者スポーツ振興業務

1) 事業及び委託業務の概要

障がい者スポーツの振興対策業務として次の業務を委託する。

- ・ 障がい者スポーツ協会強化育成事業
- ・ 宮崎県障がい者スポーツ大会開催事業
- ・ 各種障がい者スポーツ大会参加助成事業
- ・ 全国障害者スポーツ大会参加事業
- ・ 地区障がい者スポーツ教室開催事業
- ・ 障がい者スポーツクラブ育成助成事業
- ・ 障がい者スポーツ指導者養成事業
- ・ 障がい者スポーツ育成強化支援事業

2) 委託契約の概要

担当所管課	障がい福祉課
契約名称	宮崎県障がい者スポーツ振興業務
契約事業者名	宮崎県障がい者スポーツ協会
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は 見積り者数	見積り者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	35,203,000 円
随意契約理由	この委託業務は、県障がい者スポーツ大会をはじめ、各種対外障がい者スポーツ大会や全国大会への参加助成、障がい者スポーツクラブの育成や地区障がい者スポーツ教室の開催、指導者養成など、本県における各地区障がい者スポーツ振興のための業務を委託するものである。 委託業務の受託者は、各種障がい者スポーツの指導や大会運

	営を行うことができる専門的人材及びノウハウを持つとともに、県内の障がい者スポーツ関係団体等と密接な連携協力関係を有する団体でなければならぬため、長年の実績を有する宮崎県障がい者スポーツ協会以外に適切な委託先がなく、唯一の相手方である。
--	---

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	40,038	40,338	35,203
契約額(契約金額)	40,038	40,338	35,203
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見3-② 実績報告について

検査調書に添付されている事業実績報告の委託事業収支決算書は円単位であるにもかかわらず千円単位で丸めての記載となっている。委託先団体での決算の監査・承認は適正になされているとのことであるが、検査時においても実績数値の確認は重要となるため、円単位での正確な数値に基づく収支決算書を添付すべきものとする。

③Super「歩一步の店」事業

1) 事業及び委託業務の概要

本事業は、就労継続支援B型事業所等において障がい者が製作した商品等を共同出店等により販売するとともに、事業所等が持つ設備、技術力、商品等を企業に紹介・PRし、新たな取引の拡大や、障がい者の工賃向上を図ることを目的としている。

2) 委託契約の概要

担当所管課	障がい福祉課
契約名称	Super「歩一步の店」事業
契約事業者名	宮崎県中小企業家同友会
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は	見積者数 1者

見積り者数	
契約金額（円；税込）	4,446,000円
随意契約理由	<p>本事業の目的を達成するには、事業所等の取組みに理解があり事業所等の技術力、商品等を常に把握するとともに、企業及び消費者の動向、ニーズを把握し、両社のパイプ役を担うことが必要である。また、本事業の実施に当たっては、売上向上やコスト削減、製品開発、販路拡大等について、事業所等に助言・支援を行う専門家（経営コンサルタント、中小企業診断士、商工団体の指導員等）で構成する工賃向上支援チームとの連携も不可欠である。委託先団体は、中小企業と事業所等がともに加盟し、両者の活動の場の受け皿となるとともに、工賃向上支援チームの一員として活動してきた。また、会内に「バリアフリー委員会」を設置し、障がい者と共に働くことで、企業内環境の改善や社員同士の思いやりの心が育つ事例を学ぶとともに、会員企業の障がい者雇用状況等を調査するなど、障がい者雇用を促進するための活動に熱心に取り組んできた。本件委託業務を遂行するために必要な要件を兼ね備えており、県内に、本件委託業務を遂行する能力を有する団体等は他にないことから随意契約とする。</p>

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	4,586	4,586	4,446
契約額（契約金額）	4,586	4,586	4,446
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見3-③ 長期にわたる随意契約について

本事業は、現在の委託先が取引拡大や障がい者の工賃向上に貢献しており問題ないと思われる。ただし、平成20年から長期間にわたり随意契約を継続している。本事業は、事業所における取引の拡大と障がい者の工賃向上を図ることが求められ、単純に価格競争に付することは適当でないと思われるが、企画コンペ方式等により提案内容と受託団体等の選択可能性を考慮しつつ委託先を決定することが望まれる。

④犬の捕獲抑留業務等補助業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、宮崎県犬取締条例(昭和47年宮崎県条例18号)及び宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年宮崎県条例第51号)に基づいて行う犬の捕獲抑留業務等の補助業務。

2) 委託契約の概要

担当所管課	衛生管理課
契約名称	犬の捕獲抑留業務等補助業務委託
契約事業者名	一般財団法人宮崎県公衆衛生センター
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	95,898,329円
随意契約理由	狂犬病予防法に基づいた犬の捕獲抑留及び処分並びに動物愛護法に基づいた犬猫の引取り保護及び適正飼養教室等の委託事業内容を一貫して行える機関は、県内には現在のところ同センター以外にない。また、同センターは、昭和43年から当業務を実施し、信頼できる実績を残している。以上の理由により随意契約とする。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	92,984	105,492	95,899
契約額(契約金額)	92,984	105,492	95,899
落札率	100%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見 3-④ 委託業務費に含まれる人件費の内容について

業務委託費には職員等人件費及び旅費等の活動運営費が含まれているが、職員等人件費には管理業務を行っている人員の人件費も含まれている。しかし、本委託事業は「犬の捕獲抑留業務等補助業務」の委託契約であり、人件費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものと考ええる。

管理業務を行う人員の人件費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約に即した内容の見直しや積算項目を整理するなど、今後検討が必要ではないか。

本件のように委託先が県の外郭団体である場合、委託料積算は、相手先の内部要因や過去の積算事例に過度にとらわれることなく、根拠をより明確化し、必要性を十分に考慮しながら、適正に実施することが求められる。

⑤平成30年度宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務に係る委託契約

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県健康づくり推進センターの管理運営の委託である。委託業務の範囲は以下のとおりである。

- ・センターの維持管理
- ・健康づくりに携わる人材育成
- ・がん検診の精度管理及び受診率向上

2) 委託契約の概要

担当所管課	健康増進課
契約名称	宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務に係る委託契約
契約事業者名	公益財団法人 宮崎県健康づくり協会
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	58,252,946円
随意契約理由	事業内容が保健事業及び生活習慣病等について実態把握したデータを疫学的に分析するなど公衆衛生学的な調査研究を要するものや、専門職に対する保健事業についての研修事業等であり、保健事業や健康づくりに関する高度な専門知識を要

	<p>する。したがって、事業に必要な専門知識を要する人材が複数所属しており、委託する事業を全て実施できる体制が整っていること、市町村や関係機関等と密接な連携協力体制を有し実施事業に応じた確かな協力が得られること等が必要であり、これらの実施要件を満たす団体は公益財団法人宮崎県健康づくり協会以外にない。</p>
--	--

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	71,675	62,482	58,253
契約額(契約金額)	71,181	62,482	58,253
落札率	99.3%	100%	100%

3) 監査の意見

監査の意見3-⑤ 委託料算定時の時間外手当について

委託料を積算する際に時間外手当を算入している。時間外手当は委託先の運営努力や個人の能力に応じて支給される性質のものであって原則として委託料積算に含めることはなじまないと考えられる。特に委託先が県の外郭団体の場合、相手先の内部要因や過去の積算事例に過度にとらわれることなく委託料積算を公正公平に実施することが求められる。時間外手当の一部には委託業務を遂行する上で真に必要とされる医師による診療時間外の会議開催に伴うものも含まれているとのことである。そのため、時間外手当の積算算入は委託業務遂行上の必要性を十分に考慮して行うことが望まれる。

⑥ 給食調理業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県子ども療育センターの入所・入院児童、短期入所、日中一時支援、医療型児童発達支援、生活介護サービス利用者に対する給食調理業務の委託である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立子ども療育センター
契約名称	給食調理業務委託
契約事業者名	シダックスフードサービス(株)
契約期間	平成30年10月1日～令和元年9月30日(注)

契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	38,520,532 円 (単価契約分を含む)
随意契約理由	センターにおける給食調理業務は、一般的な学校給食等と違い、障がい児童を対象として様々な食形態があるため、一人ひとりに合ったものを提供する必要がある。ミスが即命に関わるケースもあり、委託に当たっては業務の遂行を確実に行うことが必須となっている。今回の新契約について、プロポーザル方式で長期継続契約を締結する予定だったが、当センターの予算上限内での参加希望者がいなかった。再度予算を確保し、再度プロポーザルによる新契約を成立するまでの間、給食を停止するわけにはいかないため、現契約者との 1 者随意契約とする。

(注) 公募型プロポーザルを行ったが応募者がいなかったため、次回プロポーザルまでの間、現契約者と 1 者随意契約。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度 (注)	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	101,220	長期継続契約	41,210
契約額 (契約金額)	100,917	—	38,520
落札率	99.7%	—	93.4%

(注) 平成 27 年度契約締結 (平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日)

3) 指摘事項

指摘事項 3-① 見積書の押印について

提出された資料のなかに委託先からの見積書が含まれていた。資料閲覧時には見積書に押印がなかった。見積書の正確性・信頼性、責任の所在を明らかにするために押印のある見積書の適時な入手が求められる。

4) 監査の意見

監査の意見 3-⑥ プロポーザルの応募について

委託契約に当たって従前より公募型プロポーザルを実施している。しかし、平成 30 年度の公募型プロポーザルでは応募者がいない状況になったとのことである。その後、随意契約により契約は継続された。調理師や管理栄養士等の人材不足等が原因ではないかとのことである。今後は委託先の選択可能性を確保したプロポーザルの実施と何より障がい児童への安心安全な食の提供が滞ることなく継続されるプロポーザルの日程や体制整備が求められる。

4. 環境森林部

(1)抽出した委託契約

環境森林部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	県民1人1本みんなで植樹推進事業（苗木提供） （環境森林課）	17,604		○
2	大気汚染常時監視測定機器等の保守管理業務 （環境管理課）	17,928		
3	環境中ダイオキシン類常時監視及び特定施設に係るダイオキシン類検査業務委託（環境管理課）	4,644		
4	公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託 （環境管理課）	8,100		○
5	長江川・川内川水域等における水質測定調査業務委託（環境管理課）	10,153	単価契約	
6	平成30年度ポリ塩化ビフェニル使用安定器掘り起こし調査業務（循環社会推進課）	16,407		
7	松くい虫薬剤防除事業（特別防除にかかる地上作業）（自然環境課）	11,016		○

（注1）金額は千円未満切捨てている。

（注2）○は、「(2)個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①県民1人1本みんなで植樹推進事業

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県民みんなで森づくりをしようという目的に沿い、苗木の提供を希望するボランティア団体や自治体等に対し、無償で苗木を提供する事業である。受託者は、提供すべき苗木の種類及び日時・場所等について宮崎県から指示を受け、その指示に従い苗木を準備し提供する。

2) 委託契約の概要

担当所管課	環境森林課
契約名称	県民1人1本みんなで植樹推進事業（苗木提供）
契約事業者名	宮崎県緑花木生産協同組合
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 2者
契約金額（円；税込）	17,604,000円
随意契約理由	<p>苗木提供は、年間を通して多種類の苗木を安定的に供給できる体制が必要である。また市町村、森林ボランティア団体等が実施する植樹活動は県内で行われることから、提供される苗木は地域に根ざしたものでなければならない。</p> <p>また、本事業では、苗木配布時に森林ボランティア団体等に対する技術指導等を実施するため、病虫害対策、養成技術等苗木の育成に関する総合的なノウハウを有する人材を配置し、かつ、苗木の健全な育成に関して迅速かつ的確な対応が出来る業者でなければならない。</p> <p>以上の条件を満たし、本事業を適正に履行できるのはこの2者（宮崎県緑花木生産協同組合、宮崎県緑化樹苗農業協同組合）において他にない。</p>

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	18,121	17,715	17,614
契約額(契約金額)	18,051	17,712	17,604
落札率	99.6%	99.9%	99.9%

3) 指摘事項

指摘事項4-① 見積書提出期限について

本業務における2者への見積書提出期限は、見積書提出の案内から中1日となっている。これが違法ということはできないものの、可能であればもう少し期間的余裕を持たせることが

望ましいと考える。

指摘事項 4-② 参考見積書について

予定価格を決めるにあたり、参考見積書の作成を依頼しているところ、参考見積書の作成日付が空欄となっている。予定価格の決定過程に疑義を持たれるおそれもあることから、日付を明記するように徹底するべきである。

指摘事項 4-③ 実績確認について

実績書によれば、技術指導に関し回答内容等が記載されているが、これがすべて本事業の予定している「技術指導」と呼べるものなのか疑問がある。また、技術指導の様子について写真等の添付が統一されておらず、具体的な状況が判然としない。

技術指導に対して費用が発生することにかんがみれば、ここで求められることが何たることかについて受託者と意識を共有したうえで、写真等の添付を求めることや、これが難しければ技術指導の状況についてより具体的な報告を求めるべきである。

② 公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託

1) 事業及び委託業務の概要

法律に基づき県知事に義務のある公共用水域及び地下水の水質調査に関し、定期的に定点測定、検査等を行いその結果を報告する業務である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	環境管理課
契約名称	公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託
契約事業者名	公益財団法人宮崎県環境科学協会
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	地方自治法第 234 条第 1 項
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 2 者
契約金額 (円 ; 税込)	8,100,000

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	8,171	8,134	8,126
契約額(契約金額)	7,452	7,884	8,100
落札率	91.2%	96.9%	99.7%

3) 監査の意見

監査の意見 4-① 予定価格について

本件については、2者の入札による一般競争入札が行われているものの、過去3年間にわたり一般競争入札では落札されず、その結果いわゆる不落随契により契約者が決定されている。予定価格の設計につき、低額に過ぎる可能性もあることから、この点について再検討するとよいように思われる。

なお、ヒアリングの結果、平成31年度には予定価格の設計について見直しを行い、その結果一般競争入札での落札となったとのことである。この点は、評価すべき取り組みといえる。

③松くい虫薬剤防除事業

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎市の海岸松林において、年に1回松くい虫対策として薬剤を空中散布する事業を行っている。本事業は、当該空中散布に関し、ヘリコプターに乗って空中から散布するという活動以外のすべての活動を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	自然環境課
契約名称	松くい虫薬剤防除事業
契約事業者名	宮崎県森林組合連合会
契約期間	平成 30 年 4 月 3 日から平成 30 年 6 月 30 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1 者
契約金額(円;税込)	11,016,000 円
随意契約理由	薬剤散布の対象区域(宮崎市の海岸松林)は、観光施設や住宅地等が近接しており、薬剤による危被害を防止するために

	は、受託者に松くい虫防除に関する高度な知識と技能が求められるところ、松保護士の資格者が複数名在籍する宮崎県森林組合連合会以外に本事業を行える者はいないため。
--	--

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	10,902	11,007	11,075
契約額(契約金額)	10,800	10,908	11,016
落札率	99%	99%	99%

3) 指摘事項

指摘事項4-④ 随意契約について

本業務については、複数名の松保護士が在籍するのは宮崎県森林組合連合会のみであるとして、同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っている。

しかしながら、松保護士在籍の有無について参照した資料は最新のものではなく、平成30年度においては複数の松保護士が在籍する団体はほかにも存在する可能性がある。そうであれば、本件で1者のみを選定し随意契約を締結する根拠はそもそもなかった可能性も生じてくる。仮に1者での随意契約が相当であるとして他者を排除するのであれば、疑義が生じないよう最新の資料に基づいて判断を行うべきである。

また、そもそも複数の松保護士を要しないと本件委託業務を行えないのかという疑問もあることから、落札率がここ3年間は99%となっていることにも鑑みれば、他の団体も候補に入れたうえで一般競争入札に付することなどを検討してもよいように思われる。

5. 商工観光労働部

(1) 抽出した委託契約

商工観光労働部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託 (商工政策課 経営金融支援室)	20,310		○
2	ヤングJOBサポートみやざき運營業務委託 (雇用労働政策課)	24,830		
3	成長産業4分野及び地域産業2分野関連企業マッチング業務(雇用労働政策課)	8,976		
4	「ひなたカード」入会利用促進プロモーション業務 (観光推進課)	2,457		○
5	ゴルフツーリズムプロモーション業務(観光推進課)	10,000		○
6	「観る」スポーツツーリズム推進業務(観光推進課)	8,465		
7	香港輸出促進コーディネーターに係る業務委託 (オールみやざき営業課)	11,000		○
8	シンガポール輸出促進コーディネーターに係る業務委託 (オールみやざき営業課)	12,300		○
9	ふるさと宮崎応援寄附金振興事業 (オールみやざき営業課)	30,696		○
10	シンボルキャラクター活用による魅力発信業務 (オールみやざき営業課)	20,578		○
11	「多文化共生地域づくり推進事業」の業務委託 (オールみやざき営業課)	27,600		
12	食堂運營業務委託(県立産業技術専門校)	10,256	長期継続契約	
13	職業訓練等業務委託(介護福祉士養成科1年) (県立産業技術専門校)	25,153		

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託

1) 事業及び委託業務の概要

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、人材ニーズと求職者のマッチングを実施する民間人材ビジネス事業者等と連携することで、都市部人材の地方還流を図り、これらの人材を活用して県内企業の成長を促進するための宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営を行う。拠点の運営とともに、イベント等の実施、定例会の開催等も行い、その事業内容について県へ報告をする。

2) 委託契約の概要

担当所管課	商工政策課 経営金融支援室
契約名称	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託
契約事業者名	一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	20,310,000円
随意契約理由	潜在的な成長力を持つ企業に攻めの経営への転換を促し、専門人材を活用して企業の成長戦略の実現につなげることが主な業務であり、地元企業に精通し、経営アドバイス、事業計画の策定等ができる当協会以外に適切な委託先がない。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	20,317
契約額(契約金額)	—	—	20,310
落札率	—	—	99.9%

3) 指摘事項

指摘事項5-① 随意契約について

本業務については、委託先以外に地元企業に精通し経営アドバイス等を行える者がいな

いことを理由として 1 者随意契約を締結したものである。

しかしながら、委託先と本業務の実務を行うマネージャー、サブマネージャー、コーディネーターとの契約関係は、業務委託である。そうだとすれば、他の団体や企業等がこれらマネージャー等候補者と本件と同じような業務委託契約を締結し拠点運営を行うことも十分に可能と思われることから、上記の理由をもって 1 者随意契約とするべき合理的理由はないといえる。

よって、1 者随意契約としたことは相当でない。

指摘事項 5-② 契約保証金の免除について

本件では、県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号に基づいて契約保証金が免除された。しかしながら、委託先が前年度までに県と契約していたのはいわゆるコンサルティング業務に限られ、拠点運営を含む本業務とは、その規模が大きく異なる。

特に、委託先が本業務を行うことで 1000 万円規模の報酬(人件費)の支払いについてまで委託することになるが、これを委託先が行うのは初めてであって、これまでに適正に行ってきたという実績などないのであるから、主な増加分が人件費であるからといって契約保証金の免除を行う理由にはならない。

以上のことから、本件が県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号に該当するとはいえず、契約保証金を免除したのは相当でない。

なお、予算執行伺をみると、委託先の会員個人が過去 2 年間に受けた業務の費用を計上して、本件の委託金額とほぼ同規模の実績を挙げている根拠としているが、法人と個人は別であり、このような解釈が認められないのは当然である。

② 「ひなたカード」入会利用促進プロモーション業務

1) 事業及び委託業務の概要

県が発行するポイントカードである「ひなたカード」について、これを県民に周知し、入会や利用を促進するための、グッズ作成、配布、各種イベントの実施を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	観光推進課
契約名称	「ひなたカード」入会利用促進プロモーション業務
契約事業者名	株式会社リクルート
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は	見積者数 1 者

見積り者数	
契約金額（円；税込）	2,457,000 円
随意契約理由	リクルート社は、前年度、ひなたカードの店舗開拓及び店舗との連絡調整、事業全体のコーディネートを実行したこともあり、ひなたカードについてどの企業よりも熟知しており、また、加盟店との連絡体制が構築されている。そのため、本業務を円滑に執行するためには、リクルート社に委託することが適当であると認められるため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	1,987	2,457
契約額（契約金額）	—	1,987	2,457
落札率	—	100%	100%

3) 指摘事項

指摘事項5-③ 随意契約について

本業務については、リクルート社が前年度にひなたカードの店舗開拓等を行ったことにより同社が同カードについて熟知していることを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っている。

もともと、本業務の内容はひなたカードの周知のためのグッズ製作や各種イベントの実施であるところ、確かに前年度同種事業を行った者が実施しやすい可能性があることは否定できないものの、他者でもひなたカードについての知識を入手しさえすれば業務の遂行は可能である。

そうすると、本件についてリクルート社と契約を締結しなければ目的を達成することができないとはいえず、この理由に基づいて2号により随意契約とするのは相当でない。

指摘事項5-④ 予定価格について

本件では、リクルート社の参考見積をふまえて予定価格が決定されている。しかしながら、参考見積によればどの程度の量のグッズ等を製作するのもかも判然とせず、その金額の適正性が不明である。

結局のところ、1者随契であるということも併せて考えれば、いわば参考見積を行った業者の「言い値」で契約を締結してしまったおそれも否定できないといえる。

そうすると、本件のような業務を同社以外が実施することは前記のとおり可能と思われる

ころ、できることなら数者の参考見積をとったうえで契約締結を進めるほうが好ましかったといふべきである。

③ゴルフツアーリズムプロモーション業務

1) 事業及び委託業務の概要

県内へのゴルフ誘客促進を目的として、各種媒体を利用した本県ゴルフ環境のPRや、パンフレット・動画等を制作することによる、各種プロモーション活動を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	観光推進課
契約名称	ゴルフツアーリズムプロモーション業務
契約事業者名	グローバルゴルフメディアグループ株式会社
契約期間	平成30年6月8日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約（企画コンペ）
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 10者
契約金額（円；税込）	10,000,000円
随意契約理由	企画コンペ方式で業者を選定したため

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	10,000
契約額(契約金額)	—	—	10,000
落札率	—	—	100%

3) 指摘事項

指摘事項5-⑤ 暴力団排除について

本業務については、契約書上に暴力団排除条項は設けられておらず、暴力団等に属しないことを誓約する旨の文書等も提出されていない。

ヒアリングの結果、企画提案競技参加申込書の「実施要領に規定する参加資格要件すべてに該当することを誓約します」という文言で暴力団排除について読み取ることが可能との報

告を受けたが、昨今の暴力団排除に関する一般的な運用にかんがみれば、県が他の事業においては基本的に実施しているとおり、やはり契約書や具体的な誓約書を用いて暴力団排除に関する措置をとることが望ましいものとする。

指摘事項 5-⑥ 再委託契約について

本件では、受託先から再委託契約の要望があったため、県においてその相当性を検討し、最終的に再委託を承認している。

しかしながら、再委託契約書をみると、暴力団排除条項は設けられておらず、再委託先が反社会的勢力であることを想定した場合の措置が不十分といえる。

また、再委託契約書には第 8 条で再委託等に関する条項があるところ、この条項が存在することを前提に県が再委託を承認した以上、再委託先からの再々委託は当然に可能と解釈されても仕方がないといえる。県として再々委託を自由に認める意思はないと思われることから、再委託契約書 8 条は削除を求めるべきであったといえる。

4) 監査の意見

監査の意見 5-① 業者選定方法について

本事業では、審査委員の点数の合計額が最も高い者を選定することが原則とされている。しかしながら、このような選定方法による場合、他の審査委員の点数が比較的高くても、1 名の審査委員の点数が極端に低いような場合に当該業者がコンペに負けることが生じうる(なお、本件において各審査委員の採点を確認したところ、そのようなことは生じていなかった)。

もっとも、このような事態が相当でない場合もありうるため、今後の選定方法については、例えば各業者の最高点と最低点を除外したうえでその余の点数の合計額が最も高い業者を選定するなどの工夫をしてもよいように思われる。あるいは、審査要領3(1)②の但し書き以下に、そのような事態を想定した文言を具体的に入れておくことも考えられる。

④香港輸出促進コーディネーターに係る業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

県内企業に対する貿易取引支援をさらに強化し、県産品の輸出拡大を実現し県内企業の良質で安定的な雇用の創出を図るべく、香港・中国地域で販路開拓・拡大に取り組む希望のある県内企業を対象として、販路開拓等の支援や商品 PR 等を委託する。

2) 委託契約の概要

担当所管課	オールみやざき営業課
契約名称	香港輸出促進コーディネーターに係る業務委託契約
契約事業者名	田草川雅彦

契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額（円；税込）	11,000,000円
随意契約理由	香港市場の状況、日本産食品・県産品の輸出状況、貿易実務等を熟知し、香港における独自のネットワークにより県産品の輸出拡大支援を遂行できるのは田草川氏以外にないため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	10,840	9,500	11,000
契約額（契約金額）	10,840	9,500	11,000
落札率	100%	100%	100%

3) 指摘事項

指摘事項5-⑦ 随意契約について

本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で1者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する疎明資料はない。そもそも、実施要領4に記載された随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明は一切されておらず、理由になっていない。予算執行伺書等の記録をみる限り、仮に一般競争入札やコンペ方式等で選定を試みた場合、委託先よりも適切と思われる者が現れる可能性も否定できない。

よって、県において本件につき2号随契を行うのであれば、委託先以外が本業務を行えないことについて疎明資料等添付の上検討するべきである。また、仮にこれが難しいということであれば2号随契を行うための要件を充足しているとはいえない。

4) 監査の意見

監査の意見5-② 通信費等の料金について

本件では、携帯電話料金やインターネット関連費用として相当額が計上され、これを県が委託先へ支払っている。ヒアリングをしたところでは、携帯電話の端末については従前から委託先が保有していた物ということである。

委託先が計上したこれらの支出について、真に宮崎県の本事業のために支出されたもの

のみであるのか、委託先の報告書等からは判然としなかった。この点については、そもそも県の積算書上もこれほどの支出は考えていなかったと思われることから、常識的に考えて一定の疑問を持ってよいと考えるので、委託先に対して補充資料等を提出させて内容について確認を取ったうえで支出をするほうが望ましかったのではないかと考える。

⑤シンガポール輸出促進コーディネーターに係る業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

県内企業に対する貿易取引支援をさらに強化し、県産品の輸出拡大を実現し県内企業の良質で安定的な雇用の創出を図るべく、シンガポールや ASEAN 地域で販路開拓・拡大に取り組む希望のある県内企業を対象として、販路開拓等の支援や商品 PR 等を委託する。

2) 委託契約の概要

担当所管課	オールみやざき営業課
契約名称	シンガポール輸出促進コーディネーターに係る業務委託
契約事業者名	大塚嘉一
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	12,300,000 円
随意契約理由	シンガポール市場の状況、日本産食品・県産品の輸出状況、貿易実務等を熟知し、シンガポールにおける独自のネットワークにより県産品の輸出拡大支援を遂行できるのは大塚氏以外にないため。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	13,650	13,650	12,300
契約額(契約金額)	13,650	13,650	12,300
落札率	100%	100%	100%

3) 指摘事項

指摘事項5-⑧ 随意契約について

本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で1者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する疎明資料はない。そもそも、実施要領4に記載された随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明は一切されておらず、理由になっていない。予算執行伺書等の記録をみる限り、仮に一般競争入札やコンペ方式等で選定を試みた場合、委託先よりも適切と思われる者が現れる可能性も否定できない。

よって、県において本件につき2号随契を行うのであれば、委託先以外が本業務を行えないことについて疎明資料等添付の上検討するべきである。また、仮にこれが難しいということであれば2号随契を行うための要件を充足しているとはいえない。

指摘事項5-⑨ ランチミーティング食糧費について

本件では、委託先が宮崎県職員と昼間に蕎麦店で、海外での商慣習に則りランチミーティングとして食事をした際の料金が、食糧費として計上され県はこれにつき委託先へ支払いを行っている。一方で、ランチミーティングに出席した宮崎県職員に対しては、時間外手当の付与や代替休憩の付与等がされていない。

当該ランチミーティングが、委託業務の一環として必要な委託者への報告等に当たるのだとすれば、これに出席した宮崎県職員に対してもしかるべき時間外手当の付与等を行うことが相当だったと思われる。

今後、このようなランチミーティングの取り扱いをどのように行うのかについて整理したうえで、労働基準法違反と指摘されるような事態を避けるよう、適切な運用について検討するべきである。

指摘事項5-⑩ 謝金の支払等について

本件では、委託先への謝金として720万円が支払われている。しかしながら、予算執行伺書に記載された内訳には、謝金として600万円と記載されている。この点についてヒアリングしたところ、当該内訳の記載が誤りであり、実際に積算した結果の謝金は720万円であったため同金額を支払ったとのことであった。

そうすると、本予算執行伺書の内容について最終的な決定権を有する者までいずれも添付資料である内訳書の誤りに気付かないまま謝金としては600万円を支払うものとして決裁をしていたということになる。これらの決裁はいずれも不適切なものであり、今後は関係資料との照合を丁寧に行うなどより慎重な決裁に努めるべきである。

⑥ふるさと宮崎応援寄附金振興事業

1) 事業及び委託業務の概要

本事業は、いわゆるふるさと納税により宮崎県へ寄附を行った者に対して返礼品の送付を行う場面における、当該返礼品の一つとしての県産品セット作成、返礼品送付等を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	オールみやざき営業課
契約名称	ふるさと宮崎応援寄附金振興事業
契約事業者名	公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	30,696,000円
随意契約理由	本件の受託者は、寄附者のニーズに合わせたセット作成や、発注から発送までの業務を一体的に行う。そのため受託者には①県産品を多く扱っておりセット作成のための商品知識やノウハウが豊富であること②県産品の在庫を一定量持ち、返礼品の発注数が多くなっても安定して商品を確保できること③セット作成における商品選定を公平、中立に実施できること、という要件が必要であるが、民間業者には②③の要件を満たすことが担保できず、①ないし③の要件を充足するのは1者のみであるため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	25,620	30,696	30,696
契約額(契約金額)	25,620	30,696	30,696
落札率	100%	100%	100%

3) 指摘事項

指摘事項5-⑪ 随意契約について

本業務については、セット商品作成のための公平性、発注が多くなった場合の対応を懸念材料として挙げ、1者随意契約により業者が選定されている。しかしながら、そもそもセット作成の打ち合わせには県も関与するところ、民間業者であるからといってセット作成に公平性が保てないというのには疑問がある。また、どの程度の発注を予測しているのか不明であるが、過去の寄附実績をみる限り、宮崎県内には商品確保が十分可能な業者もあると思われる。

そうすると、必ずしも本件受託先のみしか本業務を履行できないとまではいえず、競争に付したほうが望ましいといえる。

むしろ、過去3年間の送付商品に関する実績を検討したうえで述べると、宮崎県へのふるさと納税をより活性化させるべくセット作成について新たな視点を入れることも有用と思われ、そうであれば、民間業者も入れたコンペ方式等を用いて業者を選定することが積極的な意味でも望ましいと思われる。

⑦シンボルキャラクター活用による魅力発信業務

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県のシンボルキャラクターであるみやざき犬を活用し、各種イベントにみやざき犬を出席させてダンスを含めたパフォーマンス等を実施することにより、「日本のひなた宮崎県」の魅力をPRする事業である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	オールみやざき営業課
契約名称	シンボルキャラクター活用による魅力発信業務
契約事業者名	テレビ宮崎商事株式会社
契約期間	平成30年6月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	20,578,000円
随意契約理由	企画コンペ方式で業者を選定したため

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	23,820	20,578	20,578
契約額(契約金額)	23,820	20,578	20,578
落札率	100%	100%	100%

3) 指摘事項

指摘事項 5-⑫ 予算執行伺について

予算執行伺に「このことについて、次のとおり予算執行してよろしいか。」と印字されているところ、これに加えて手書きで「決裁の上は、別案のとおり仕様書・要領を定めてよろしいか。」記入し内容を補充している。これを許せばすべての決裁印を得た後に事後的に誰かが書き加えることも理論上可能となるのであって、相当でない運用というべきである。

基本的には手書きでの内容補充は認めるべきでなく、仮に認めるとすれば当該箇所にも担当者と決裁者が決裁印を押すなど、上記懸念が顕在化しないような工夫をするべきである。

4) 監査の意見

監査の意見 5-③ 実施要領について

実施要領4(5)の「更生手続開始」が「更正手続開始」と記載されており、誤記である。他の事業における実施要領、業務委託契約書等にも、同様に「会社更正」「更正手続」などと記載されたものが散見されたため、この点は網羅的にチェックしたうえですべて修正しておくべきである。

6. 農政水産部

(1)抽出した委託契約

農政水産部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	6次産業化地域サポート事業（農業連携推進課）	15,000		○
2	就農マッチング支援事業に関する業務委託 （農業経営支援課）	8,949		
3	みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト事業 （畜産振興課）	4,005		○
4	平成30年度保安林改良事業(交)森林整備(複層林 造成)業務大鹿倉地区（西諸県農林振興局）	10,854		
5	平成30年度漁海況調査事業に係る委託調査業務 （海洋観測）（水産試験場）	29,160		○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2)個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①6次産業化地域サポート事業

1)事業及び委託業務の概要

みやざき6次産業化サポートセンターにおいて、6次産業化総合相談窓口を設置し、県内の各専門家を6次産業化プランナーとして登録・派遣する等により農林漁業者の課題解決を図り、関係機関・団体等との連携の下、各農林漁業者の6次産業化の計画実現へ向けたサポート活動を行う事業である。

2)委託契約の概要

担当所管課	農業連携推進課
契約名称	6次産業化地域サポート事業
契約事業者名	公益社団法人 宮崎県農業振興公社
契約期間	平成30年4月2日～平成31年3月29日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は	見積者数 1者

見積り者数	
契約金額（円；税込）	15,000,000円
随意契約理由	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、農業の担い手育成や農地対策等の様々な農業分野に精通した専門知識が豊富なスタッフが在駐しており、平成20年度から農商工連携や6次産業化等の新たな取組に対応するため新農業支援課を設置し、県内唯一の専門機関として本県の6次産業化を先導してきた。また、今回、委託する事業に関して、人材育成研修会やインターンシップ研修等の開催に必要な県内外の様々な講師陣とのネットワークや運営におけるノウハウを持っている。さらに、当事業の核となる農林漁業者等へのサポート活動においては、相談内容に応じた6次産業化プランナーの派遣から各普及センターや市町村等の担当者と連携したフォローアップまできめ細かく実施できる実務知識と体制を備えている。以上のように本県において、農業に関する専門性、かつ、6次産業化に対する専門知識やノウハウ、そして様々な農林漁業者や関係機関等のネットワークを持ち、当該契約に係る役務の提供を行える者がほかに存在しないため随意契約とする。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	30,000	30,000	15,000
契約額(契約金額)	30,000	28,700	15,000
落札率	100%	95.7%	100%

(注) 平成30年度は、財源となる国庫「6次産業化ネットワーク活動交付金」が国庫「食料産業・6次産業化交付金」と「6次産業化サポートセンター事業」に分割され、サポートセンター運営に係る業務のみを「6次産業化サポートセンター事業」の「6次産業化地域サポート事業」で行うことになったため、予定価格及び契約額が平成28、29年度より大幅に少なくなった。

3) 指摘事項

指摘事項6-① 収支実績内訳書について

検査調書内の収支実績内訳書と委託先が後日県に提出している実績報告書内の収支実績内訳書の費目明細が異なっている。書類の整合性が確保されていないと検査が適切に行われていないとの疑義を持たれる可能性がある。検査自体は委託先の最終数値に基づき適切に行われているが、確定した最終数値を検査したことを示すために最終数値の記載さ

れた収支実績内訳書を検査調書内の資料とすることが必要である。

②みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト事業

1) 事業及び委託業務の概要

近畿地方をはじめとした大都市圏における宮崎県産牛肉及び豚肉の販路開拓や取引の拡大を図るため、コーディネーターを配置し、以下の業務を行う。

- ・宮崎県内の食肉販売業者と大都市圏の飲食業者及び食肉販売業者とのマッチング及び契約取引までの支援
- ・宮崎県内の食肉業者に対する販路開拓や取引の拡大に係る助言・指導
- ・近畿地方における宮崎県産食肉を効果的に販売していくためのマーケティング調査に係る報告・助言
- ・その他、上記業務に付随する業務

2) 委託契約の概要

担当所管課	畜産振興課
契約名称	みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト事業
契約事業者名	㈱ぐるなび
契約期間	平成30年6月25日～平成31年3月20日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1者
契約金額(円;税込)	4,005,000円
随意契約理由	事業達成に向けた企画提案の内容に概ね合致していると判断され審査員の協議により決定した。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	4,946	4,451	4,005
契約額(契約金額)	4,752	4,352	4,005
落札率	96.1%	97.8%	100%

3) 指摘事項

指摘事項 6-② 再委託契約内容について

本業務は業務の一部を別のコンサルティング会社に再委託を行っている。再委託自体は問題ないが、委託契約書において更なる第三者への再委託が可能な旨の記載がある。再委託の再委託は業務の品質や管理上問題になる可能性があるため、再委託が不可である旨の契約を締結すべきであったと考える。

4) 監査の意見

監査の意見 6-① 選定日程について

本業務は企画コンペ方式での選定方法が採用されている。質問書・参加表明書・企画提案書受付期限が平成30年6月7日午後5時までであり、その後翌日の6月8日には審査会において委託業者が決定されている。今回は1者のみの応募であり決定までにそれほどの時間を要しなかった可能性はあるが、応募締切りから選定までに一定の時間を確保し応募書類の確認作業・選定作業を行い、選定プロセスの透明性確保に努めることが必要である。

監査の意見 6-② 審査選定について

企画コンペ方式の選定方法について企画提案(プロポーザル)実施要領によると「選考委員会は、提案書について、別紙の評価項目について企画提案書等を評価し、合計点が最も高い企画提案を選定する。なお、最高点の企画提案が複数あるときは、選考委員会で協議の上選定する。」としている。審査の結果を見ると審査員が採点后、最終的には審査員の協議により委託先選定を行っている。結果的に問題はなかったと思われるが、1者のみの場合の選定基準を実施要領に明確に定めておくべきであったと考える。また、最終決定時の協議の内容及び選定理由が不明であるので、協議内容、選定理由を文書化して明確に残しておくべきである。

③平成30年度漁海況調査事業に係る委託調査業務（海洋観測）

1) 事業及び委託業務の概要

沿岸定線調査を計7回行う。観測項目は、気象、海象、卵稚仔採集、流れ藻調査である。受託者は委託業務の処理状況を仕様に定めるところにより、委託業務実績報告書として委託者に提出する。

2) 委託契約の概要

担当所管課	水産試験場
契約名称	平成30年度漁海況調査事業に係る委託調査業務(海洋観測)

契約事業者名	国際航業㈱
契約期間	平成30年5月1日～平成31年1月31日
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	地方自治法第234条
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 1者
契約金額(円;税込)	29,160,000円
随意契約理由	なし。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	48,212	44,112	29,987
契約額(契約金額)	48,060	43,200	29,160
落札率	99.7%	97.9%	97.2%

3) 監査の意見

監査の意見6-③ 競争性の確保について

本業務は、一般競争入札であるが数年間にわたって1者のみの参加となっている。参加資格のある業者の数は数十社あるとのことであるから入札参加がなぜ行われないのかの検討を行い、一般競争入札が形骸化しつつある状況を脱し競争性が確保される状況にいくことが望まれる。また、1者のみにしか委託できない状況は海洋観測という重要な業務の継続性が確保されなくなるリスクがあるものと思われる。

監査の意見6-④ 支払時期について

契約書によれば、本来、四半期ごとの検査合格の通知に基づき受託者が請求書を発行し、支払いを実施することとなっていた。

しかし、相手先請求書が未提出であってすべての業務完了後の一括支払いとなっていた。先方も了解しており問題はなかったとのことであるが、今後は契約に基づく適時な支払いが望まれる。

7. 県土整備部

(1)抽出した委託契約

県土整備部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	建設産業若年入職者確保・定着支援事業委託 (管理課)	11,797		
2	平成30年度沿道修景第07-02-11号 県道勢田木崎 線沿道修景委託業務(年間委託)(宮崎土木事務所)	18,522		
3	平成30年度県単公園第1-A号 平和台公園 樹木伐 採業務(宮崎土木事務所)	9,396		○
4	平成30年度災害委託第3-A号国道448号藤工区積 算技術業務(串間土木事務所)	8,166		○
5	平成30年度河川調査第840-02-C号 塩田川浸水痕 跡調査業務(高鍋土木事務所)	2,484		○
6	平成30年度土木積算システム支援業務委託(技術 企画課)	12,437		
7	平成30年度建設資材価格特別調査業務(技術企画 課)	52,554	増額変更 当初予算 執行何額 27,076千円	○
8	平成30年度河川修繕第50-01-01号宮崎県総合河 川砂防情報システム保守点検業務(年間委託)(河 川課)	19,494		○
9	宮崎県土砂災害危険度情報システム等改修業務 (砂防課)	11,880		
10	宮崎港廃船処理業務委託(中部港湾事務所)	6,364		○
11	平成30年度空港植栽第81-1-A号宮崎空港 植栽管 理年間委託(中部港湾事務所)	15,984		
12	平成30年度県単調査第41-1-L号宮崎港一ツ葉地区 津波避難高台 積算技術業務委託(中部港湾事務所)	3,537		○
13	平成30年度細島港引船運航及び保守点検業務委託 (基本委託料)(北部港湾事務所)	48,298		○
14	平成30年度県単維持第21-1-15号延岡港ほか流木 等処分委託(北部港湾事務所)	13,284		
15	宮崎県都市計画基礎調査実施業務(その1) (都市計画課)	32,950		

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①平成30年度県単公園第1-A号 平和台公園 樹木伐採業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県有地に存する立ち枯れ木が、台風による風雨により隣接住宅地に倒れ込み、住宅付属施設への被害が発生したため、隣接住宅への倒木被害の影響が想定される枯れ木・立木において、喫緊の樹木伐採・搬出を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	宮崎土木事務所
契約名称	平成30年度県単公園第1-A号 平和台公園 樹木伐採業務
契約事業者名	株式会社馬原造園建設
契約期間	平成30年8月3日から平成30年9月28日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	9,396,000円
随意契約理由	緊急の必要により競争入札に付することができないため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	9,425
契約額(契約金額)	—	—	9,396
落札率	—	—	99.7%

3) 指摘事項

指摘事項7-① 災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領の運用の厳格化について

県は、本業務は緊急性を踏まえ緊急施行業務として樹木の伐採・搬出を業者へ委託するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するとして、1者随意契約で業者と契約している。

本業務のように災害復旧及び維持工事に関する業務委託に係るもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて随意契約を行う場合の取り扱いについて、県は、

「災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領」(以下、本委託契約について「要領」という。)を定めている。要領における 1 者随意契約の取り扱い等は次のとおりであり、原則として 2 者以上からの見積徴取が必要であるとともに、1 者随意契約には厳しい条件が課されている。

(見積書の徴取)

第 6 条 所属長は、予算執行伺の決裁手続を経て、前条で選定した複数の選定受託業者のうち 2 者以上から見積書を徴取し、相見積りにより受注者を決定しなければならない。

(1 者随意契約)

第 7 条 前条にかかわらず、見積書を徴取する時間的余裕がない場合(被害が拡大している又は民生の不安が増大している場合などをいう。以下同じ。)は、選定受託業者を 1 者とし、受注者とすることができる。

2 見積書を徴取する時間的余裕の有無の判断については、現場の状況及び民生への影響及び被害の拡大状況並びに相見積りによる競争性確保の必要性の観点から、相対的に判断しなければならない。

(略)

(大規模緊急施行業務委託)

第 9 条 大規模緊急施行業務委託を行う必要が生じた場合は、速やかに現場を確認のうえ、「大規模緊急施行業務委託」施行伺(別記様式第 1 号。以下「大規模施行伺」という。)により処理するものとする。

2 (略)

3 1 者随意契約を実施する場合は、大規模施行伺の「緊急を要する理由」において、緊急の事情及び見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情を個別具体的に記さなければならない。

(業務委託発注)

第 10 条 発注者は、調査職員を決定して、大規模緊急施行業務委託発注通知書(別記様式第 2 号)によって、大規模緊急施行業務委託を発注するものとする。

出所)「要領」

上記のとおり、要領第 6 条には 2 者以上からの見積書の徴取が原則であることが定められているが、本業務は 1 者随意契約である。

「大規模緊急施行業務委託」施行伺における「緊急を要する理由」には次の記載がある。この記載を踏まえると、要領第 9 条第 3 項で求められる「緊急の事情」は把握できる。しかし、同じく同条同項記載の「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」まで個別具体的

に記載されているとは考えにくい。

当地区は平和台公園に隣接する県有地で、隣接する住宅地まで広葉樹が茂る傾斜地である。これまでは、樹木が風致景観を形成するとともに、防風林としても機能を果たしてきた。しかしながら、近年、食樹昆虫（シロアリ、ゴマダラカミキリ（幼虫））による食害が多発し、立ち枯れする樹木が数多く見られ、台風・低気圧等による倒木が発生している状況にある。特に、7月2日に本県に影響を与えた台風7号の風雨により、立ち枯れ木が隣接住宅側に倒れ込み、住宅付属施設への被害が発生した。このため、隣接住宅へ倒木被害の影響が想定される枯れ木・立木においては、喫緊の除伐・搬出が必要である。

出所)「大規模緊急施行業務委託」施行伺における「緊急を要する理由」

また、本業務に係る台風による被害の発生から業者への業務発注までの日程は次のとおりであり、被害発生から「大規模緊急施行業務委託」施行伺の決裁及び大規模緊急施行業務委託発注通知書の発出まで1か月を要している。

これを踏まえると、見積書を徴取する時間的余裕はあったのではないかと考えられる。また、要領第9条第1項には、速やかに現場を確認のうえ、「大規模緊急施行業務委託」施行伺により処理する旨が定められているが、1か月を要しており、速やかな処理がされたか疑念がある。

県によれば、1か月の期間を要した理由は、工法の選定等に時間を要したためとのことであるが、「大規模緊急施行業務委託」施行伺等の文書には、そのような記載はない。

平成30年7月2日 台風による風雨により被害発生
 平成30年8月3日 「大規模緊急施行業務委託」施行伺決裁
 平成30年8月3日 大規模緊急施行業務委託発注通知書を業者へ発出

出所)「県資料」

以上から、県は、災害復旧等に関する緊急施行業務委託を行う際は、要領の運用を厳格化すべきである。

具体的には、客観的に事実を把握する限り、本業務については要領第6条に規定されたとおり、原則どおり2者以上の見積書を徴取すべきであったと考える。

ただし、被害拡大、民生の不安の増大等を踏まえ、見積書を徴取する時間的余裕がないと判断された場合には、要領第9条第3項で求められる「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に「大規模緊急施行業務委託」施行伺に記載する必要がある。

なお、「大規模緊急施行業務委託」施行伺は要領第 9 条第 1 項に記載のとおり、速やかな処理を行う必要があり、本業務のように相当の期間を要した場合は、その理由及び内容を同施行伺に明確に記載することが望ましい。

②平成 30 年度災害委託第 3-A 号国道 448 号藤工区積算技術業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県が発注する公共工事の設計書作成に必要となる次の業務等を行うものである。

- (1) 現地調査
- (2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
- (3) 積算資料（特記仕様書のための参考資料を含む）の作成
- (4) 積算システムへのデータ入力
- (5) 照査

2) 委託契約の概要

担当所管課	串間土木事務所
契約名称	平成 30 年度災害委託第 3-A 号国道 448 号藤工区積算技術業務
契約事業者名	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 ※県の出資団体である。
契約期間	平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 9 月 30 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1 者
契約金額（円；税込）	8,559,000 円
随意契約理由	業務の特殊性、専門能力の保持、実績等が勘案され、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構へ随意契約により、業務が発注されている。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	8,760
契約額(契約金額)	—	—	8,559
落札率	—	—	97.7%

3) 監査の意見

監査の意見 7-① 委託理由の明確化及び起案文書への明示について

本業務は、県が行う公共工事の発注を支援する積算技術業務である。

公共工事発注の際に必要な積算技術業務は、本来的には県職員で実施可能な業務である。このため、所管部署に対して、県の出資団体である公益財団法人宮崎県建設技術推進機構へ本業務を委託する理由を質問したところ、施工実績の少ないトンネル工事であり、発注業務の複雑性、煩雑性、計画的な業務遂行の実施等を踏まえ、委託が必要と判断したとのことである。

しかし、起案文書には、そのような委託を行う理由は明確には記載されていない。

本業務は、県職員で実施可能な業務を外部へ委託しているとも捉えられかねないことから、業務に係る効率性、経済性等の観点から、なぜ委託を行うのか、委託を行う理由の明確化は重要であると考ええる。

このため、県は、委託の理由を明確化し、その内容を起案文書に適切に明示することが望ましい。

③平成 30 年度河川調査第 840-02-C 号 塩田川浸水痕跡調査業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、出水した塩田川周辺の浸水痕跡が紛失する前に、浸水範囲などの調査を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	高鍋土木事務所
契約名称	平成 30 年度河川調査第 840-02-C 号 塩田川浸水痕跡調査業務
契約事業者名	株式会社建設コンサルタントナガトモ
契約期間	平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 14 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

入札参加者数又は 見積り者数	見積者数 1者
契約金額（円；税込）	2,484,000円
随意契約理由	緊急の必要により競争入札に付することができないため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	2,498
契約額（契約金額）	—	—	2,484
落札率	—	—	99.4%

3) 指摘事項

指摘事項7-② 災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領の運用の厳格化について

県は、本業務は緊急性を踏まえ緊急施行業務として浸水痕跡調査を業者へ委託するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するとして、1者随意契約で業者と契約している。

本業務のように災害復旧及び維持工事に関する業務委託に係るもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて随意契約を行う場合の取り扱いについて、県は、「災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領」（以下、本委託契約について「要領」という。）を定めている。要領における1者随意契約の取り扱い等は次のとおりであり、原則として2者以上からの見積徴取が必要であるとともに、1者随意契約には厳しい条件が課されている。

（見積書の徴取）

第6条 所属長は、予算執行伺の決裁手続を経て、前条で選定した複数の選定受託業者のうち2者以上から見積書を徴取し、相見積りにより受注者を決定しなければならない。

（1者随意契約）

第7条 前条にかかわらず、見積書を徴取する時間的余裕がない場合（被害が拡大している又は民生の不安が増大している場合などをいう。以下同じ。）は、選定受託業者を1者とし、受注者とすることができる。

2 見積書を徴取する時間的余裕の有無の判断については、現場の状況及び民生への影響及び被害の拡大状況並びに相見積りによる競争性確保の必要性の観点から、相対的に

判断しなければならない。

(略)

(小規模緊急施行業務委託)

第12条 小規模緊急施行業務委託を行う必要が生じた場合は、速やかに現場を確認のうえ、「小規模緊急施行業務委託」施行伺（別記様式第3号。以下「小規模施行伺」という。）により処理するものとする。

2 (略)

3 1者随意契約を実施する場合は、小規模施行伺の「緊急を要する理由」において、緊急の事情及び見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情を個別具体的に記さなければならない。

(業務委託発注)

第13条 発注者は、調査職員を決定して、小規模緊急施行業務委託発注通知書（別記様式第4号）によって、小規模緊急施行業務委託を発注するものとする。

出所)「要領」

上記のとおり、要領第6条には2者以上からの見積書の徴取が原則であることが定められているが、本業務は1者随意契約である。

県は、要領第12条に定められた「小規模緊急施行業務委託」施行伺は作成しておらず、その代替として小規模緊急業務委託予算執行伺を作成しているが、その内容は同等となっている。

小規模緊急業務委託予算執行伺における「緊急を要する理由」には次の記載がある。この記載を踏まえると、要領第12条第3項で求められる「緊急の事情」は把握できる。しかし、同じく同条同項記載の「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」まで個別具体的に記載されているとは考えにくい。

平成30年9月30日の台風24号出水時に、塩田川周辺にて浸水したため、浸水の痕跡が紛失する前に、浸水範囲などの調査を行いたい。

出所)「小規模緊急業務委託予算執行伺における「緊急を要する理由」

県は、災害復旧等に関する緊急施行業務委託を行う際は、要領の運用を厳格化すべきである。

具体的には、被害拡大、民生の不安の増大等を踏まえ、見積書を徴取する時間的余裕がないと判断された場合には、要領第12条第3項で求められる「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に「小規模緊急施行業務委託」施行伺に

記載する必要がある。

④平成30年度建設資材価格特別調査業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、公共工事の予定価格の積算に必要な建設資材価格の実態調査を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	技術企画課
契約名称	平成30年度建設資材価格特別調査業務
契約事業者名	一般財団法人建設物価調査会
契約期間	平成30年6月6日から平成31年3月25日
契約方法	指名競争入札
契約方法の根拠	—
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 2者
契約金額(円;税込)	25,704,000円
随意契約理由	—

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	9,457	16,324	27,076
契約額(契約金額)	8,946	15,336	25,704
落札率	94.6%	93.9%	94.9%

3) 指摘事項

指摘事項7-③ 変更契約書に係る適切な書類の添付等について

本業務では、道路・河川等における今年度の工事発注に際し、当初177品目の単価について調査する計画としていたが、各関連事業における執行計画の変更や台風24号、25号等に伴う災害復旧工事及び国土交通省の追加補正予算により、追加調査が実施されている。このため、次のとおり契約変更を行なっている。

(単位：千円)

区分	品目数	契約額
当初契約	177	25,704
契約変更後	375	52,554

契約の変更にあたって、県は受託者と「業務委託契約の一部を変更する契約書」を取り交わしており、当該契約書には、調査対象や調査方法等が記載された「平成30年度建設資材価格特別調査実施要領(第1回変更)」が袋綴じされている。この実施要領には次の記載のとおり「様式-1」との記載があるが、「様式-1」は当該変更契約書及び実施要領に添付及び袋綴じされていない。

1 調査対象について

この調査は、様式-1に掲げる建設材料について行うものとする。

出所)「平成30年度建設資材価格特別調査実施要領(第1回変更)」より抜粋

「様式-1」とは、変更契約で追加された調査事業名、調査品目等が記載された一覧表で、本変更契約の本体部分であり、契約締結に不可欠な内容である。

すなわち、当該「様式-1」が変更契約書及び実施要領に添付及び袋綴じされていない場合、調査事業名、調査品目等は契約書から判別できない。結果として、具体的な契約内容が不明であるとともに、書類紛失リスクや改竄リスク等の発生により、委託者と受託者間でトラブルの原因ともなりかねない。

以上から、県は、契約内容を明確にするため、変更契約書には調査内容が具体的に記載された「様式-1」も添付及び袋綴じを行う必要がある。

⑤平成30年度河川修繕第50-01-01号宮崎県総合河川砂防情報システム保守点検業務(年間委託)

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、総合河川砂防情報システムのサーバ及びその他構成する機器類について、保守点検業務を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	河川課
契約名称	平成30年度河川修繕第50-01-01号宮崎県総合河川砂防情報システム保守点検業務(年間委託)

契約事業者名	日本無線株式会社
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1 者
契約金額（円；税込）	19,494,000 円
随意契約理由	本システムは日本無線（株）により開発され、機器構成及び通信方法に精通している。また、過去の同業務を受注し点検内容を把握しており、システムの迅速かつ的確な運用・対応が可能なところは他に無く、日本無線（株）が選定されている。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	18,880	18,860	19,796
契約額（契約金額）	18,792	18,846	19,494
落札率	100%	100%	98%

3) 指摘事項

指摘事項 7-④ 契約書に係る適切な書類の添付等について

県は受託者と「河川砂防情報システム保守点検業務委託契約書」を取り交わしており、当該契約書には、業務概要、点検場所及び点検機器・点検項目内容等が記載された「総合河川砂防情報システム保守委託業務見積仕様書」が袋綴じされている。この仕様書には次の記載のとおり「保守点検項目等一覧表」との記載があるが、「保守点検項目等一覧表」は当該契約書及び仕様書に添付及び袋綴じされていない。

2.3 点検内容

定期点検は「保守点検項目等一覧表」による回数を行うものとする。
実施時期は上半期と下半期に行う。

2.3.1 定期点検

別紙「保守点検項目等一覧表」に従い、定期的に保守点検を実施するものとする。

出所)「総合河川砂防情報システム保守委託業務見積仕様書」より抜粋

「保守点検項目等一覧表」とは、上記のとおり点検内容、回数等が記載された一覧表で、本点検業務の本体部分であり、契約締結に不可欠な内容である。

すなわち、当該「保守点検項目等一覧表」が契約書及び仕様書に添付及び袋綴じされていない場合、点検内容、回数等は契約書から判別できない。結果として、具体的な契約内容が不明であるとともに、書類紛失リスクや改竄リスク等の発生により、委託者と受託者間でトラブルの原因ともなりかねない。

以上から、県は、契約内容を明確にするため、契約書には点検内容が具体的に記載された「保守点検項目等一覧表」も添付及び袋綴じを行う必要がある。

⑥宮崎港廃船処理業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、宮崎港内の廃船 6 隻を解体し、最終処分まで行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	中部港湾事務所
契約名称	宮崎港廃船処理業務委託
契約事業者名	共栄マリン株式会社
契約期間	平成 30 年 9 月 20 日から平成 30 年 10 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	6,364,548 円
随意契約理由	入札を行うに当たり、県の入札参加資格を有する二者を選定したが、そのうちの二者から辞退の意思表示があったことから残りの二者と随意契約されたものである。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	4,083	6,364
契約額(契約金額)	—	4,083	6,364
落札率	—	100%	100%

3) 指摘事項

指摘事項 7-⑤ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、積算内訳書が作成されている。しかし、積算内訳書における数量、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。

このため、所管部署に対して、積算内訳書における数量、単価等の根拠について質問したところ、業者から参考見積書を入手して積算したとのことである。

しかし、起案文書等には、当該参考見積書は添付されておらず、参考見積書を入手したこと、参考見積書の内容を検討したことも記載されていない。

予定価格は、県財務規則にあるとおり適正に定める必要があり、予定価格の積算根拠は、項目、数量、単価等の妥当性を検討する上で重要な情報である。

(予定価格)

第 122 条 (略)

2 (略)

3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

出所)「県財務規則」より抜粋

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 100% である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。

以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

⑦平成 30 年度県単調査第 41-1-L 号宮崎港一ツ葉地区 津波避難高台 積算技術業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県が発注する公共工事の設計書作成に必要となる次の業務等を行うものである。

- (1) 現地調査
- (2) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
- (3) 積算資料(特記仕様書のための参考資料を含む)の作成

- (4) 積算システムへのデータ入力
 (5) 照査

2) 委託契約の概要

担当所管課	中部港湾事務所
契約名称	平成30年度県単調査第41-1-L号宮崎港一ツ葉地区 津波避難高台 積算技術業務委託
契約事業者名	公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 ※県の出資団体である。
契約期間	平成31年1月29日から平成31年4月26日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	3,537,000円
随意契約理由	業務の特殊性、専門能力の保持、実績等が勘案され、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構へ随意契約により、業務が発注されている。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	3,613
契約額(契約金額)	—	—	3,537
落札率	—	—	97.9%

3) 監査の意見

監査の意見7-② 委託理由の明確化及び起案文書への明示について

本業務は、県が行う公共工事の発注を支援する積算技術業務である。

公共工事発注の際に必要な積算技術業務は、本来的には県職員で実施可能な業務である。このため、所管部署に対して、本業務を委託する理由を質問したところ、特殊な工事であるとともに、発注までの期間等を勘案して、委託が必要と判断したとのことである。

しかし、起案文書には、そのような委託を行う理由は明確には記載されていない。

本業務は、県職員で実施可能な業務を外部へ委託しているとも捉えられかねないことか

ら、業務に係る効率性、経済性等の観点から、なぜ委託を行うのか、委託を行う理由の明確化は重要であると考えます。

このため、県は、委託の理由を明確化し、その内容を起案文書に適切に明示することが望ましい。

⑧平成 30 年度細島港引船運航及び保守点検業務委託（基本委託料）

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、細島港に所有している引船「ほそしま」及び交通船兼作業船「たけしま」に係る、①県が指示した船舶を港内で安全航行させるための誘導作業、②県が指示した船舶を岸壁に離着岸させるための曳舟作業、③引船等の点検業務、④引船等の保守業務、⑤その他県が必要と認める業務を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	北部港湾事務所
契約名称	平成 30 年度細島港引船運航及び保守点検業務委託（基本委託料）
契約事業者名	細島港湾荷役振興株式会社
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1 者
契約金額（円；税込）	48,298,452 円
随意契約理由	引船の運航目的が、県が指示した船舶を港内で安全運航させるための誘導作業及び岸壁に離着岸させるための曳舟作業であり、委託先には迅速かつ的確に応え得る技術水準や組織体制を有し、船舶航行のための有資格者である船員を恒常的に確保する必要がある。これらを満たし、休日・夜間等随時の運航に適切に対応できる県内唯一の法人は、細島港湾荷役振興（株）であるため。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	48,560	48,560	48,560
契約額(契約金額)	47,820	48,298	48,298
落札率	98.5%	99.5%	99.5%

3) 指摘事項

指摘事項 7-⑥ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。

このため、所管部署に対して、委託料積算資料における項目、単価等の根拠について質問したところ、業者から参考見積書を過去に入手しており、これに基づき積算したとのことである。

しかし、起案文書等には、当該参考見積書は添付されておらず、参考見積書を入手したこと、参考見積書の内容を検討したことも記載されていない。また、所管部署によれば、業者から入手した参考見積書は、いつ入手したのかも不明とのことである。

予定価格は、県財務規則にあるとおり適正に定める必要があり、予定価格の積算根拠は、項目、数量、単価等の妥当性を検討する上で重要な情報である。

(予定価格)

第 122 条 (略)

2 (略)

3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

出所)「県財務規則」より抜粋

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 99%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該価格に近似した金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。このため、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

4) 監査の意見

監査の意見 7-③ 業務内容に関する仕様書への具体的な記載及び予定価格積算方法の見直しについて

本業務は、県が細島港に所有している引船ほそしま及び交通船兼作業船たけしまの運航及び保守点検業務の委託である。仕様書によれば具体的な内容は次のとおりであるが、誘導作業、曳舟作業、点検業務及び保守業務に関して、想定される実施回数や稼働日数等の明示は一切されていない。

6 委託業務内容

(1) 委託業務の具体内容は、次のとおりとする。

- ア 甲が指示した船舶を港内で安全航行させるための誘導作業
- イ 甲が指示した船舶を岸壁に離着岸させるための曳舟作業
- ウ 引船等の点検業務
- エ 引船等の保守業務
- オ その他甲が必要と認める業務

(2) (略)

出所)「細島港引船運航及び保守点検業務委託契約書」より抜粋

誘導作業及び曳舟作業を行なった運航実績日数は次のとおりであり、年度により大きく稼働日数は異なる。なお、予定価格は毎年度同額であった。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
引船ほそしま	99 日	118 日	74 日
交通船兼作業船たけしま	-日	-日	-日
予定価格	48,560	48,560	48,560

出所)「県資料」より監査人作成

運航実績がない日であっても点検業務及び保守業務は実施されているが、仕様書で求められている業務内容を前提に考えると、誘導作業及び曳舟作業が主業務であり、点検業務及び保守業務は主業務に付随する業務と考えられる。

結果として、仕様書に想定される実施回数や稼働日数等の明示がない中で、予定価格が随意契約により毎年度同額であり、年度によって運航実績日数が大きく異なることは、委託業務の内容に比して予定価格が過多である可能性や、逆に予定価格に比して受託者に過度の業務負担を強いている可能性が考えられる。

すなわち、仕様書に想定される実施回数や稼働日数等の明示がないため、業務内容に

対して委託料の金額が妥当であるのか分かりづらい状況にある。

次に、予定価格の算定基礎となった委託料積算資料の内容は次のとおりであり、主に引船航行及び保守点検業務に必要な人件費が積算されている。内訳を見ると、給料等月額12カ月分を基礎として積み上げ計算がなされていることが分かる。なお、本業務は随意契約であり、予定価格と契約額は近似している(落札率は99%)である。

表7 平成30年度細島港引船運航及び保守点検業務 委託料積算資料(基本委託料)

(単位：千円)

1 運転費		
(1)	人件費	33,786
イ	給料 (A+B+C+D) × 12 月 × 1.08	17,823
ロ	期末勤勉手当	6,792
ハ	扶養手当	699
ニ	通勤手当	257
ホ	社会保険料	4,900
テ	退職手当引当金	1,485
ト	福利厚生費	231
チ	宿日直手当	1,593
(2)	物件費	475
1 運転費合計		34,261
2 管理費		
(1)	人件費	13,313
イ	報酬	259
ロ	給料	7,691
ハ	期末勤勉手当	2,917
ニ	通勤手当	104
ホ	社会保険料	1,623
テ	退職手当引当金	640
ト	福利厚生費	74
(2)	物件費	986
2 管理費合計		14,299
基本委託料合計		1 + 2 48,560

区分	労務種別	単価
A	船長	400
B	機関長	296
C	船長代行	337
D	機関長代行	341

出所)「収支精算書」より監査人作成

誘導作業及び曳舟作業を行なった運航実績日数は前述のとおりである。例えば平成 30 年度の運航実績日数は、引船ほそしまは 74 日、交通船兼作業船たけしまは実績無しであることを踏まえると、点検業務及び保守業務があるとしても、給料等月額の 12 カ月分を基礎として委託料の積算が行われていることは、積算方法を見る限り委託料金額が過多である可能性を否めない。

すなわち、予定価格における委託料の積算方法を見る限り、業務実績に対して委託料金額が過多であるとの疑念がある。

以上を踏まえ、県は、本業務については次の事項を考慮することが望ましい。

- ・本業務の主業務である誘導作業及び曳舟作業については、仕様書において想定される実施回数や稼働日数等の明示を行うとともに、実際の実施回数や稼働日数等が想定と大きく異なる場合は、契約額の変更等を検討する。
- ・予定価格における委託料の積算根拠について、「指摘事項 7-⑥ 予定価格の積算根拠の明示について」に記載したとおり、事業者からの参考見積書を前提に検討するとしても、具体的な業務内容との整合性等を踏まえて、積算方法の見直しを検討する。なお、積算方法の見直しの検討結果は積算根拠として起案文書等に明示する。

8. 企業局

(1)抽出した委託契約

企業局において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	総合監視制御システムソフト修繕業務委託(電気課)	21,060		
2	企業局庁舎エレベータ保守業務委託(施設管理課)	1,490		○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①企業局庁舎エレベータ保守業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

企業局庁舎のエレベータの保守業務である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	施設管理課
契約名称	企業局庁舎エレベータ保守業務委託
契約事業者名	日本エレベーター製造株式会社
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の5の2 企業局条件付一般競争入札実施要領
入札参加者数又は 見積り者数	入札参加者1者
契約金額(円;税込)	1,490,400円
随意契約理由	—

過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	1,804	1,666	1,684
契約額(契約金額)	1,296	1,477	1,490
落札率	71.8%	88.7%	88.5%

委託契約に関するスケジュールは以下のとおりである。

項目	期日(期間)
公示期間(回覧期間)	平成 30 年 3 月 7 日～3 月 23 日(17 日)
質問の受付	平成 30 年 3 月 7 日～3 月 19 日(13 日)
予定価格調書作成	平成 30 年 3 月 22 日
開札日	平成 30 年 3 月 23 日
(契約期間)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
(落札決定通知書)	平成 30 年 3 月 27 日

3) 監査の意見

監査の意見 8-① 一者応札への対応について

本委託事業は一般競争入札を実施しているが、過去 3 年においてはいずれも一者応札となっている。契約者はエレベータの製造元であり他業者の参入は難しいのは認めるが、一般競争入札を継続する以上、一者応札の解消に向けた努力が必要である。

具体的には、仕様書が排他的ではないか等の検討が必要である。

監査の意見 8-② 業者による提出書類に対する日付の記入について

契約者からは、成果に関する報告書、請求書など各種資料の提出を受けているが、中には、提出日の記入がないものが見受けられた。今後、提出日も記載するよう指導する必要がある。

9. 病院局

(1)抽出した委託契約

病院局において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	医薬品に係る調達改善支援業務（経営管理課）	11,236	成功報酬制	○
2	宮崎県立3病院部門システム更新・保守業務（放射線・治療RIS、内視鏡検査、循環器等）（経営管理課）	159,671	長期継続契約	○
3	宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託（経営管理課）	841,319	長期継続契約	○
4	県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務（経営管理課）	8,631		○
5	新県立宮崎病院開院支援業務委託（経営管理課）	16,897	長期継続契約	
6	宮崎県立病院経営改善支援業務（経営管理課）	52,590		○
7	清掃業務（本館等）（県立宮崎病院）	36,936	長期継続契約	
8	病児等保育施設運営業務（県立宮崎病院）	58,835	公募型プロポーザル方式	
9	臨床検査業務（臨床検査）委託（県立宮崎病院）	91,812	単価契約	○
10	洗濯業務委託（県立延岡病院）	27,523		○
11	吸収式冷暖房機保守点検業務委託（県立延岡病院）	2,268		
12	臨床検査業務委託（県立延岡病院）	51,146	単価契約	○
13	遠隔画像読影業務委託（県立延岡病院）	41,259	単価契約	○
14	臨床検査委託業務（県立日南病院）	67,708	単価契約	○
15	県立日南病院給食（献立作成及び食材調達等）業務（県立日南病院）	52,488	長期継続契約	○

（注1）金額は千円未満切捨てている。

（注2）○は、「(2)個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①医薬品に係る調達改善支援業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、宮崎県立病院（県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院）における購入材料（医薬品）の価格交渉等の支援に関する業務委託である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	経営管理課
契約名称	医薬品に係る調達改善支援業務
契約事業者名	株式会社ドゥーダ
契約期間	平成 30 年 11 月 14 日から平成 31 年 2 月 19 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	11, 236, 143 円 (成功報酬制)
随意契約理由	<p>本業務は、次の条件を満たす必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、随意契約とされている。</p> <p>(1) 医薬品の流通、医薬品業界の事情に詳しく、価格交渉の材料となるベンチマークの提供が速やかにできること。</p> <p>(2) 価格交渉を行う職員へ支援を行うことになるため、人材支援等のノウハウ、経験を有すること。</p> <p>(3) 委託料について、医薬品の削減効果を上げるためのインセンティブとなり、かつ、委託に係る新たな経費増を招かない完全成功報酬による委託が可能であること。</p> <p>(4) 下半期の医薬品交渉が始まる 11 月中旬からの受託が可能であり、短期間での集中的な支援により成果を出すことができること。</p> <p>(5) 公立病院等における医薬品価格交渉支援の豊富な実績を有すること。</p> <p>(6) 価格交渉の相手方である県内の卸業者に対する県内他病院の価格交渉の情報を有すること。</p>

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	22, 995
契約額(契約金額)	—	—	11, 236 (成功報酬制)
落札率	—	—	48.9%

3) 指摘事項

指摘事項9-① 業務委託に係る公正な業者の選定について

本業務では、医薬品に係る調達改善支援業務を委託するもので、次の理由を踏まえ、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づいて随意契約が行われている。

4 随意契約とする理由

今回の契約の相手方については、次の条件を満たす必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、随意契約としたい。

- (1) 医薬品の流通、医薬品業界の事情に詳しく、価格交渉の材料となるベンチマークの提供が速やかにできること。
- (2) 価格交渉を行う職員へ支援を行うことになるため、人材支援等のノウハウ、経験を有すること。
- (3) 委託料について、医薬品の削減効果を上げるためのインセンティブとなり、かつ、委託に係る新たな経費増を招かない完全成功報酬による委託が可能であること。
- (4) 下半期の医薬品交渉が始まる11月中旬からの受託が可能であり、短期間での集中的な支援により成果を出すことができること。
- (5) 公立病院等における医薬品価格交渉支援の豊富な実績を有すること。
- (6) 価格交渉の相手方である県内の卸業者に対する県内他病院の価格交渉の情報を有すること。

5 契約の相手方

上記4(1)から(6)までの条件をすべて満たす業者は下記の業者以外にいないため当該業者と契約を行いたい。

株式会社ドゥーダ 代表取締役 XXXX

東京都中央区日本橋堀留町1-11-10 堀留ファーストビル4階

出所)「予算執行何書」より抜粋

上記のとおり、各条件を満たす業者が1者以外にないことを示すためには、各条件を満たす業者は他にいないか調査が必要であると考えられる。県によれば、調査は実施したとのことであるが、起案文書等には調査した旨、調査結果等は記載されていない。

また、本業務の予定価格の算定は、契約先となる業者の1者のみから参考見積書を入手して積算されており、参考見積書の金額と予定価格は次のとおり同額である。すなわち、県は、参考見積書の金額をそのまま予定価格として算定している。

参考見積書記載の見積額	22,994,729 円
予定価格調書記載の予定価格	22,994,729 円

出所)「県資料」より抜粋

さらに、業者からの参考見積書の入手から契約締結までのスケジュールは次のとおりであり、県は、平成30年11月9日の時点で、平成30年11月14日開催予定の業務に係るキックオフミーティングのやり取りを電子メールで行っている。

少なくとも業者から見積書を入手し予定価格との比較の上、契約相手先として決定した平成30年11月13日までは、具体的な業務内容の打ち合わせ等に係るやり取りはできないはずである。県によれば、平成30年11月9日の電子メールでのやり取りは、委託業務に係る具体的内容は含まれておらず問題ないとのことである。しかし、一般的には、キックオフミーティングとは業務開始時に行われる業務の取組方針やスケジュールの確認等が想定され、具体的な業務内容を含むと考えられる。

平成30年11月8日	業者から参考見積書入手
平成30年11月9日	予算執行伺書決裁。契約内容、随意契約理由、予定する契約相手方、契約期間、契約書・仕様書案等の決裁である。
平成30年11月9日	<u>11月14日開催予定の業務に係るキックオフミーティングのやり取りを電子メールで行っている。</u>
平成30年11月13日	業者から見積書の入手
平成30年11月13日	見積徴収結果の決裁。予定価格調書と業者から見積書の比較により、契約相手方が決定している。
平成30年11月14日	業者と契約締結

出所)「県資料」より抜粋

以上から、本業務は、契約相手先を当初から特定した上で、随意契約理由の決定、参考見積書に基づく予定価格の算定、契約締結前の具体的な業務内容の打ち合わせ等が行われているとの外観を有していると考えられる。

よって、県は、契約に係る業者の選定過程について、公正性の観点から、業務内容を踏まえ、適切に業者を選定する必要がある。

本業務については、業務実施可能な業者が他にいないか調査する必要があり、調査したのであれば、その内容を起案文書等に記載する必要がある。業務内容から公募型プロポーザルによる業者の選定の余地もあると考える。

また、参考見積書については可能な限り複数の業者から徴取するとともに、その内容の妥当性を検討する必要がある、さらに、具体的な業務内容の打ち合わせ等を行う場合は業者選定後の実施とすべきである。

②宮崎県立3病院部門システム更新・保守業務（放射線・治療R I S、内視鏡検査、循環器等）

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、次の業務を委託するものである。

- (1) 県立3病院の放射線システム、治療RISシステム、内視鏡検査システム、放射線画像管理システム（PACS・VNA）、循環器部門システム（宮崎・日南）、放射線ネームサーバ（宮崎・延岡）の更新
- (2) (1)のうち放射線システム、治療RSIシステム、内視鏡検査システムに係る5年間の保守及び運用管理
- (3) システム構成図、運用手順、管理規定等システムを適正に運用管理するためのドキュメント類一式の作成
- (4) その他、目的を達成する上で必要な業務で、別途協議の上合意した業務

2) 委託契約の概要

担当所管課	経営管理課
契約名称	宮崎県立3病院部門システム更新・保守業務（放射線・治療R I S、内視鏡検査、循環器等）
契約事業者名	富士フィルムメディカル株式会社
契約期間	平成30年11月2日から平成36年3月31日（長期継続契約）
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額（円；税込）	159,671,304円
随意契約理由	本業務については、富士フィルムメディカル株式会社が現行電子カルテ導入時に開発したシステムであり、今後、当該部門システムのハードウェア更新及びハードウェア更新される電子カルテシステムとの再接続を要するが、同社でなければ当該更新及び再接続は不可能となるため同社と契約されている。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	159,671
契約額(契約金額)	—	—	159,671
落札率	—	—	100%

3) 指摘事項

指摘事項 9-② 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託業務に係る積算資料が作成されている。しかし、当該積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。

このため、所管部署に対して、当該積算資料における項目、単価等の根拠について質問したところ、業者から参考見積書を入手して積算したとのことである。

しかし、起案文書等には、当該参考見積書は添付されておらず、参考見積書を入手したこと、参考見積書の内容を検討したことも記載されていない。

予定価格は、病院局財務規程にあるとおり適正に定める必要があり、予定価格の積算根拠は、項目、数量、単価等の妥当性を検討する上で重要な情報である。

(予定価格)

第 104 条 (略)

2 (略)

3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 100% である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。

以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

③宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、次の業務を委託するものである。

- (1) 県立3病院の電子カルテシステムのハードウェア更新及び部門システムの更新
- (2) (1) のシステムに係る5年間の保守及び運用管理
- (3) 別途指示するものを除き、端末パソコン、プリンタ類、携帯端末、スキャナ、バーコードリーダ等に係るハードウェア及びソフトウェアの設定
- (4) システム構成図、運用手順、管理規定等システムを適正に運用管理するためのドキュメント類一式の作成
- (5) その他、目的を達成する上で必要な業務で、別途協議の上合意した業務

2) 委託契約の概要

担当所管課	経営管理課
契約名称	宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託
契約事業者名	富士通株式会社
契約期間	平成30年9月5日から平成36年3月31日（長期継続契約）
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 1者
契約金額（円；税込）	841,319,615円
随意契約理由	宮崎県立3病院の現行電子カルテシステムは、ソフトウェアの10年継続稼働を前提として、平成25年2月に延岡病院、同5月に宮崎・日南病にて稼働が開始されている。ただし、ハードウェア（サーバ等）の保守期間は平成30年度までであるため、ハードウェアは稼働6年目に更新を行い、10年稼働が困難な部門システムについては例外的にシステムごと更新を行う必要があるため当初の業者と随意契約が行われている。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	841,319
契約額(契約金額)	—	—	841,319
落札率	—	—	100%

3) 指摘事項

指摘事項 9-③ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託業務に係る積算資料が作成されている。しかし、当該積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。

このため、所管部署に対して、当該積算資料における項目、単価等の根拠について質問したところ、業者から参考見積書入手して積算したとのことである。

しかし、起案文書等には、当該参考見積書は添付されておらず、参考見積書入手したこと、参考見積書の内容を検討したことも記載されていない。

予定価格は、病院局財務規程にあるとおり適正に定める必要があり、予定価格の積算根拠は、項目、数量、単価等の妥当性を検討する上で重要な情報である。

(予定価格)

第 104 条 (略)

2 (略)

3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 100% である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。

以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

④ 県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県立3病院における医薬品情報システムの更新を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	経営管理課
契約名称	県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務
契約事業者名	富士通株式会社
契約期間	平成30年7月1日から平成31年3月1日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額(円;税込)	8,631,360円
随意契約理由	県立3病院において、医療情報システムについては、富士通株式会社が平成25年度の電子カルテ導入時に導入したシステムであり、同社でなければ更新作業が行えないため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	8,631
契約額(契約金額)	—	—	8,631
落札率	—	—	100%

3) 指摘事項

指摘事項9-④ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託業務に係る積算資料が作成されている。しかし、当該積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。

このため、所管部署に対して、当該積算資料における項目、単価等の根拠について質問したところ、業者から参考見積書を入手して積算したとのことである。

しかし、起案文書等には、当該参考見積書は添付されておらず、参考見積書を入手したこと、参考見積書の内容を検討したことも記載されていない。

予定価格は、病院局財務規程にあるとおり適正に定める必要があり、予定価格の積算根拠は、項目、数量、単価等の妥当性を検討する上で重要な情報である。

(予定価格) 第 104 条 (略) 2 (略) 3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。
--

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 100% である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。

以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

⑤宮崎県立病院経営改善支援業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、宮崎県立病院(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院)の経営改善を効率的かつ効果的に進めるため、経営改善に関する支援を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	経営管理課
契約名称	宮崎県立病院経営改善支援業務
契約事業者名	株式会社グローバル・ヘルス・コンサルティング・ジャパン
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は 見積り者数	見積者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	52,590,000 円
随意契約理由	次の条件を全て満たす委託先がほかにないことから、随意契約が行われている。

	<p>(1) 宮崎県立病院経営改善支援業務の実施にあたっては、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>①DPC 分析ツールを開発（共同開発を含む）しており、DPC 分析に高い専門知識・ノウハウを有し、かつ、コンサルティング実績を豊富に有すること。</p> <p>②類似病院の診療内容に関する DPC のベンチマークを豊富に有すること。</p> <p>③診療内容に踏み込んだ提案を行うため、高い見識を備えた医療職スタッフ（医師、看護師、薬剤師、助産師、診療情報管理士等）がいること。</p> <p>④経営分析に関する人材育成プログラムの実績があること。</p>
--	---

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	14,436	52,799	52,675
契約額(契約金額)	14,421	52,712	52,590
落札率	99.9%	99.8%	99.8%

3) 指摘事項

指摘事項9-⑤ 予定価格の積算根拠の明示について

本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託業務に係る積算資料が作成されている。しかし、当該積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。

このため、所管部署に対して、当該積算資料における項目、単価等の根拠について質問したところ、業者から参考見積書を入手して積算したとのことである。

しかし、起案文書等には、当該参考見積書は添付されておらず、参考見積書を入手したこと、参考見積書の内容を検討したことも記載されていない。

予定価格は、病院局財務規程にあるとおり適正に定める必要があり、予定価格の積算根拠は、項目、数量、単価等の妥当性を検討する上で重要な情報である。

(予定価格)

第104条 (略)

2 (略)

3 予定価格を定める場合においては、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務は、見積者数 1 者の随意契約であり、落札率は 99%超である。すなわち、業者から入手した参考見積書を前提として予定価格を算定し、当該価格に極めて近似した価格で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。

以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。

指摘事項 9-⑥ 随意契約に係る適切な運用について

県は、上記「2) 委託契約の概要」に記載したとおり、3 年間継続して 1 者と随意契約を行っており、契約額は、通算で 1 億 2 千万余と多額である。

随意契約理由は次のとおりであり、契約を行うために必要な条件を満たす業者が 1 者しかいないことを理由として、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に基づいて契約が行われている。

6 随意契約の理由

(1) 宮崎県立病院経営改善支援業務の実施にあたっては、次の要件を満たす必要がある。

- ① DPC 分析ツールを開発（共同開発を含む）しており、DPC 分析に高い専門知識・ノウハウを有し、かつ、コンサルティング実績を豊富に有すること。
- ② 類似病院の診療内容に関する DPC のベンチマークを豊富に有すること。
- ③ 診療内容に踏み込んだ提案を行うため、高い見識を備えた医療職スタッフ（医師、看護師、薬剤師、助産師、診療情報管理士等）がいること。
- ④ 経営分析に関する人材育成プログラムの実績があること。

(2) (略)

(3) これらの条件を全て満たす委託先がほかにないことから、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約とすることとし、病院局財務規程第 121 条第 1 項の規定に基づき、株式会社グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン (GHC) から見積書を徴する。

出所)「予算執行何書」より抜粋

随意契約の理由に定められた上記の要件について、「これらの条件を全て満たす委託先が他にないこと」を示す根拠資料の閲覧を県へ依頼したところ、県が平成 28 年度に複数の医療経営コンサルタントについて調査した結果の提出を受けた。県によれば、調査は平成 28 年度に実施したが、その後は実施していないとのことである。本業務は、あくまで単年度契約であり、調査対象となった各事業者の状況も経年で変化する可能性もある。このため、契約の都度、すなわち毎年度、上記の要件を満たす業者の有無の調査が必要であるが、県は平成 29 年度、平成 30 年度は調査していない。よって、県は、本業務について、毎年度、調査を実施すべきであったと考える。

また、「(1)③診療内容に踏み込んだ提案を行うため、高い見識を備えた医療職スタッフ(医師、看護師、薬剤師、助産師、診療情報管理士等)がいること。」について、本条件の必要性は理解できるものの、医療スタッフに係る知識・経験・職種等について具体的な記載がない。このため、当該項目を入れる場合には、可能な限り医療スタッフに係る知識・経験・職種等を具体化することが望ましい。

なお、本業務は専門性が高い業務であり、事業費も多額であり、かつ、事実上複数年に跨って業務が実施されている。このため、業者の選定に当たっては、公平性、透明性、客観性等を確保することが重要である。よって、本件のような業務に係る業者選定方法としては、公募プロポーザル方式等を検討することも考えられる。

⑥臨床検査業務（臨床検査）委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、宮崎県から臨床検査科を通して発注された依頼書により所定の検査を行い、その結果を速やかに報告するとともに、検査物及び報告書の集配を指示により行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立宮崎病院
契約名称	臨床検査業務（臨床検査）委託
契約事業者名	(株) エスアールエル (株) LSI メディエンス
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 2 者
契約金額（円；税込）	91,812,000 円（単価契約）

随意契約理由	明確な理由は起案文書等に記載されていない。
--------	-----------------------

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	79,200	81,600	91,857
契約額(契約金額)	79,100	78,877	91,812
落札率	99.9%	96.7%	99.9%

3) 指摘事項

指摘事項9-⑦ 随意契約理由の明確化について

本業務は、病院における臨床検査を委託するもので、県立宮崎病院では地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づいて随意契約を行っている。

(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 (略)
- 2 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

出所)「地方公営企業法施行令」より抜粋

県立宮崎病院で作成された決裁伺書によれば、次のとおり、契約方法は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づく随意契約である旨が記載されているが、同法の規定に該当する根拠は記載されていない。このため、随意契約による契約方法が適切か客観的に判断できない。

4 契約方法 随意契約 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

出所)「決裁伺書」より抜粋

よって、県は、原則として競争入札等の競争に付することを念頭に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の要件に該当する場合は、その根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

4) 監査の意見

監査の意見 9-① 県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について

本業務に関して、各県立病院で契約された検査項目及びその契約額の一例を比較すると次のとおりとなる。

(単位：円)

項目	県立宮崎病院	県立延岡病院	県立日南病院
IgM-HBc 抗体	865	1,200	—
クラミジア トロコモテイス DNA (PCR)	800	1,300	1,200
グリオアルブミン	187	400	350
抗胃壁細胞抗体	—	8,000	2,400
抗内因子抗体	20,000	13,000	14,000
クロナセパム	1,700	—	1,750
サイトメガロウイルス IgG (EIA)	850	1,300	1,200
サイトメガロウイルス IgM (EIA)	850	1,300	1,200
EBウイルス 抗 VCA IgM (EIA)	850	1,300	1,250

出所)「県資料」より抜粋

上表のとおり、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立宮崎病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。

結果として、各県立病院は、金額の根拠の妥当性を業者から聴取した見積書のみで判断しており、他の県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報を有効に活用出来ていないと考えられる。

よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。

⑦洗濯業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、①院外洗濯業務、②洗濯物サプライ等業務について、仕様書に定められた内容の業務を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立延岡病院
-------	--------

契約名称	洗濯業務委託
契約事業者名	株式会社南国リネンサプライ
契約期間	平成30年4月1日～平成30年4月30日、平成30年5月1日から平成31年3月31日
契約方法	平成30年4月1日から平成30年4月30日：随意契約 平成30年5月1日から平成31年3月31日：一般競争入札
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ※平成30年4月1日から平成30年4月30日：随意契約
入札参加者数又は見積り者数	随意契約：見積り者数 1者 一般競争入札：入札参加者数 1者
契約金額（円；税込）	27,523,400円
随意契約理由	緊急の必要により競争入札に付することができなかったため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	28,143	27,785	27,650
契約額(契約金額)	26,567	27,237	27,523
落札率	94.4%	98.0%	99.5%

3) 指摘事項

指摘事項9-⑧ 契約業務の実施に係る組織内統制行為の有効性について

本業務は、次の業務内容及び入札スケジュールで一般競争入札(以下、本業務において「1度目の一般競争入札」という。)が実施されている。

○業務内容

1 業務場所 県立延岡病院

2 業務委託内容 県立延岡病院洗濯業務

3 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

○入札スケジュール

平成30年3月9日(金) 入札公告日

平成30年3月19日(月) 入札参加資格証明書類提出締切

平成30年3月27日(火) 入札日・開札日
 平成30年4月1日(日) 契約締結、委託業務開始

出所)「県資料」より抜粋

しかし、1度目の一般競争入札では、入札業者からの入札金額は入札書比較価格を下回ることができず、結果として次のとおり不落となっている。

開札調書				
件名	洗濯業務委託			
場所	延岡市新小路2丁目1番地10(県立延岡病院)			
開札年月日	平成30年3月27日			
予定価格	金 28,276,880円也			
入札書比較価格	金 26,182,297円也			
入札者氏名	第1回入札	第2回入札	最低者協議	摘要
株式会社南国リ ネンサプライ	27,143,390	26,671,760		不落(中止)

出所)「開札調書」より抜粋

この状況を踏まえ、県は、洗濯業務は病院事業にとって不可欠かつ中断できない業務であり、再入札する期間もないため、平成30年4月1日から1か月のみを契約期間として随意契約で業者選定している。その後、改めて平成30年5月1日から平成31年3月31日を契約期間とした一般競争入札(以下、本業務において「2度目の一般競争入札」という。)を実施し、業者選定を行っている。なお、2度目の一般競争入札では入札業者の入札金額は予定価格の範囲内であり、契約が行われ業務が提供されている。

1度目の一般競争入札に係る予定価格の積算内訳を検討したところ、次のとおりの積算が行われているが、予定価格の積算基礎のうち洗濯業務について「消費税込み」の金額で計算すべきであるにもかかわらず、誤って「消費税抜き」の金額で予定価格が計算されていた。

1 積算基礎

①洗濯業務費 =20,431,760円

※洗濯業務費は、本来は消費税込み22,066,301円であるが、誤って消費税抜きの20,431,760円で算定している。

- ②人件費相当額 =7,845,120 円
③委託費合計額 (①+②) =28,276,880 円

2 予定価格 28,276,880 円

※上記の洗濯業務費について本来の金額 22,066,301 円で積算した場合の正しい
予定価格は、29,911,421 円である。

出所)「県資料」より監査人作成

仮に、当初から洗濯業務費について「消費税込み」の金額で予定価格を計算していた場合、業者の見積額と比較すると次のとおりであり、1 度目の一般競争入札で問題なく落札されていたこととなる。

- ① 予定価格 29,911,421 円
② 入札書比較価格 27,695,760 円 (=①29,911,421 円÷1.08)
③ 1 度目の一般競争入札における第 1 回入札額 27,143,390 円
④ ②と③の比較 27,695,760 円>27,143,390 円
⑤ 結 論 正しい予定価格であれば、1 度目の一般競争入札の第 1 回入札
で落札されていた。

出所)「県資料」より監査人作成

よって、本業務に関しては、予定価格の積算のうち消費税の取り扱いに関する単純な事務の誤りにより、1 か月の随意契約の手続き及び 2 度目の一般競争入札の手続きが生じ、非効率な事務が発生している。

このような事務の誤りが生じたのは、担当者の誤りに加え、上席者が当該誤りを発見できなかったことによるものであり、組織内の統制行為が有効に機能していなかったためと考えられる。

従って、県は、一般競争入札等委託契約業務の実施に当たっては、組織内の統制行為が有効に機能するように、特に上席者は、予定価格の積算等重要事項の確認に留意する必要がある。

⑧臨床検査業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県から依頼を受けた臨床検査業務を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立延岡病院
契約名称	臨床検査業務委託
契約事業者名	株式会社エスアールエル 株式会社 LSI メディエンス 株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は 見積り者数	見積り者数 3 者
契約金額 (円 ; 税込)	51,146,000 円 (単価契約)
随意契約理由	委託検査については、対象となる検査項目が多岐にわたり、 特殊な検査であることも踏まえ、競争入札に馴染まず、随意 契約とされたものである。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	—
契約額(契約金額)	44,710	49,740	51,146
落札率	—	—	—

3) 指摘事項

指摘事項 9-⑨ 予定価格調書省略に係る根拠の明確化について

病院局では病院局財務規程第 120 条に規定のとおり、原則として予定価格調書を作成する必要があり、同条但し書きに該当する場合は、予定価格調書の省略が認められる。

(予定価格)

第 120 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 104 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、その契約が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認

められるもの

(2) 予定価格が100万円未満のもので契約担当者が省略しても支障がないと認めるもの

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。

よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規則第120条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

4) 監査の意見

監査の意見 9-② 県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について

本業務に関して、各県立病院で契約された検査項目及びその契約額の一例を比較すると次のとおりとなる。

(単位：円)

項目	県立宮崎病院	県立延岡病院	県立日南病院
IgM-HBc 抗体	865	1,200	—
クラミア トロコマティス DNA (PCR)	800	1,300	1,200
グリコアルブミン	187	400	350
抗胃壁細胞抗体	—	8,000	2,400
抗内因子抗体	20,000	13,000	14,000
クオセパム	1,700	—	1,750
サイトメガロウイルス IgG (EIA)	850	1,300	1,200
サイトメガロウイルス IgM (EIA)	850	1,300	1,200
EBウイルス 抗 VCA IgM (EIA)	850	1,300	1,250

出所)「県資料」より抜粋

上表のとおり、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立延岡病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。

結果として、各県立病院は、金額の根拠の妥当性を業者から聴取した見積書のみで判断しており、他の県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報を有効に活用出来ていないと考えられる。

よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の

検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。

⑨遠隔画像読影業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県立延岡病院からの CT・MRI 等の画像読影依頼に対して、業者が画像読影を行い、その所見を読影報告書として報告するものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立延岡病院
契約名称	遠隔画像読影業務委託
契約事業者名	株式会社ネット・メディカルセンター
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は 見積り者数	見積者数 1 者
契約金額 (円 ; 税込)	41,259,000 円 (単価契約)
随意契約理由	遠隔画像診断は、医療の中樞を成す部分であり、機器に支障が出た場合の即時対応が可能なのは当該業者以外にないため。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	—
契約額(契約金額)	33,551	39,524	41,259
落札率	—	—	—

3) 指摘事項

指摘事項 9-⑩ 予定価格調書省略に係る根拠の明確化について

病院局では病院局財務規程第 120 条に規定のとおり、原則として予定価格調書を作成する必要があり、同条但し書きに該当する場合は、予定価格調書の省略が認められる。

(予定価格)

第 120 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 104 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、その契約が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるもの

(2) 予定価格が 100 万円未満のもので契約担当者が省略しても支障がないと認めるもの

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。

よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規程第 120 条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

⑩臨床検査委託業務

1) 事業及び委託業務の概要

定められた検査実施基準により、依頼項目の検査を行い、期日までに結果を報告する

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立日南病院
契約名称	臨床検査委託業務
契約事業者名	株式会社エスアールエル 株式会社ビー・エム・エル 株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー宮崎営業所
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 3 者
契約金額 (円 ; 税込)	20,693,649 円 (単価契約)
随意契約理由	宮崎県内に営業所がある業者で、当院が外部委託を必要とする検査項目に対応できる業者が 3 者しかいないため。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	—
契約額(契約金額)	19,834	20,000	20,693
落札率	—	—	—

3) 指摘事項

指摘事項9-① 随意契約理由の再検討について

本業務は、病院における臨床検査を委託するもので、県立日南病院では地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づいて随意契約を行っている。

(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 (略)

2 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

出所「地方公営企業法施行令」より抜粋

県立日南病院で作成された決裁伺書によれば、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に該当する根拠は、次のとおり対応可能な業者が限定され、特定の業者へ委託せざるを得ないためとのことである。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 件名 | 平成30年度 臨床検査委託 |
| 2 | 決定業者 | (1) 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(株)エスアールエル

(2) 宮崎市新別府町藪田164番1
(株)ビー・エム・エル宮崎営業所

(3) 宮崎市田代町101番地
(株)クリニカルパソロジーラボラトリー |
| 3 | 内訳 | (略) |
| 4 | 契約方法 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約

(宮崎県内に営業所がある業者で、当院が外部委託を必要とする検査 |

項目に対応できる業者が上記の3業者しかないため)

出所)「決裁伺書」より抜粋

しかし、本業務と同じ臨床検査業務は、他の県立病院も同様に業者へ委託を行っており、各病院が見積書を徴取した業者一覧は次のとおりである。

(単位：千円)

病院名	見積徴取業者名		
県立日南病院	(株)エスアールエル	(株)ビー・エム・エル 宮崎営業所	(株)クリニカルパソロ ジーラボラトリー
県立宮崎病院	(株)エスアールエル	(株)LSI メディエンス	—
県立延岡病院	(株)エスアールエル	(株)LSI メディエンス	(株)クリニカルパソロ ジーラボラトリー

出所)「県資料」より抜粋

上表のとおり、同じ臨床検査業務であるが各病院が見積書を徴取した業者は異なっている。このため、県立日南病院が記載した「宮崎県内に営業所がある業者で、当院が外部委託を必要とする検査項目に対応できる業者が上記の3業者しかない」という記述は誤っており、これを根拠とした随意契約は不適切である。

よって、県は、県立日南病院における臨床検査業務委託について、原則として競争入札等の競争に付することを念頭に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の要件に該当するか再検討を行う必要がある。

指摘事項9-⑫ 予定価格調書省略に係る根拠の明確化について

病院局では病院局財務規程第120条に規定のとおり、原則として予定価格調書を作成する必要があり、同条但し書きに該当する場合は、予定価格調書の省略が認められる。

(予定価格)

第120条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第104条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、その契約が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるもの

(2) 予定価格が100万円未満のもので契約担当者が省略しても支障がないと認めるもの

出所)「病院局財務規程」より抜粋

本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。

よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規程第120条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。

4) 監査の意見

監査の意見9-③ 県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について

本業務に関して、各県立病院で契約された検査項目及びその契約額の一例を比較すると次のとおりとなる。

(単位：円)

項目	県立宮崎病院	県立延岡病院	県立日南病院
IgM-HBc 抗体	865	1,200	—
クラミア トロコマティス DNA (PCR)	800	1,300	1,200
グリコアルブミン	187	400	350
抗胃壁細胞抗体	—	8,000	2,400
抗内因子抗体	20,000	13,000	14,000
クロナセパム	1,700	—	1,750
サイトメガロウイルス IgG (EIA)	850	1,300	1,200
サイトメガロウイルス IgM (EIA)	850	1,300	1,200
EBウイルス 抗 VCA IgM (EIA)	850	1,300	1,250

出所)「県資料」より抜粋

上表のとおり、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立日南病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。

結果として、各県立病院は、金額の根拠の妥当性を業者から聴取した見積書のみで判断しており、他の県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報を有効に活用出来ていないと考えられる。

よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。

⑩県立日南病院給食（献立作成及び食材調達等）業務

1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、県立日南病院における病院給食について、献立作成及び食材調達等を委託するものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	県立日南病院
契約名称	県立日南病院給食（献立作成及び食材調達等）業務
契約事業者名	富士産業株式会社
契約期間	平成30年10月1日から平成33年9月30日（長期継続契約）
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	－
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 1者
契約金額（円；税込）	52,488,000円
随意契約理由	－

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	－	－	53,190
契約額(契約金額)	－	－	52,488
落札率	－	－	98.7%

3) 監査の意見

監査の意見9-④ 業務の委託化に係る効果の検証について

本業務は、県立日南病院における患者へ提供する給食について、病院による直営から外部業者へ委託されたものである。

県は、本業務の検討に当たり委託による効果額を次のとおり算定しており、6か月当たり約70万円の経費節減効果があるとしている。

1 全面委託後の経費削減見込み

(1) 県の臨時職員5名→0名 による人件費減見込み額 △7,439,795円

基本給	栄養士 2 名	10,040 円×365 日×2 人	= 7,329,200 円
	事務員 3 名	6,210 円×365 日×3 人	= 6,799,950 円
	通勤手当	2,056 円×365 日	= 750,440 円
		(年額)	14,879,590 円
		(6 か月)	7,439,795 円

(2) 県の管理栄養士 (4 名) の時間外手当の削減見込み△1,008,963 円

	時間外時間	時間外手当額
平成 29 年上半期実績	167 時間	324,749 円
下半期実績	621 時間	1,333,712 円
差	+454 時間	+1,008,963 円

削減見込み合計	(1) 7,439,795 円
	<u>(2) 1,008,963 円</u>
	8,448,758 円

2 全面委託後の増収見込み額

(1) 栄養指導料見込額+319,000 円

平成 29 年度実績 638,000 円 (年間) 319,000 円 (6 か月)

(2) 栄養サポートチーム加算見込額+780,000 円

平成 29 年度実績 780,000 円 (6 か月)

増収見込み合計	(1) 319,000 円
	<u>(2) 780,000 円</u>
	1,009,000 円

3 平成 30 年度給食業務委託費積算額 (6 か月) 8,865,000 円 (税込)

4 全面委託後の収支

(削減額)	8,448,758 円
(増収額)	1,099,000 円
<u>(委託費用) △8,865,000 円</u>	
	+682,758 円

出所)「県立日南病院の患者給食業務全面委託による効果」

経費節減効果の算定額は、上記のとおりであるが、県は実際にどの程度の効果があったのか、経費節減効果額の検証は行っていない。

委託を行う判断基準としては、経費が節減されること、業務の水準に関する有効性や効率性が向上すること等が考えられる。このため、新たに委託を行った際は、当初算定した経費節減効果があったのか検討することが重要である。

このため、県は、本業務について、経費節減効果額の検証を行うことが望ましい。なお、前述のとおり、委託業務は、業務の水準に関する有効性や効率性の観点からも検討されるものであるため、経費節減効果が当初どおりでない場合であっても直ちに自営へ戻すべきことを示すものではないが、明らかに経費節減効果がなく、むしろ経費が増大したような場合は、委託の妥当性を改めて検討する必要があると考えられる。

10. 県議会事務局

(1) 抽出した委託契約

県議会事務局において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	議員寮管理業務委託（総務課）	3,641		○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2) 個別監査結果

① 議員寮管理業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県では、遠隔地から登庁する議員の宿泊施設として、宮崎市松橋にある「宮崎県議会議員寮」を提供している。本委託業務は、当該議員寮の適正な管理運営に資するため、議員寮及び敷地内の維持管理業務と清掃及び朝食の提供等の業務を外部に委託するものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	総務課
契約名称	宮崎県議会議員寮管理業務委託
契約事業者名	株式会社文化コーポレーション
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数1者
契約金額（円；税込）	3,641,760円
随意契約理由	議員寮管理の性質上、信頼のおける業者が望ましいことから、入札条件を以下のとおり設定した。 1) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第2条に規定する資格を有し、競争入札参加者名簿（そのI）清掃業務に登録された者であること。 2) 名簿において等級Aに格付されている者であること。

	<p>3) 県内に本店を有する者であること。</p> <p>4) 平成 24 年度以降（過去 5 年間）に本業務と同種の業務を履行した実績のある者。</p> <p>上記の条件に合致する業者は 2 者のみであり、2 者による指名競争入札を行うこととし、2 者に指名通知を行ったが、内 1 者が管理人の人材確保が困難であることを理由に入札を辞退したため、入札を中止した。</p> <p>以上より、受託可能な業者は 1 者しかない。</p>
--	---

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	2,898	2,418	3,658
契約額(契約金額)	(当初) 2,898 (変更) 2,786	2,418	3,541
落札率	(当初) 100%	100%	99.6%

3) 指摘事項

指摘事項 10-① 入札条件について

随意契約理由に記載のとおり、本委託業務は、指名競争入札を行うことを予定し、平成 30 年 3 月 9 日に 2 者に対し「指名競争入札通知書」を送付したが、その後、1 者が辞退したため、急遽指名競争入札を中止し、契約者との間で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結したものである。

ここで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によって随意契約を行う場合とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する場合であるが、本契約に当てはめると、入札条件に合致する業者は 1 者のみとなり、競争入札に適しないと判断されたものである。しかしながら、入札条件に合致する業者は 1 者のみであるが、そもそも地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用することが妥当かの判断は、入札条件自体が業務内容に比べて過大な要件を要求しており、入札条件を緩和すれば、競争入札が可能だった可能性も検討しなければならない。ここで、現に、翌年度においては、過去 5 年間ではなく過去 10 年間の間に本業務と同種の業務を履行した実績のある者に条件を緩和することにより、3 者による指名競争入札が可能となっている。

以上より、本来であれば、本契約においても信頼のおける業者を選定するために、どこまで入札条件を緩和できるかを検討し、その上で競争入札を実施すべきであった。

なお、一般的に、委託業務(サービス業務)の内容に比べて過度の入札条件を課してい

るかどうかの判断基準としては、以下のようなものがある。

- 1) サービス等に過度の条件を要求していないか
 (例) 必要以上に高品質なサービス
 (例) サポート先、サポート体制の指定
- 2) サービス等に係る仕様とは関係のない条件又は過度のサービスを付していないか。
- 3) 業務の実績要件で、過度の実績要件を課していないか。
 (例) 一定規模以上の施設でのサービスの実績
- 4) 業務の実績要件で、過度に「地域」「サービス実績」等を限定していないか。
 (例) ○○地域内での実績
 (例) ○○年間継続して実績経験を有していること
- 5) 業務の実績要件で、過度に発注先を限定していないか。
 (例) 公的機関からの受注経験
- 6) 必要以上に担当者の「資格」要件を課していないか。
 (例) 業務従事者は○○の資格を有していること。

指摘事項10-② 入札取りやめの妥当性について

前述のとおり、本委託契約は、急遽指名競争入札を中止し、契約者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものである。ここで、本来であれば、入札条件に合致する業者が1者となった場合には入札を取りやめることは、事前に指名競争入札通知書(一般競争入札であれば公告)及び入札説明書において明確にしておくべきであった。これは、地方自治法施行令第167条の6第1項の「入札について必要な事項」に該当すると判断されるからである。

今後このような事例が生じる可能性があるなら、指名競争入札通知書(一般競争入札であれば公告)及び入札説明書に、入札を中止する条件を明確に記載する必要がある。

(参考)一者応札の場合の県の対応について

県は、初回の入札参加者が1者であった場合の対応として、一般競争入札の場合には、入札を継続し、指名競争入札の場合には不調として入札を取りやめる取り扱いを一般的に行っている。指名競争入札の場合、一者応札となった時点で競争性が働かないと判断して不調とする対応は問題ないと思われる。

但し、「入札者が1人の場合は入札を行わない」旨を指名競争入札通知書に明示していない場合には、本来であれば入札を行わなければならない(「地方財務実務提要」5965頁、「入札者が1人になった場合の取り扱い」参照)。つまり、指名競争入札の場合において不調として入札を取りやめる取扱いは、指名競争入札通知書にその旨の記載が前提となってい

ることに注意が必要である。

4) 監査の意見

監査の意見 10-① 事業の効率性の低下への対応について

本業務は、平成 29 年度までは個人と業務契約を締結しており、議会議員寮管理業務は、当該業務契約を締結した個人(管理人)と、県の非常勤職員の 2 名体制で実施していた。平成 30 年度においては、法人(株式会社)との契約により、管理人 1 人と補助職員(非常勤) 1 人体制で業務を実施している。令和元年度においては、常勤 2 名体制で業務を実施している。このように、過去数年間においては、業務の仕様が変更(拡大)されており、その結果、委託業務契約額は、平成 29 年度が 2,418 千円、平成 30 年度が 3,642 千円、令和元年度は 5,040 千円と増加傾向にある。

一方、議員寮の利用者は、過去数年間においては減少傾向にある。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延宿泊利用者数	698	828	777	721	631
実利用者数	162	164	151	149	143

以上より、本業務は過去数年間においてサービス面では向上しているとしても、事業の効率性(利用者 1 人当たりのコスト)の面では、確実に低下している。県としては、事業として本業務を実施していく以上、契約額の圧縮や利用方法の検討等による事業の効率性の向上に向けた検討を続けることが必要である。

監査の意見 10-② 議員寮の在り方について

前述のとおり、利用者は過去数年において着実に減少している。利用者数減少の理由は、宮崎市における宿泊施設の多様化(ビジネスホテル等)による相対的な利用便益の減少(議員寮には部屋にバス、トイレがない)、施設の老朽化などが考えられるが、事業の効率性の向上の面から鑑みると、今後何らかの対策を検討しなければならない。

この点、対策に当たっては、実際に利用している議員、さらには過去には利用していたが近年利用していない議員等への継続的なアンケートや現在策定している個別施設計画の結果等を踏まえ、対策を継続して検討する必要がある。

11. 警察本部

(1)抽出した委託契約

警察本部において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	宮崎県警察通信指令システム新元号改修業務委託 (通信指令課)	10,800		
2	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務委託 (生活環境課)	5,108		
3	液体クロマトグラフタンデム質量分析装置保守点検業務委託 (科学捜査研究所)	5,130		
4	交通安全教育隊業務委託 (交通企画課)	6,339		
5	放置車両確認事務委託 (交通指導課)	18,779	長期契約	○
6	自動車保管場所の現地調査に関する業務の委託 (交通規制課)	64,662	長期契約 単価契約	
7	自動車保管場所のデータ入力等業務委託 (交通規制課)	23,367	長期契約 単価契約	
8	仮免許事務委託 (運転免許課)	21,253	単価契約	○
9	高齢者講習及び検査委託 (運転免許課)	195,583	単価契約	○
10	運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、 原動機付自転車講習業務 (運転免許課)	150,359	長期契約 一部単価 契約	○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(注3) 番号5,6,7,10の決算額については契約が年度途中であるが平成30年度中の事業全体決算額である。

(2)個別監査結果

①放置車両確認事務委託

1) 事業及び委託業務の概要

放置駐車車両の取り締まりを行うため、宮崎北警察署及び宮崎南警察署管内を2名体制で巡回し放置車両を発見した場合には当該車両に張り紙を張るなどして所定の手続きをとるとともに県に対して報告を行う。

2) 委託契約の概要

担当所管課	交通指導課
契約名称	放置車両確認事務委託
契約事業者名	宮崎総合警備株式会社
契約期間	平成30年9月1日から令和3年8月31日
契約方法	総合評価一般競争入札
契約方法の根拠	地方自治法第234条第1項
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 1者
契約金額(円;税込)	58,320,000円

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28、29年度	平成30年度
予定価格	62,568	—	59,805
契約額(契約金額)	53,568	—	58,320
落札率	85.6%	—	97.5%

3) 指摘事項

指摘事項11-① 業者選定のための採点について

最近1年間のトラブル対応・苦情受理状況と題する報告書が提出されており、直近1年間にはトラブルが生じていると判断できる。それにもかかわらず、採点においては「最近1年間、トラブル・苦情が発生していない場合は加点1」に該当するとして1点の加点がされている。これは明らかな誤りである。

採点に誤りが生じると、業者選定の妥当性に関して疑義を持たれかねないといえるから、この点については今後より慎重かつ正確に行うべきである。なお、本件においては当該採点ミスによる影響は幸いなことに生じていないものと思われる。

4) 監査の意見

監査の意見11-① 入札公告について

「会社更正」との記載があり、「会社更生」の誤記である。同種の誤記は他の事業の契約書、仕様書等においても散見されることから、網羅的にチェックをしたうえで是正するべきである。

商法381条1項との記載があるが、これは現在存在しない条文である。法律改正に対応

したうえでしかるべき修正を行うべきである。

②仮免許事務委託

1) 事業及び委託業務の概要

新たに運転免許の取得を希望する者に対し、仮免許の学科試験を実施すること及び仮免許証の作成・交付の事務を行うことについて委託するものである。県民の利便性と地域性を考慮し、県内すべての指定自動車教習所の法人に対し本業務を委託している。

2) 委託契約の概要

担当所管課	運転免許課
契約名称	仮免許事務委託
契約事業者名	宮崎梅田学園株式会社ほか 12 者
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は見積り者数	見積者数 13 者
契約金額 (円 ; 税込)	21, 253, 946 円
随意契約理由	本業務は、指定自動車教習所において仮運転免許の教習を受けた者が同教習所において仮運転免許の試験を受験し、合格者に対して仮運転免許証を交付するための仮運転免許証用紙を作成する事務を委託するものであり、県民の利便性と地域性を考慮して県内の指定自動車教習所の 13 法人とそれぞれに契約をする。

また、過去 3 年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格	—	—	—
契約額(契約金額)	20, 784	20, 446	21, 253
落札率	—	—	—

契約単価が複数ある単価契約のため、契約額は実績額を記載し、予定価格、落札率は記載を省略している。

3) 指摘事項

指摘事項 1 1 -② 見積書について

本業務を実施するに際して各業者から見積書の提出を求めているが、その際、県は見積書の日付について「空欄」とするよう明示的に指示を行っている。文書の作成日付は重要な要素の一つであって、これを空欄とさせれば県民から何らかの不正や実態と異なる運用等があるのではないかというような疑いすら持たれかねない。

このような運用は相当でない。

なお、本業務に関しては、上記のような点を疑うべき事情はなかった。

指摘事項 1 1 -③ 廃業後の処理について

委託先のうち 1 者が契約期間中に廃業し、委託業務の実施ができないこととなった。この点に関し、当該委託先から、他の委託先が引き継いで本業務を行うので影響は生じない旨の文書が提出され、県はそれを受けて当該委託先から違約金等の請求は行わないことと決定した。

しかしながら、当該委託先は廃業するものであるところ、そのような委託先から文書の提出を受けただけでは、引き継ぎ先が本業務を実施するの点について何らの担保もないというべきである。このような場合においては、廃業する委託先ではなく、事業を引き継ぐ委託先から、責任をもって本業務を実施するといった内容の文書を受領し、そのことをもって違約金等の請求は行わないという判断を行うべきだったといえる。

以上のことから、本件における処理は相当でない。

③高齢者講習及び検査委託

1) 事業及び委託業務の概要

運転免許を保有する高齢者に対し、法律上定められた高齢者講習及び認知機能検査を実施するものである。県は、県民の利用しやすさの観点等から、県内及び隣接県の 19 の業者に対しこの業務を委託している。

2) 委託契約の概要

担当所管課	運転免許課
契約名称	高齢者講習及び検査委託
契約事業者名	宮崎梅田学園株式会社ほか 18 者
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
入札参加者数又は	見積者数 19 者

見積り者数	
契約金額（円；税込）	195,583,260 円
随意契約理由	講習の対象者が多数であり、特定の者が受託して本講習を実施することは困難であること、また、高齢者の負担増にもなることから高齢者の利便性を考慮し、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認める県内の自動車教習所及び県境に在住する県民の利便性を考えて、隣県(熊本県・鹿児島県)の自動車教習所とそれぞれに契約をする。

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	—	—	—
契約額(契約金額)	180,378	167,973	195,583
落札率	—	—	—

契約単価が複数ある単価契約のため、契約額は実績額を記載し、予定価格、落札率は記載を省略している。

3) 指摘事項

指摘事項 11-④ 見積書について

本業務を実施するに際して各業者から見積書の提出を求めているが、その際、県は見積書の日付について「空欄」とするよう明示的に指示を行っている。文書の作成日付は重要な要素の一つであって、これを空欄とさせれば県民から何らかの不正や実態と異なる運用等があるのではないかというような疑いすら持たれかねない。

このような運用は相当でない。

なお、本業務に関しては、上記のような点を疑うべき事情はなかった。

指摘事項 11-⑤ 廃業後の処理について

委託先のうち1者が契約期間中に廃業し、委託業務の実施ができなくなった。この点に関し、当該委託先から、他の委託先が引き継いで本業務を行うので影響は生じない旨の文書が提出され、県はそれを受けて当該委託先から違約金等の請求は行わないことと決定した。

しかしながら、当該委託先は廃業するものであるところ、そのような委託先から文書の提出を受けただけでは、引き継ぎ先が本業務を実施するのかという点について何らの担保もない

というべきである。このような場合においては、廃業する委託先ではなく、事業を引き継ぐ委託先から、責任をもって本業務を実施するといった内容の文書を受領し、そのことをもって違約金等の請求は行わないという判断を行うべきだったといえる。

以上のことから、本件における処理は相当でない。

④運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務

1) 事業及び委託業務の概要

運転免許証更新時の講習や、運転免許停止処分者・違反者に対する講習、原動機付自転車の免許に関する講習を行うものである。

2) 委託契約の概要

担当所管課	運転免許課
契約名称	運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務
契約事業者名	一般財団法人宮崎県交通安全協会
契約期間	平成30年10月1日から令和3年9月30日
契約方法	一般競争入札
契約方法の根拠	地方自治法第234条第1項
入札参加者数又は見積り者数	入札参加者数 1者
契約金額(円;税込)	440,930,304円

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成27年度	平成28、29年度	平成30年度
予定価格	464,693	—	441,135
契約額(契約金額)	464,130	—	440,930
落札率	99.8%	—	99.9%

3) 監査の意見

監査の意見 11-② 委託先の選定について

いわゆる1者入札が続いており、競争性を確保するという点が課題として挙げられる。もっとも、ヒアリングを行った結果によれば、県においてこの課題をしっかりと認識したうえで競争性確保のための努力を具体的に可能な限りで行っているものと評価でき、実際にその効果が出つつあるといえる。

今後もこの課題について認識しながら、さらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。

12. 教育委員会

(1)抽出した委託契約

教育委員会において、監査で抽出された委託契約は以下のとおりである。

番号	委託契約名	決算額(千円)	備考	注2
1	ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運営業務委託（スポーツ振興課）	25,029		
2	スポーツ習慣化促進モデル事業（スポーツ振興課）	1,394		
3	宮崎県立図書館清掃業務委託（県立図書館）	16,297		
4	中央監視管理業務委託（県立美術館）	27,972		
5	通学バス運行業務委託（日南くろしお支援学校）	17,604		○

(注1) 金額は千円未満切捨てている。

(注2) ○は、「(2) 個別監査結果」で、指摘事項又は意見を述べている委託契約である。

(2)個別監査結果

①通学バス運行業務委託

1) 事業及び委託業務の概要

宮崎県立日南くろしお支援学校の通学バスの運行計画に基づくバスの運行に関する業務の委託である。

2) 委託契約の概要

担当所管課	日南くろしお支援学校
契約名称	通学バス運行業務委託
契約事業者名	有限会社モリ運送
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
契約方法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
入札参加者数又は見積り者数	見積り者数 1者
契約金額（円；税込）	17,604,000円
随意契約理由	3月28日に入札を行ったが、入札指名人4者のうち3者が辞退し、応札は1者であった。再入札を行う場合、業者決定並びに契約締結が年度内にできない可能性が高い。地方自治法

	施行令第167条の2第1項第5号の規程にあるとおり、随意契約とした。
--	------------------------------------

また、過去3年間の委託契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予定価格	10,027	17,850	17,669
契約額(契約金額)	8,640	16,200	17,604
落札率	86.1%	90.7%	99.6%

3) 監査の意見

監査の意見12-① 随意理由、入札日程について

本業務は指名競争入札を予定していた。入札説明会が3月22日であり、入札日が3月28日、その間に4者の内3者が辞退する状況となり、次年度当初から業務を開始するには随意契約しかなかったとのことである。前年まで2者による競争が確保されていたため想定外、緊急の事態が生じたことは理解できるが、今後は日程を早める等の措置を講じ想定外の事態にも対処できるようにすることが望まれる。特に本業務は障がい児への理解のある運転士と介助員が必要とのことであるから、業務停滞による児童生徒の安全安心が損なわれないようにする必要がある。

監査の意見12-② 指名入札時の辞退理由について

指名入札時の4事業者のうち3者が入札を辞退している。辞退理由についてヒアリング等を行っていないとのことである。指名入札の実効性と競争性を確保する観点から辞退理由の確認を行うことは意義あることと考える。